

北区神谷中サブファミリー施設一体型
小中一貫校開校推進協議会報告書

別添資料

平成30年1月

神谷中サブファミリー施設一体型
小中一貫校開校推進協議会

○資料内容

第1回協議会

- 資料1 第1回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会次第
- 資料2 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱
- 資料3 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会傍聴規程
- 資料4 結果等の周知
- 資料5 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針
- 資料6 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過について
- 資料7 神谷公園の都市計画変更について
- 資料8 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校地域住民説明会 質疑の概要
- 資料9 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校「全体構想」の協議方法について
- 資料10 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会及び住民説明会開催予定

第2回協議会

- 資料1 第2回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会次第
- 資料2 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針
- 資料3 資料集
- 資料4 施設一体型小中一貫校の位置付け
- 資料5 推進体制及びスケジュールについて
- 資料6 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の教育内容 について
- 資料7 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の学校経営について
- 資料8 通学区域について
- 資料9 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の施設の考え方について
- 資料10 第1回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

第3回協議会

- 資料1 第3回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会次第
- 資料2 北区小中一貫教育のこれまでの流れ
- 資料3 主な施設の考え方と想定される学校の規模
- 資料4 学校施設を利用した地域活動事例
- 資料5 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過について
- 資料6 ケース3（基本方針における土地活用構想）の補足説明
- 資料7 北区立小・中学校整備方針

資料 8 23区の施設一体型小中一貫校

資料 9 第2回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

第4回協議会

資料 1 第4回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会次第

資料 2 施設イメージの例

資料 3 学校施設整備の進め方

資料 4 周辺整備について

資料 5 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について（報告書）」未定稿

資料 6 第3回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

第5回協議会

資料 1 第5回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会次第

資料 2 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書（案）

資料 3 第4回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

平成29年6月29日
神谷ふれあい館

第1回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 次第

- 1 北区教育委員会清正教育長挨拶
- 2 委嘱状交付（席上配布）
- 3 委員自己紹介
- 4 協議会の運営について
 - （1）設置要綱について
 - （2）傍聴規程について
 - （3）座長・副座長の選出について
 - （4）結果等の周知について
- 5 「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」について
- 6 全体構想の協議方法について
- 7 今後のスケジュールについて
- 8 その他

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱

29北教教政第1308号
平成29年6月23日
教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、神谷中サブファミリーエリア（北区立稲田小学校、北区立神谷小学校及び北区立神谷中学校の学区域をいう。以下「サブファミリーエリア」という。）に施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行うため、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、全体構想を策定するために必要な次に掲げる事項について、基本方針を踏まえ協議するものとする。

- (1) 開校に向けた推進体制に関すること。
- (2) 教育内容及び学校経営の骨子に関すること。
- (3) 学校施設の概要・規模・配置等に関すること。
- (4) 学校施設整備の進め方に関すること。
- (5) 学校周辺の整備に関すること。
- (6) その他、全体構想を策定するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、教育長が委嘱する学識経験者2名以内、サブファミリーエリア内の各町会・自治会からの推薦委員1名、各青少年地区委員会からの推薦委員1名、各小中学校PTAからの推薦委員2名、各小中学校の校長及び副校長並びに区に勤務する職員3名以内の委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議を欠席する委員は、座長の許可を得て代理の者を会議に出席させることが出来る。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、

教育長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、委員以外の者を出席させることができる。

5 協議会の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

付 則（平成29年6月23日教育長決裁29北教教政第1308号）
この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

別 表

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会委員名簿
(敬称略)

	所 属	氏 名	
学識経験者	筑波大学教授	藤井 穂高	
	法政大学教授	杉崎 和久	
町会・自治会 等推薦委員 【最大13 名】	神谷一丁目町会	三浦 軍時	
	神谷二丁目南町会	下山 豊	
	神谷二丁目中町会	山本 鑛一	
	神谷二丁目北町会	森 薫弘	
	神谷三丁目町会	安田 勝彦	
	神谷新生自治会	岡山 嘉夫	
	富士自治会	服部 健二	
	神谷堀公園ハイツ自治会	中條 壽信	
	神谷二丁目12号棟自治会	庄司 純子	
	赤羽南自治会	金子 勝男	
	赤羽南一丁目団地自治会	矢本 守	
	東十条5丁目町会	浜田 美佐子	
	東十条6丁目町会	加藤 正志	
	青少年 地区委員会 推薦委員 【3名】	青少年神谷地区委員会	河村 謙
		青少年赤羽地区委員会	北村 由紀子
青少年東十条地区委員会		鈴木 将雄	
小中学校 PTA 推薦委員 【6名】	神谷小学校PTA(2名)	中根 健二	
		横田 雅美	
	稲田小学校PTA(2名)	溝口 文康	
		山岸 真朗	
神谷中学校PTA(2名)	内田 靖徳		
	森田 薫		
小中学校 代表 【6名】	神谷小学校校長	大塚 順司	
	神谷小学校副校長	鎌田 康史	
	稲田小学校校長	小島 みつる	
	稲田小学校副校長	小杉 晃	
	神谷中学校校長	島津 睦雄	
	神谷中学校副校長	関根 克洋	
区職員 【3名】	子ども未来部長	栗原 敏明	
	まちづくり部長	横尾 政弘	
	土木部長	荒田 博	

【事務局】

事務局	教育振興部長	田草川 昭夫
	教育政策課長	野尻 浩行
	学校改築施設管理課長	鈴木 正彦
	学校支援課長	浅香 光男
	生涯学習・学校地域連携課長	古平 聡
	教育指導課長	山崎 隆
	子ども未来課長	銭場 多喜夫
	営繕課長	丸本 秀昭
	都市計画課長	寺田 雅夫
	道路公園課長	佐野 正徳
	教育指導課指導係統括指導主事	水浦 茂樹
	教育政策課教育政策主査	石山 永夫
	教育政策課指導主事	大塚 尚弘
	教育政策課	槇 朋子
	教育政策課	田中 堅一郎
	教育政策課	箴島 茂久

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の人数)

第2条 傍聴人の人数は、各会場の収容人員に応じて、座長が決定する。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の座長（以下「座長」という。）に自己の住所及び氏名を申し出て、傍聴受付簿（第1号様式）に必要な事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により傍聴受付簿に記入した者の数が、第2条の規定により座長が決定した人数を超えるときは、当該記入した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は係員に傍聴券を呈示し、傍聴席につかなければならない。

4 傍聴人は傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴席にある者は静粛を旨とし、次に掲げる事項をしてはならない。

(1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること

(2) 私語、雑談、又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。

(3) みだりに傍聴席を離れること。

(4) 飲食又は喫煙をすること。

(5) 前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

(撮影・録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合はこの限りでない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反したときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これに退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 座長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

2 協議会において会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は、座長の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

第1号様式
傍聴受付簿

年 月 日

受付番号	氏名	住所	抽選結果

(注意) 本簿に記入されても、記入者が定員を超えた場合又は会議が非公開となった場合は、傍聴できないことがあります。あらかじめご了承ください。

結果等の周知

- 1 「協議会だより」
 - 事務局が「協議会だより（案）」を作成し、座長に確認していただいたうえで、協議会委員へ送付します。
 - 神谷中サブファミリー内にお住いの皆さまへは、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせします。
 - 神谷中サブファミリー内の小中学校の児童及び生徒を通じて、全保護者へ配付します。
 - 神谷中サブファミリー内の幼稚園、保育園、児童館へ館内での掲示を依頼します。
 - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局教育政策課及び図書館で、どなたでも閲覧ができるようにします。
 - 北区ホームページへ掲載します。

- 2 「協議会議事要録」
 - 事務局が「協議会議事要録（案）」を作成し、座長に確認していただいたうえで、協議会委員へ送付します。発言者名は公開しません（匿名化）。
 - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局教育政策課及び図書館で、どなたでも閲覧ができるようにします。
 - 北区ホームページへ掲載します。

- 3 「協議会資料」
 - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室及び教育委員会事務局教育政策課で、どなたでも閲覧ができるようにします。
 - 傍聴者へも配付します。

北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

平成29年2月

北区教育委員会

目 次

第 1 部	北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針	1
第 2 部	基本方針の考え方	5
1	施設一体型小中一貫校設置の経緯	
(1)	北区における小中一貫教育の経過	5
(2)	北区における小中一貫教育の検証	6
(3)	北区における小中一貫校設置の検討	6
(4)	北区における小中一貫校配置の検討	7
2	施設一体型小中一貫校の構想	
(1)	位置付け	9
(2)	設置意義	9
(3)	指定校制度および通学区域	9
(4)	学校ファミリー構想との関係	10
(5)	教育内容	10
(6)	学校経営	11
(7)	学校施設	12
3	施設一体型小中一貫校の設置に向けて	
(1)	設置協議	13
(2)	設置推進	13
(3)	土地活用構想	14
(4)	設置にあたっての課題	15
(5)	開校に向けた事業スケジュール	15
4	今後の小中一貫教育の展望	16

第1部 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針

北区における小中一貫教育のさらなる充実を図るため、施設一体型小中一貫校を設置します。本方針は、設置について基本となる考え方を明確化するもので、各事項の詳細については今後検討することとします。

1 設置方法及び学校としての位置付け

施設一体型小中一貫校は、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を、学校教育法第一条に定める一つの義務教育学校として設置します。

2 設置の目的

施設一体型小中一貫校は、児童・生徒が、義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで学ぶことのできる学校教育を実施します。

児童・生徒一人ひとりの発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を行うとともに、施設一体型としての利点を活かし、学校教育における新たな取り組みに積極的にチャレンジすることで、教育内容のより一層の充実を図り、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

そして、新たな取り組み等の成果を他の区立小・中学校に発信するとともに、他のサブファミリーにおいても実施可能な取り組み方法等を検討し、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図り、北区の子どもたちの健やかな成長を実現するために設置するものです。

3 設置場所

施設一体型小中一貫校の学校施設は、現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館が所在する土地に新築することとします。また、現神谷中学校敷地北側部分に神谷公園を移設します。

4 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校については、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用します。対象となる稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の通学区域を基本としますが、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

5 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けます。

これまで北区が推進してきた「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」のさらなる充実に向けて、その推進役的な役割を担う学校とします。

6 教育内容

(1) 小中一貫教育の推進

北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム、北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性にも配慮し、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進します。

(2) 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては6-3制を基本とし、4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れることとします。

(3) 教科担任制について

小学校高学年（5年生・6年生）を対象に、教科担任制の導入を図ります。

(4) 部活動について

小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。

(5) 学校行事の実施について

学校行事については、各行事の内容やねらいに応じて、9学年合同での実施や対象学年を区分しての実施など、柔軟な対応を図ります。

7 学校経営

(1) 教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置し、校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名と複数の副校長を配置します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備します。

(2) P T A 活動について

保護者等の意見を十分に踏まえた上で、9学年が一つとなった P T A 活動について、支援方法も含め検討します。

(3) 地域との連携について

地域と一体となった学校経営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

8 学校施設

施設一体型小中一貫校の学校施設については、「北区立小・中学校整備方針」を踏まえ、下記事項に配慮し、整備するものとします。

(1) 施設環境について

9年間の一貫した教育活動・学校経営に適した施設環境を確保します。また、学校と地域が連携し、子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

(2) 施設配置について

児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことに配慮し、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行います。

(3) 安全性について

日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

(4) 防災について

地域の防災拠点として、「災害に強い学校施設」を整備します。

9 設置に向けての進め方

保護者や地域関係者が参加する検討組織により具体的な検討を行うとともに、学校施設の建設を計画的に進めます。

(1) 区民が参画する検討組織の設置

開校に至るまでの間、学校、保護者、地域関係者及び区（教育委員会を含む）関係者で構成する検討組織を設置し、開校に向けた課題について協議します。

(2) 開校までのスケジュール

上記の検討組織における意見等を踏まえ、施設一体型小中一貫校の全体構想を策定します。これを踏まえ、学校施設の新築基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計、解体工事・建設工事等を進めます。

併せて、開校に向けて小中一貫校の教育内容や学校経営の詳細について検討を行っていきます。

10 施設一体型小中一貫校設置後の展開

施設一体型小中一貫校の取組については、その成果を検証し、他のサブファミリーの小中一貫教育に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の充実・強化を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

第2部 基本方針の考え方

1 施設一体型小中一貫校設置の経緯

北区では、平成 15 年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて小中連携教育を推進し、平成 24 年度から全ての小中学校で小中一貫教育を実施してきました。

平成 25 年度～平成 26 年度には、「北区小中一貫教育検証委員会」を設置し、これまでの小中一貫教育の取り組みを検証するとともに、平成 27 年度には、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置、平成 28 年度には、「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校の設置についての検討を行いました。

(1) 北区における小中一貫教育の経過

北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想（平成 15 年 7 月策定）の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきました。

第 1 段階（平成 19～20 年度）

小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成 20 年 11 月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定。

第 2 段階（平成 20～23 年度）

4 つのサブファミリーでモデル事業を推進し、その成果を踏まえ、平成 24 年 2 月に「北区小中一貫教育実施方策策定基準」を策定。

第 3 段階（平成 24 年度～）

平成 24 年 4 月から小中一貫教育を全校で実施。

平成 25 年 7 月に「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成。

（２）北区における小中一貫教育の検証

北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについての検証を行うため、平成 26 年 2 月に北区小中一貫教育検証委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫教育検証委員会報告書」を作成し、今後の北区の小中一貫教育における 3 つの視点とその具体的な推進方法を整理しました。

- 視点 1 就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する
- 視点 2 小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える
- 視点 3 小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する

（３）北区における小中一貫校設置の検討

北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討を行うため、平成 27 年 4 月に北区小中一貫校設置検討委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」を作成し、施設一体型小中一貫校の設置にあたって、5 つの観点から基本的な考え方を整理しました。

- I. 施設一体型小中一貫校の位置付けについて
 - ①施設一体型小中一貫校に期待すること ②学校規模
- II. 施設一体型小中一貫校の教育について
 - ①学年段階の区切り ②教科担任制 ③部活動 ④学校行事
- III. 施設一体型小中一貫校の運営について
 - ①教職員体制 ②PTA 活動 ③地域との連携
- IV. 施設一体型小中一貫校の施設について
 - ①施設環境 ②敷地面積 ③施設配置 ④他施設との複合化
- V. 施設一体型小中一貫校の設置に向けて
 - ①義務教育学校との関係 ②学校改築改修計画との関係 ③準備体制

（４）北区における小中一貫校配置の検討

北区における施設一体型小中一貫校の設置について、対象校の選定等の具体的な検討を行うため、平成 28 年 4 月に北区小中一貫校配置検討委員会を設置しました。

同年 11 月「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を作成し、「北区立小・中学校改築改修計画」において未だ改築計画の定められていない中学校 3 校（堀船中学校・神谷中学校・飛鳥中学校）を候補校として、サブファミリー内の小学校との関係を考慮に入れたうえで、4 つの項目による比較検討を行い、その内容をまとめました。

比較検討項目 1 地域との関係性

比較検討項目 1 の地域との関係性においては、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として 1 つにまとめた場合でも、現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず 1 校は小学校が残ること

サブファミリー	評価基準	総合評価
①堀船中サブファミリー	答申との整合	課題有り
②神谷中サブファミリー	答申との整合	適
③飛鳥中サブファミリー	答申との整合	適

比較検討項目 2 児童数・生徒数の推移

比較検討項目 2 の児童数・生徒数の推移においては、将来的な児童数・生徒数の増加数が最も多く、今後の小・中学校の施設や設備について、改修・改善等の必要性が高いこと

サブファミリー	評価基準	推計（H33）	総合評価
①堀船中サブファミリー	児童・生徒数	24 名増	課題有り
	学級数	2 学級減	
②神谷中サブファミリー	児童・生徒数	263 名増	適
	学級数	5 学級増	
③飛鳥中サブファミリー	児童・生徒数	103 名増	適
	学級数	1 学級増	

比較検討項目3 通学距離

比較検討項目3の通学距離においては、小学生の通学距離の基準である1kmをカバーしており、児童の通学に与える影響が少ないこと

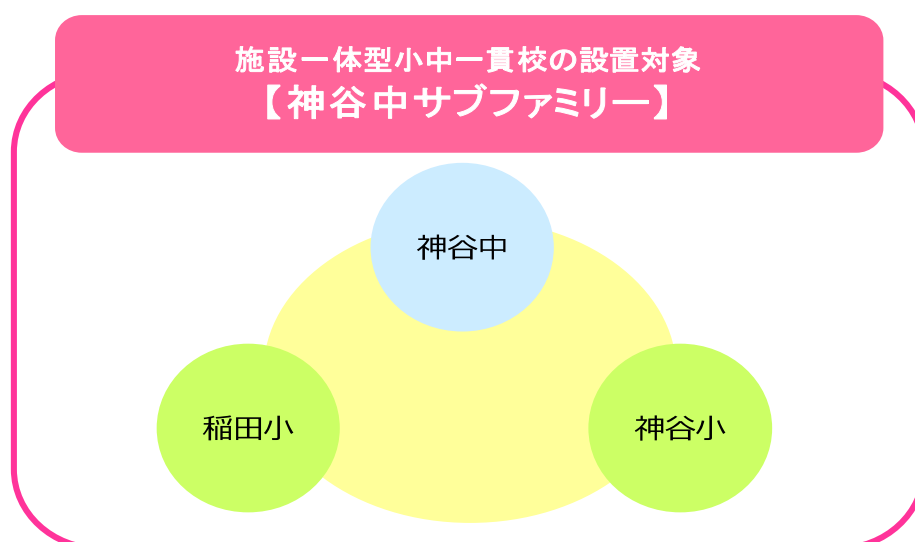
サブファミリー	評価基準	1km以内学区域	総合評価
①堀船中サブファミリー	堀船小学校区	100%	課題有り
	滝野川第五小学校区	57%	
②神谷中サブファミリー	神谷小学校区	100%	適
	稲田小学校区	100%	
③飛鳥中サブファミリー	滝野川小学校区	100%	適
	西ヶ原小学校区	100%	

比較検討項目4 校地面積の確保

比較検討項目4の校地面積の確保においては、周辺の公共施設を学校敷地として一体的に活用することが出来れば、施設一体型小中一貫校の設置に望ましい敷地面積が確保できること

サブファミリー	施設名	敷地面積	合計敷地面積	総合評価
①堀船中サブファミリー 堀船中学校：12,260.72㎡	なし	—	12,260.72㎡	課題有り
②神谷中サブファミリー 神谷中学校：6,844.64㎡	神谷体育館敷地	981.95㎡	15,735.13㎡	適
	神谷小学校校地	7,908.54㎡		
③飛鳥中サブファミリー 飛鳥中学校：9,885.56㎡	なし	—	9,885.56㎡	課題有り

上記の4点を踏まえ、各項目の検討結果を総合的に判断し、神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型小中一貫校を設置することとします。



2 施設一体型小中一貫校の構想

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、施設一体型義務教育学校として設置することとし、設置にあたっての構想をまとめました。

(1) 位置付け

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法（平成 28 年 4 月 1 日施行）の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、同法第一条に定める義務教育学校として設置します。

また、「北区小中一貫教育基本方針」、「北区小中一貫教育実施方策策定基準」、「北区小中一貫教育カリキュラム」を踏まえた学校教育を実施し、北区がこれまで推進してきた小中一貫教育との調和を図ります。

(2) 設置意義

施設一体型小中一貫校については、小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中 1 ギャップ」の解消、子どもの発達早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

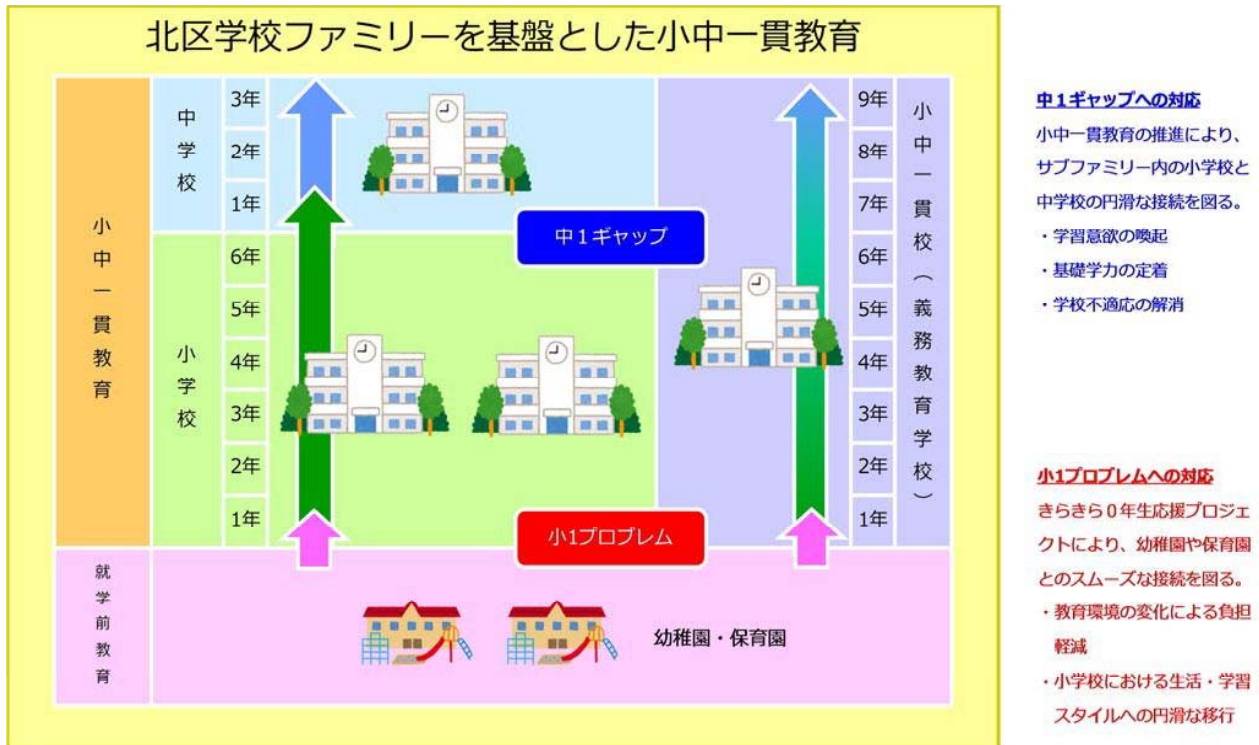
そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることを目標とします。

(3) 指定校制度および通学区域

「地域の子どもは地域で育てる」という考え方にに基づき、指定校制度及び通学区域制度を堅持するとともに、設置対象となるサブファミリー内の小学校および中学校の通学区域を基本とし、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じてその区域を見直します。

(4) 学校ファミリー構想との関係

学校ファミリー構想のもと、既存のサブファミリーの枠組みを継承します。設置対象となるサブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、サブファミリーを構成する小学校と中学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置します。



(5) 教育内容

① 学年段階の区切りについて

教育課程の区分や、区内外の他の小・中学校との調和を図るため、施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては、6-3制とします。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れたうえで、9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程により教育活動や学校運営を行います。

② 教科担任制について

児童の授業理解の向上や教員の負担軽減を目指し、小・中の教員の授業乗り入れ等により、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・

社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ります。

③部活動について

部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指して、小学校高学年（５年生・６年生）について、部活動への参加を図ります。

また、施設一体型小中一貫校については、中学校の教員のみならず、小学校の教員が部活動の顧問になることを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ります。

④学校行事の実施について

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、体育的行事があります。施設一体型小中一貫校においては、敷地面積の制限等はあるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を検討します。

ただし、行事の内容やねらいによっては、５年生～７年生の３学年での実施や、１年生～４年生と５年生～９年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施します。

⑤特別支援教室について

「第三次北区特別支援教育推進計画」を踏まえ、特別支援教室の整備について、検討を行います。

（６）学校経営

①教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置します。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長１名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長１名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長１名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長１名の配置といった複数の副校長の配置を検討します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備し、１～９年生の相互乗り入れ授業や５・６年生における教科担任制の導入を推進します。

② P T A 活動について

P T A は任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討します。併せて、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境整備を行います。

③ 地域との連携について

施設一体型小中一貫校については、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

また、施設の高機能化・多機能化を進め、区民・地域への開放を推進します。

(7) 学校施設

① 9年間の学びを支える施設環境の整備について

施設一体型小中一貫校については、9年間の一貫した教育活動および学校経営に適した施設環境を整備します。また、9年間を通じて学校と地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

② 施設配置について

施設配置については、児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことになるため、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備を検討します。

③ 安全性について

安全性については、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができることなど、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

④ 防災について

地域の防災拠点として、避難所機能の充実や減災を考慮した施設整備による「災害に強い学校施設」を整備します。

3 施設一体型小中一貫校の設置に向けて

「北区初」となる施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、設置の対象となるサブファミリー内の小学校・中学校の学校関係者および地域関係者との合意形成を図りながら開校に向けて進んでいく必要があります。

（１）設置協議

施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等を行うとともに、これまでのサブファミリーの枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図る必要があります。そのため、設置の対象となる神谷中サブファミリーを構成している稲田小学校・神谷小学校・神谷中学校の3つの学校を1つの小中一貫校として設置します。

設置にあたっては、神谷小学校・稲田小学校・神谷中学校の関係者に向けた説明会等を開催し、丁寧な説明を行うとともに、検討組織（協議会等）を設置し、教職員、PTA、保護者等の学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえ、「地域に根ざした施設一体型小中一貫校」の設置を目指します。

（２）設置推進

学校は「地域コミュニティの拠点」・「防災の拠点」であり、まちづくり・地域振興等の地域経営の視点も重要であり、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これらの点の充実を図らなければなりません。このため、全庁的な協力体制・連携体制を築いたうえで、着実に一步一步進めていくことが重要です。

また、施設一体型小中一貫校については、全国的にも設置数は少なく、北区については設置の実績がありません。そのため、今後の具体的な設置を進めるにあたっては、先進事例についての十分な調査・研究を行い、北区の状況および地域の状況に応じた施設一体型小中一貫校の設置を目指していきます。

(3) 土地活用構想

現在の「神谷中学校」、「神谷小学校」、「神谷公園」、「神谷体育館」、「旧教育未来館」の土地を活用して、下図の位置に施設一体型小中一貫校を設置します。なお、学校施設の建設については、近隣への工事ヤードの確保に努めるとともに、児童・生徒および教職員に移転の負担が掛からない手法を検討します。また、学校施設の配置にあたっては、良好な教育環境の確保とともに、「防災」や「まちづくり」の視点を考慮します。

【施設配置（案）イメージ】



(4) 設置にあたっての課題

施設一体型小中一貫校の設置については、学校関係者および地域の意見を踏まえたうえで、計画的に推進していく必要があり、今後、前記「検討組織（協議会等）」等で具体的な検討をすべき事項を整理すると以下のとおりとなります。

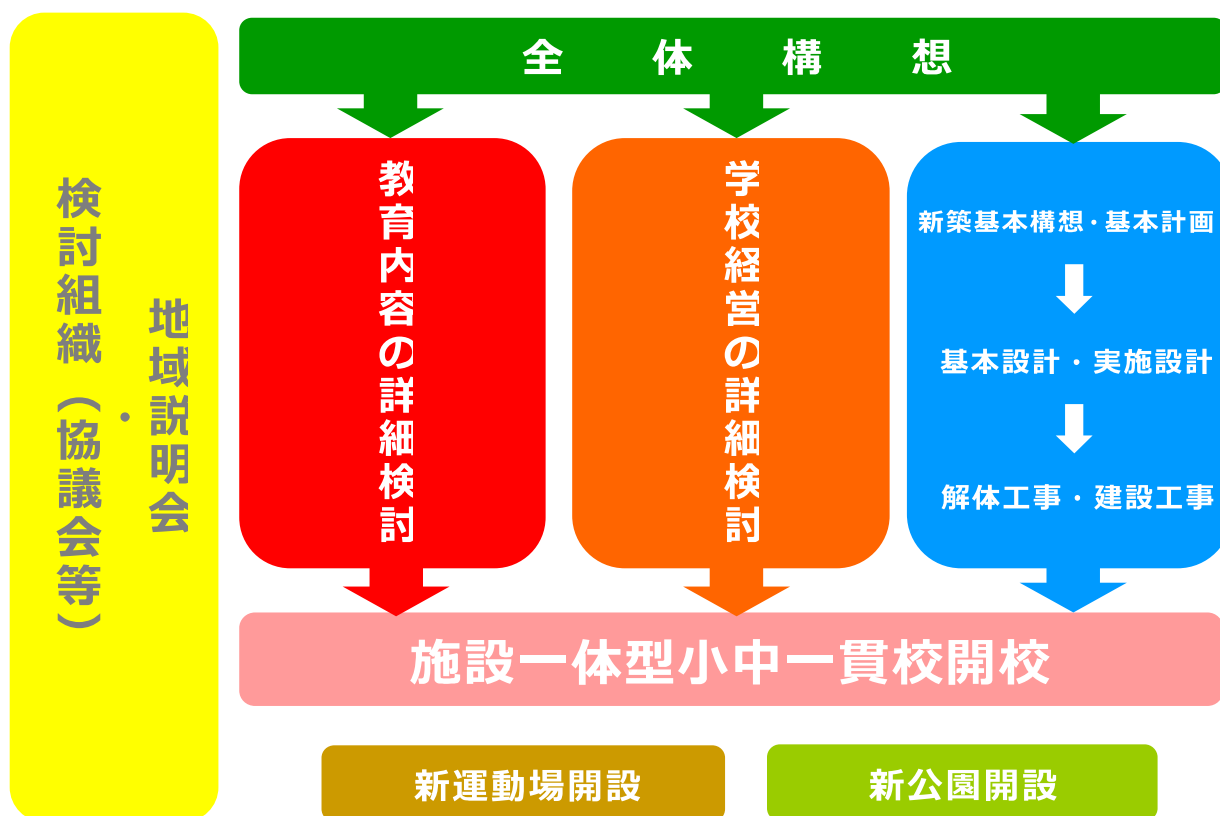
【今後の主な検討課題】

- 施設一体型小中一貫校の通学区域について
- 施設一体型小中一貫校の施設整備について
- 施設一体型小中一貫校と他施設との複合化について
- 施設一体型小中一貫校の教育内容について
- 施設一体型小中一貫校の校名・校歌・校章について
- 施設一体型小中一貫校のコミュニティ・スクール化について 等

(5) 開校に向けた事業スケジュール

「検討組織（協議会等）」の意見を踏まえ、施設一体型小中一貫校の「全体構想」等を策定していきます。また、事業の進捗に合わせて、適宜、「地域説明会」を開催し、サブファミリー内に広く情報発信をしていきます。

【開校に向けた事業イメージ】



4 今後の小中一貫教育の展望

北区の小中一貫教育の更なる充実・発展に向けて、「施設一体型小中一貫校」の設置をはじめ教育施策を展開していくことで、「教育先進都市・北区」の推進を図ります。

北区における小中一貫教育は、基本的考え方をまとめた第1段階、モデル事業を実施した第2段階、そして全校実施となった第3段階を経てきました。今後は、第4段階として内容の質的向上に努め、より一層の充実を図るとともに、施設一体型小中一貫校の設置という新たな展開を踏まえ、北区の小中一貫教育の更なる充実と発展を推進していきます。

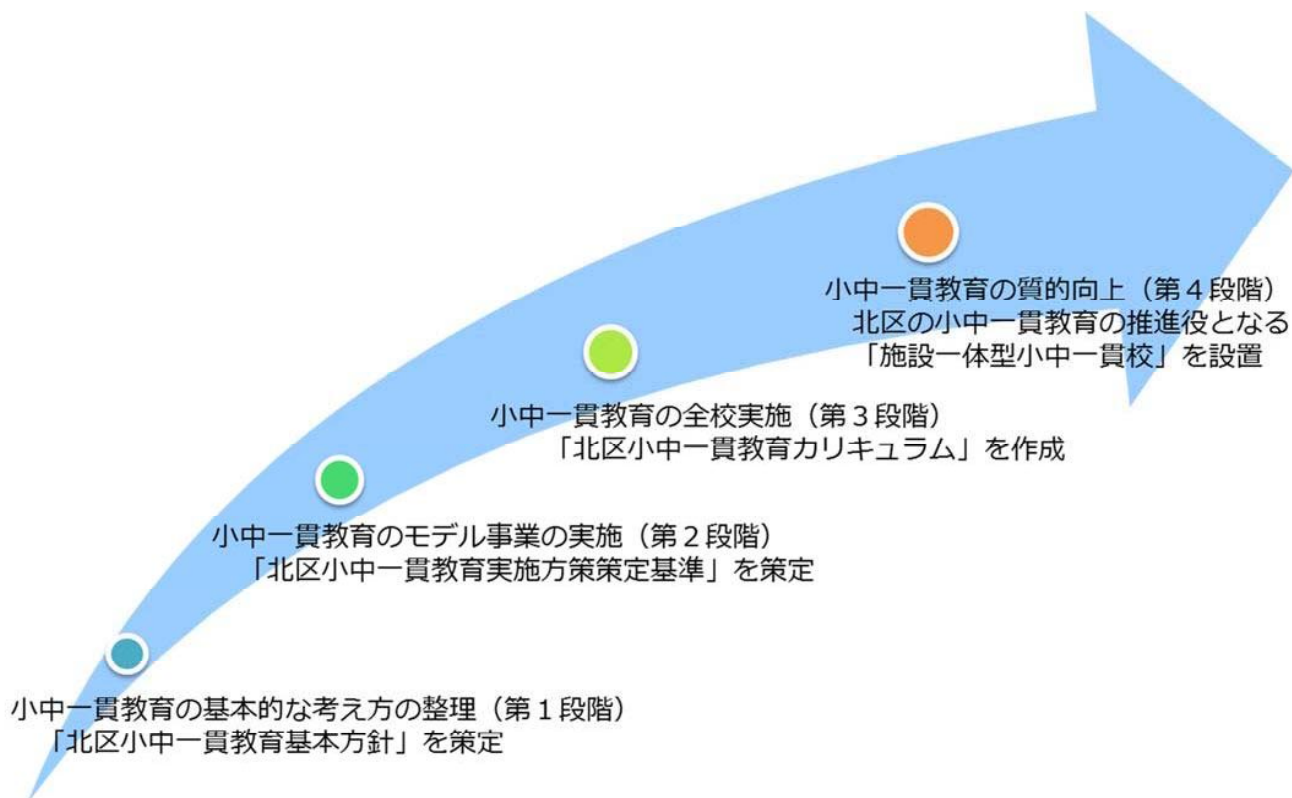
施設一体型小中一貫校の教育内容の検討に合わせて、現行の小中一貫教育の改善方法等についても適宜検討し、可能なものは実施していきます。また、新たに学校を改築する際には、施設一体型小中一貫校（義務教育学校）や、現在の学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の発展型としての施設分離型小中一貫校（義務教育学校）設置の可能性についても検討します。

施設一体型小中一貫校の設置後はその成果を検証し、研究発表や教員対象の研修会等を通じて、他のサブファミリーの小中一貫教育への活用を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

小中一貫教育は、小学校、中学校だけで完結するものでなく、就学前教育との一体化はもとより、中学卒業後の子どもたちを見据えて取り組むことが重要です。保護者はもとより、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体、さらには高校や大学、企業なども含め、まさに地域が一体となって連携、協力し、子どもの発達段階に応じた教育を推進していきます。

このような視点から、更に地域との連携強化を図るため、学校評議員制度やコミュニティ・スクール制度のサブファミリー単位の活用、サブファミリーを意識したPTAや学校支援地域本部（学校支援ボランティア）活動の推進などについて、検討を進めていきます。

【北区の小中一貫教育の更なる充実と発展に向けて】



北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

刊行物登録番号 28-1-119

発行年月 平成29年2月

発行 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課
〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号
電話 03-3908-9279

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過について

(検討に当たっての留意点)

- ・ 学校規模（延床面積）は概ね 15,000～16,000 m²、グラウンドの面積は約 8,500 m²とする。
- ・ 学校活動及び安全管理に配慮し、校舎と運動場はできる限り隣接した一体感のある配置とする。また、グラウンドにはなるべく大きなトラックを確保する。
- ・ 公園については現状面積（3,772 m²）を上回るものとし、防災機能の向上や利便性に配慮する。
- ・ 体育館や特別教室など、地域開放施設の管理及び利用に配慮する。
- ・ 周辺住戸への影響について考慮する。
- ・ 工事に伴う、子どもたちや教職員への負担（仮移転、代替施設の使用など）の軽重についても考慮する。

<ケース1>

- ① 校舎棟からグラウンドまでの距離が遠く、移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。グラウンドに大きなトラックを確保することはできない。ただし、サブグラウンドを設置することで学年に応じた運動場を提供できる。
- ② 体育館棟・グラウンド・公園を集約することで避難所機能の向上が見込まれる。ただし、公園の利便性の向上は見込めない。校舎棟と分離した体育館棟及びグラウンドは地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、中学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。小学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

<ケース2>

- ① 学校教育機能の多くを校舎棟に集約できるが、校舎棟とグラウンドが公園に分断される。また、ケース1と同様に移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。グラウンドに大きなトラックを確保することが出来るが、遠いため休み時間等での利用が難しい。
- ② 校舎・体育館棟と公園・グラウンドが離れていることから災害時の避難所機能に課題があり、公園の利便性も向上しない。また、校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要である。
- ③ 公園の位置が変わらないことから他のケースに比べて近隣住環境への変化は少ない。
- ④ 工事にあたっては、ケース1と同様に、中学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。小学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

<ケース3>

- ① 校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも移動しやすく、安全管理上からも望ましい。また、グラウンドが一体的で広く大きなトラックを確保することができる。
- ② 公園を北運動公園と一体的に整備できるので地域防災機能の向上が見込まれ、接道条件の改善により公園の利便性が向上する。また、北側の体育館棟を地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、小・中学校ともに仮移転は不要である。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。

<ケース4>

- ① ケース3と同様に、校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも

移動しやすく、安全管理上からも望ましい。グラウンドに大きなトラックを確保することはできない。ただし、サブグラウンド設置により学年に応じた運動場を提供できる。

- ② 校舎棟・グラウンド・公園を集約することで避難所機能の向上が見込まれる。ただし、公園の利便性の向上は見込めない。北側の体育館棟とサブグラウンドを地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、ケース3と同様に小・中学校ともに仮移転は不要である。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。

<ケース5>

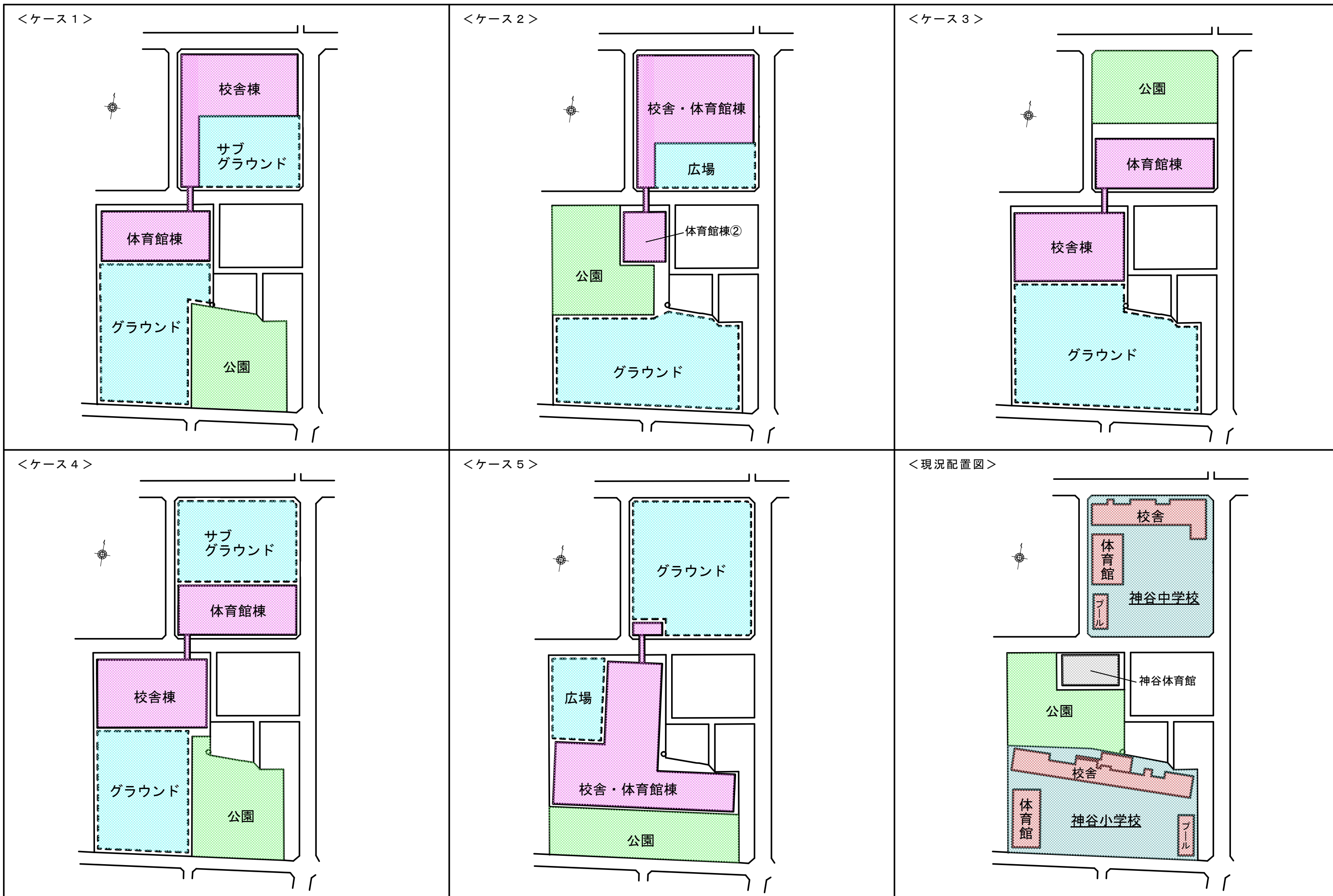
- ① 学校教育機能を校舎棟に集約することができる。ただし、ケース1と同様に移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。ただし、広いグラウンドと大きなトラックを確保することが出来る。
- ② 災害時の校舎・体育館棟と公園との連携は見込めるが、公園の利便性に課題がある。校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、小学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。中学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

【総評】

総合的に検討した結果、施設一体型の利点を最大限に生かすことができるケース3の配置が、最もふさわしいものとする。

(白紙)

比較検討図



※校舎棟には普通教室を中心に管理諸室等を配置し、体育館棟には特別教室等も配置する予定であるが、必要諸室数が未定のため各棟の諸室配分は未定である。

神谷公園の都市計画変更について

北区では、施設一体型小中一貫校の整備の機会を捉え、神谷公園の都市計画変更を予定している。

「北区都市計画マスタープラン 2010」では、まちの将来像に、安全で安心に暮らせるまちを目指すこととしており、その取り組みの大きな一つとして、各種の公園や緑地の整備により、延焼遮断や避難場所の確保など、防災機能の向上が重要な課題となっている。

当区における住民一人当たりの公園面積は約3㎡で、北区立公園条例に掲げる都市公園の設置基準である住民一人当たりの標準公園面積の5㎡以上には程遠く、多くの地域で公園が不足している。

当該公園が位置する神谷地域は、土地区画整理事業により概ね都市基盤が整備され、住宅と商業施設、工場などの平面的・立体的共存する区域で「北運動公園一帯」が避難場所として指定されている。

大地震等の災害から区民の生命・身体・財産を守るために策定した「北区地域防災計画」では、地域特性に応じた防災まちづくりについて、以下の2つの視点を掲げている。

- ①避難場所内もしくは隣接地を中心とした、公園・緑地の整備推進
- ②公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園の整備推進

また、「北区緑の基本計画」では、日常生活の安全・安心を高める緑づくりに向けて、以下の2つの視点を掲げている。

- ①オープンスペースの拡大や緑化により、避難場所の安全性の向上
- ②公園や学校を含めて、避難場所となる施設では安全な空間の確保

このような状況の中、区内の公園、緑地の拡大や利活用等は、首都直下地震の切迫性などを踏まえると喫緊の課題となっている。

現在の神谷公園は、昭和13年に開園した公園で、開園後79年を超え、施設の老朽化も進行し、公園施設の更新時期を迎えている。

- ・ 今回の施設一体型小中一貫校の整備を契機に公園施設の更新が図れること。
- ・ 北運動公園や地区内幹線道路などの避難経路に接続する配置とすることで、避難ルートを含めた避難場所「北運動公園一帯」の災害時の安全性の機能向上が図られること。
- ・ 変更後の公園区画が正形に近く、三方道路からアクセスが可能となることで、施設配置の自由度や利便性の向上が図られること。
- ・ 公園面積が増えること。

などから、地域の防災性の向上等に寄与する都市計画公園の位置と規模の変更手続きが必要となっている。

「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校」地域住民説明会 質疑の概要

【説明会実施日時】

平成29年5月16日（火） 19：00～20：58	参加者18名	旧教育未来館
平成29年5月20日（土） 13：30～18：35	参加者33名	〃
平成29年5月28日（日） 10：00～12：00	参加者70名	〃

I 説明会の状況

3回の説明会において、出席者と発言者は近隣マンション住民の方が多数でした。発言の多くが配置案や公園の移設に反対するもので、28日の説明会においては、学校施設の配置案は白紙に戻すべき旨の発言に対して多数の拍手が起きました。また、開校推進協議会への参加や意見を言う場の設置についても、多くの意見が寄せられましたが、小中一貫校の設置そのものに強く反対する意見はありませんでした。

II 質疑概要

1 施設一体型小中一貫校設置基本方針の策定について

(1) 配置案・レイアウトについて

質問・意見の概要	回答の要旨
一番影響を受ける周辺住民の意見を聞かずに、既に建てる前提になっていること、またその上で示された今回の配置案には反対であり、見直しを求める。	周辺の方たちが影響を受けることは認識していますが、基本方針に示した場所の変更は現時点では考えていません。学校施設の配置については案のとおりに進め、近隣に配慮した設計に努めたい。今後、開校推進協議会で議論し、最終的に区と教育委員会とで決定します。
レイアウトがどう決まったのか、説明が欲しい。複数案あるなかで利害関係者たちの意見を聞いたうえで案決定を行わなければ、住民が案に反対する余地がない。案決定をした後に一方的に現案でいくという説明だけでは納得できない。	施設配置の決定過程については、6月の開校推進協議会で説明します。

(2) 近隣住民の意見を聞く場の設置について（対象は小中一貫校建設予定地に接する住戸）

質問・意見の概要	回答の要旨
基本設計の前までに近隣住民の意見を聞いてもらえるのか。また、決定プロセスに地域住民の意見はどの程度反映してもらえるのか。進捗状況についても逐一報告してほしい。	開校推進協議会とは別に、節目節目で情報提供や周辺住民の方から意見を聴く場を設け、そこでいただいた意見は取りまとめの上、開校推進協議会に報告します。

(3) 基本方針決定までの進め方について

質問・意見の概要	回答の要旨
一番影響を受ける周辺住民に個別での説明は行わないのか。進め方自体が信用ならない。事前にもう少し進め方を考えていれば、このようにならなかったと思っている。	施設一体型小中一貫校の設置については、3年間にわたる検討を踏まえて基本方針を取りまとめました。行政の考えをまとめ、早く区民の方々にお知らせするため今回の説明会を設けました。地域の方々のご意見は真摯に受け止めて、進めていきたいと考えています。

2 マンション・近隣への影響について

(1) 校舎の階数、規模、グラウンド等について

質問・意見の概要	回答の要旨
敷地等の面積について、児童一人当たり何㎡といった基準はあるのか。	校舎については、およそ1万6000㎡あれば必要面積がクリアできます。

グラウンドは1つか。	校庭は8000～8500㎡程度を確保する予定で考えています。
学校の高さはどうなるのか。校舎は4階建てというが、学校はワンフロアが高いから、実際のマンションにすれば6階～7階ぐらいのところに来ると思う。仮に4階建てだったとしても、ほとんどこのマンションは隠れてしまうと思う。	建築基準法を考慮し決定します。確定ではありませんが、1万6000㎡の建物であれば4階建を超えることはないと思います。
校舎が分断されているが、なぜ校舎が2つなのか。移動するときのことは考えているのか。	より良い教育環境の確保を考え、基本方針に示したような学校施設の配置となりました。移動については、渡り廊下でつなぐことを考えています。
設計案に地域住民が納得できなかった場合、それを変更する余地があるのか。	学校施設の概要（何階建て、何階に何が入るかなど）が明らかとなる基本設計の段階で、設計案を地域住民にお示しします。近隣の方々の個別の問題については、個別具体的に話し合うこととなりますが、校舎全体の配置を変更するようなことは難しいと考えます。

(2) 景観、日照権、資産価値について

質問・意見の概要	回答の要旨
校舎が今の公園のところに建つと眺望が気になる。	一般的に学校施設は4階程度です。住宅地なので、高い建物を建てることは考えていません。
日照権についてはどのように考えているのか。	日照権については、法律に沿って対応します。
近隣地域への資産価値への影響も大きい。「いながら改築」の重要性は理解できるが、この地域に住み続ける住民への資産価値等への配慮をどこまですると考えているか。	公園に校舎が建つことにより、公園北側住宅及び東側住宅の住民の方々に影響があることは認識しています。具体的な設計にあたり、極力周辺地域に影響が少なくなるような形での検討は行ってまいります。
緑があり子どもが遊んでいる姿も見える、そういう景観を考えてマンションを購入した。可能であれば今建っている校舎をその場所に新しく建て直す等、住民が納得できる学校を作ってほしい。マンション住民は本当に影響が大きい。	公園があることで学校が分断されてしまうのは教育の観点から望ましくありません。具体的なご意見として承ります。

(3) プライバシーの確保について

質問・意見の概要	回答の要旨
近隣住戸のプライバシーは守られるのか。	当然それは配慮しなければならないと考えています。

3 開校推進協議会のあり方について

(1) 協議会にマンション住民が入れるようにすることについて

質問・意見の概要	回答の要旨
今後影響を受ける町会、マンション管理組合、個人宅住人等の利害関係人が開校推進協議会のメンバーに入れるようにしてほしい。また、希望者は開校推進協議会に自由に参加できるシステムをつくってほしい。	開校推進協議会で個別の調整のような議論は想定しておらず、委員構成として、地域枠は設けていますが、各町会・自治会から1名ずつという枠で考えています。

(2) 公園移設反対の意見を協議会に伝えることについて

質問・意見の概要	回答の要旨
開校推進協議会や庁内に、説明会で出された意見や要望をちゃんと伝えてもらえるのか。また、開校推進協議会に近隣住民の意見をどう出していくのか、資料を示してほしい。	説明会3回分の意見は議事要旨・資料として29日の開校推進協議会に提出します。また、その資料については、事前にお見せして確認してもらうこととします。
6月29日の開校推進協議会を開催するに当たり、少なくとも土地が接しているマンションや住宅の住民に対して開校推進協議会に提出する資料を確認することを約束してほしい。資料の確認については、教育委員会から出された資料を近隣住民が確認し意見を述べて、それを教育委員会で確認してもらい、修正したものをまた見せてもらいたい。	

(3) 建替えに関する問題について建築の職種の職員と話をすることについて

質問・意見の概要	回答の要旨
小中一貫校の教育の観点とまちづくりの観点を分けて、工事の専門の方と話をさせてほしい。開校推進協議会前の話し合いの場に来てほしい。	建設担当の職員を出席させるようにします。

4 公園の移設について

(1) 公園の移設前提での議論はしないことについて

質問・意見の概要	回答の要旨
公園移設ありきで進めてほしくない。神谷公園は都市計画法に基づく公園で貴重な憩いの場となっている。また、既存の運動公園に新公園をつけるというのは防災上の観点も含めてどうなのか。住民との話し合いの上で、施設配置の基本的な計画も変更する予定があるのか。	現在の公園は用地を二分する位置にあるため、移設は必要と考えています。公園を移設する手続きとしては、都市計画審議会で審議する前に住民説明会がありますが、そこがご要望の「話し合う場」に該当するかは不明です。
公園の移設自体を議題にする別の会議体を設置できないか。	

(2) 公園の整備等に関することについて

質問・意見の概要	回答の要旨
新しい公園の面積はどれくらいか。また、公園移転時に移転完了までの間に使用不可期間が生じると思うが、そうすると近隣保育園及び子どもたちに不利益が生じる。この点について配慮を求める。	現在の神谷公園の敷地面積が3800㎡くらいあるため、3800㎡以上の公園面積としたい。また、校舎建設中の使用不可能な期間については、近接地に新たな公園整備はできないため、近隣公園（北運動場公園周辺等）を利用させていただくことになります。
公園を移設することが問題だ。公園は近隣の人の大切な場所。居ながら改築をやりたいからなくすのではないか。公園をつぶす前提には断固反対する。	教育環境としてはこれがベストの配置と考えています。

5 学校の改築手法について

(1) これまでの改築事例とその際の近隣への影響について

質問・意見の概要	回答の要旨
----------	-------

<p>これまで全く景観が変わるようなレベルの建替え、建っている家の隣に学校をつくりなおしたような建替えはあったのか。また、その際近隣の問題に対してどのように解決したのか。</p>	<p>これまで、小学校の場合で空き地に建築した例や、既存家屋の隣に学校をつくりなおしたことはあります。近隣との問題については、個別、または複数人で話し合いをするという方法があります。日照の問題は、建物のセットバックや高さの抑制をどこまで行っかなど、具体的な話をする中で対応しています。</p>
---	--

(2) 居ながら改築ではなく仮移転して建築することについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>居ながら改築の方法だと、空いている土地にしか校舎が建てられないので、設計にしぼりがかり大きな校舎が建つことになるのではないかと。設計がまだ決まっていなければ、なでしこ小仮校舎や児童数の少ない稲田小を活用し仮設校舎に移ればよいのではないかと。</p>	<p>居ながら改築が望ましいと考えている理由は、子どもたちや教職員への負担を軽減することができるからです。また、仮移転先の確保は難しいと考えています。なでしこ小の仮校舎は、跡地利活用検討委員会の中で活用方法が決まっています。また、稲田小は教室が足りずプレハブ校舎を建てており、神谷小の子どもの受け入れは難しい状況です。</p>

6 工事等のスケジュールについて

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>現段階で決定していることは何か、具体的な設計を行うのはいつなのか、実際に着工するのはいつなのか等どのようなスケジュールになっているのか。</p>	<p>区として現在決定していることは、施設配置を含め「施設一体型小中一貫校設置基本方針」に記載のとおりです。今後のスケジュールとしては、平成29年度に関校推進協議会で全体構想を策定し、設計2年、工事3年、校舎が完成するのは最短で平成35年度で、校舎完成後、グラウンド整備に1年かかる予定です。</p>

7 義務教育学校について

(1) 教育内容について

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>施設分離型の小中一貫校では成果は出ないのか。カリキュラム等もこれから検討するのに、成果が上がるというのが理解できない。動向がわからない小中一貫校で実験的に扱われるのはやめていただきたい。</p>	<p>これまで北区が実践してきた小中一貫教育について、学識経験者や校長先生などを含めた検討会を設けて検証し、サブファミリーを基本とした小中一貫教育をさらに進めるために、施設一体型の小中一貫校を設置するべきであるという方向性が出されました。これまでの一貫教育の延長線上に位置するもので、実験的なものとは考えていません。</p>
<p>一貫校になることでいじめが陰湿になったり発生率が高まることはないのか。</p>	<p>小中一貫校は生活指導の面で大きな成果が期待できると考えています。中1ギャップの解消を図り、不登校やいじめが増えることの無いように子どもたちを見守る体制をつくりたい。また、一定規模の児童・生徒数を確保し、多様な人間関係ができるような環境をつくりたいと考えています。</p>

(2) 全国での先行事例について

質問・意見の概要	回答の要旨
<p>施設一体型小中一貫校は全国、都でどれくらいあるのか。</p>	<p>都では義務教育学校が品川区で6校あります。全国でもそう多くはない状況です。</p>
<p>ネットを調べると小中一貫校設置に対し反対運動等に発展している自治体がある。急いで始めなくても全体や国の施設一体型小中一貫校の動向がわかってから北区が設置を目指すという選択肢でよいのではないかと。</p>	<p>施設一体型小中一貫校の設置は、近隣住民の理解がなければできないことだと認識しています。住民と話し合いをしていく中で、理解を得られる計画に仕上げていくことが一番大切と考えています。</p>

(3)カリキュラムについて

質問・意見の概要	回答の要旨
小中一貫の成果が見られない自治体もあるなかでカリキュラムは北区が作成するのか、文科省等が作成するのか。	カリキュラム等の教育の中身は、学識経験者等を中心に検討します。北区の校長等、教員の意見も取り入れてまいります。

(4)指定校制度について

質問・意見の概要	回答の要旨
現在子どもが2年生、赤羽岩淵中の方が近いが、中学3年生から新校に入ることになるのか。	今の指定校制度は継続していきます。例えば、学区が赤羽岩淵中に指定されていても、学校ファミリーという理由で神谷中に指定校変更はできます。どちらの中学校にも行けるように配慮したいと思います。

8 稲田小学校の跡地利用について

質問・意見の概要	回答の要旨
稲田小の跡地は何になるのか。	稲田小の跡地は、現状では未定であり、今後跡地活用検討委員会で検討します。

9 慰霊碑について

質問・意見の概要	回答の要旨
神谷公園内には、戦没者慰霊碑及び神谷地区区画整理記念碑があり、特に慰霊碑については神谷2丁目中町会が毎年慰霊祭も行っている。移転に伴いこれら碑の取扱いや行事の継続についてどうするのか。	慰霊碑の移転は考えていません。慰霊碑が学校敷地内となった場合は、行事や参拝など現状が維持できるよう整備します。

10 学童クラブの設置について

質問・意見の概要	回答の要旨
学童クラブはどうなるのか。	学童クラブは学校の中に整備します。定員減は考えていません。放課後プランを含め、運営方式（直営または委託）についてはこれから検討します。

11 旧教育未来館を公園として利用することについて

質問・意見の概要	回答の要旨
旧教育未来館は今後どうするのか。旧教育未来館の半分を公園にすることはできないか。	神谷北つぼみ保育園の移転の計画は今のところありません。校舎は当面現状のままとなります。

12 神谷体育館の移設について

質問・意見の概要	回答の要旨
神谷体育館の移設はあるのか。	神谷体育館は廃止となる予定です。施設一体型小中一貫校の体育館を地区体育館に位置づけ、一般利用ができるようにします。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校
「全体構想」の協議方法について

○協議の進め方

基本方針を踏まえ、以下の項目について協議する。

(協議項目)

- 1 推進体制及びスケジュールについて
- 2 教育内容について
- 3 学校経営について
- 4 学校施設の概要について
- 5 学校施設の規模について
- 6 学校施設の配置について
- 7 学校施設整備の進め方について
- 8 周辺整備について
- 9 その他

	平成29年									平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開校推進協議会			・第1回開催(6/29)		・第2回開催(8月上旬)	・第3回開催		・第4回開催	・第5回開催(予備)			
住民説明会		・基本方針説明会(3回)	・開催(6/17)	・開催(7/15)		・開催予定		・開催予定	・開催予定	・全体構想説明会予定		

※予定のため、変わることがあります。

(参考)学校施設等整備スケジュール(案)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
校舎等	全体構想策定	→								
	基本設計・実施設計		→							
	工事				→				新校開校	運動場開設
公園	都市計画変更		→							
	設計等					→				
	工事								→	

平成29年8月8日
神谷ふれあい館

第2回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 次第

- 1 座長挨拶

- 2 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校「全体構想」について
 - (1) 推進体制及びスケジュールについて

 - (2) 教育内容について

 - (3) 学校経営について

 - (4) 学校施設の概要について

- 3 その他

北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

平成 2 9 年 2 月

北区教育委員会

目 次

第 1 部	北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針	1
第 2 部	基本方針の考え方	5
1	施設一体型小中一貫校設置の経緯	
(1)	北区における小中一貫教育の経過	5
(2)	北区における小中一貫教育の検証	6
(3)	北区における小中一貫校設置の検討	6
(4)	北区における小中一貫校配置の検討	7
2	施設一体型小中一貫校の構想	
(1)	位置付け	9
(2)	設置意義	9
(3)	指定校制度および通学区域	9
(4)	学校ファミリー構想との関係	10
(5)	教育内容	10
(6)	学校経営	11
(7)	学校施設	12
3	施設一体型小中一貫校の設置に向けて	
(1)	設置協議	13
(2)	設置推進	13
(3)	土地活用構想	14
(4)	設置にあたっての課題	15
(5)	開校に向けた事業スケジュール	15
4	今後の小中一貫教育の展望	16

第1部 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針

北区における小中一貫教育のさらなる充実を図るため、施設一体型小中一貫校を設置します。本方針は、設置について基本となる考え方を明確化するもので、各事項の詳細については今後検討することとします。

1 設置方法及び学校としての位置付け

施設一体型小中一貫校は、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を、学校教育法第一条に定める一つの義務教育学校として設置します。

2 設置の目的

施設一体型小中一貫校は、児童・生徒が、義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで学ぶことのできる学校教育を実施します。

児童・生徒一人ひとりの発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を行うとともに、施設一体型としての利点を活かし、学校教育における新たな取り組みに積極的にチャレンジすることで、教育内容のより一層の充実を図り、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

そして、新たな取り組み等の成果を他の区立小・中学校に発信するとともに、他のサブファミリーにおいても実施可能な取り組み方法等を検討し、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図り、北区の子どもたちの健やかな成長を実現するために設置するものです。

3 設置場所

施設一体型小中一貫校の学校施設は、現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館が所在する土地に新築することとします。また、現神谷中学校敷地北側部分に神谷公園を移設します。

4 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校については、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用します。対象となる稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の通学区域を基本としますが、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

5 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けます。

これまで北区が推進してきた「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」のさらなる充実に向けて、その推進役的な役割を担う学校とします。

6 教育内容

(1) 小中一貫教育の推進

北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム、北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性にも配慮し、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進します。

(2) 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては6-3制を基本とし、4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れることとします。

(3) 教科担任制について

小学校高学年（5年生・6年生）を対象に、教科担任制の導入を図ります。

(4) 部活動について

小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。

(5) 学校行事の実施について

学校行事については、各行事の内容やねらいに応じて、9学年合同での実施や対象学年を区分しての実施など、柔軟な対応を図ります。

7 学校経営

(1) 教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置し、校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名と複数の副校長を配置します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備します。

(2) P T A 活動について

保護者等の意見を十分に踏まえた上で、9学年が一つとなったPTA活動について、支援方法も含め検討します。

(3) 地域との連携について

地域と一体となった学校経営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

8 学校施設

施設一体型小中一貫校の学校施設については、「北区立小・中学校整備方針」を踏まえ、下記事項に配慮し、整備するものとします。

(1) 施設環境について

9年間の一貫した教育活動・学校経営に適した施設環境を確保します。また、学校と地域が連携し、子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

(2) 施設配置について

児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことに配慮し、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行います。

(3) 安全性について

日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

(4) 防災について

地域の防災拠点として、「災害に強い学校施設」を整備します。

9 設置に向けての進め方

保護者や地域関係者が参加する検討組織により具体的な検討を行うとともに、学校施設の建設を計画的に進めます。

(1) 区民が参画する検討組織の設置

開校に至るまでの間、学校、保護者、地域関係者及び区（教育委員会を含む）関係者で構成する検討組織を設置し、開校に向けた課題について協議します。

(2) 開校までのスケジュール

上記の検討組織における意見等を踏まえ、施設一体型小中一貫校の全体構想を策定します。これを踏まえ、学校施設の新築基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計、解体工事・建設工事等を進めます。

併せて、開校に向けて小中一貫校の教育内容や学校経営の詳細について検討を行っていきます。

10 施設一体型小中一貫校設置後の展開

施設一体型小中一貫校の取組については、その成果を検証し、他のサブファミリーの小中一貫教育に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の充実・強化を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

第2部 基本方針の考え方

1 施設一体型小中一貫校設置の経緯

北区では、平成 15 年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて小中連携教育を推進し、平成 24 年度から全ての小中学校で小中一貫教育を実施してきました。

平成 25 年度～平成 26 年度には、「北区小中一貫教育検証委員会」を設置し、これまでの小中一貫教育の取り組みを検証するとともに、平成 27 年度には、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置、平成 28 年度には、「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校の設置についての検討を行いました。

(1) 北区における小中一貫教育の経過

北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想（平成 15 年 7 月策定）の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきました。

第 1 段階（平成 19～20 年度）

小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成 20 年 11 月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定。

第 2 段階（平成 20～23 年度）

4 つのサブファミリーでモデル事業を推進し、その成果を踏まえ、平成 24 年 2 月に「北区小中一貫教育実施方策策定基準」を策定。

第 3 段階（平成 24 年度～）

平成 24 年 4 月から小中一貫教育を全校で実施。

平成 25 年 7 月に「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成。

（２）北区における小中一貫教育の検証

北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについての検証を行うため、平成 26 年 2 月に北区小中一貫教育検証委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫教育検証委員会報告書」を作成し、今後の北区の小中一貫教育における 3 つの視点とその具体的な推進方法を整理しました。

- 視点 1 就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する
- 視点 2 小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える
- 視点 3 小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する

（３）北区における小中一貫校設置の検討

北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討を行うため、平成 27 年 4 月に北区小中一貫校設置検討委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」を作成し、施設一体型小中一貫校の設置にあたって、5 つの観点から基本的な考え方を整理しました。

- I. 施設一体型小中一貫校の位置付けについて
 - ①施設一体型小中一貫校に期待すること ②学校規模
- II. 施設一体型小中一貫校の教育について
 - ①学年段階の区切り ②教科担任制 ③部活動 ④学校行事
- III. 施設一体型小中一貫校の運営について
 - ①教職員体制 ②PTA 活動 ③地域との連携
- IV. 施設一体型小中一貫校の施設について
 - ①施設環境 ②敷地面積 ③施設配置 ④他施設との複合化
- V. 施設一体型小中一貫校の設置に向けて
 - ①義務教育学校との関係 ②学校改築改修計画との関係 ③準備体制

（４）北区における小中一貫校配置の検討

北区における施設一体型小中一貫校の設置について、対象校の選定等の具体的な検討を行うため、平成 28 年 4 月に北区小中一貫校配置検討委員会を設置しました。

同年 11 月「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を作成し、「北区立小・中学校改築改修計画」において未だ改築計画の定められていない中学校 3 校（堀船中学校・神谷中学校・飛鳥中学校）を候補校として、サブファミリー内の小学校との関係を考慮に入れたうえで、4 つの項目による比較検討を行い、その内容をまとめました。

比較検討項目 1 地域との関係性

比較検討項目 1 の地域との関係性においては、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として 1 つにまとまった場合でも、現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず 1 校は小学校が残ること

サブファミリー	評価基準	総合評価
①堀船中サブファミリー	答申との整合	課題有り
②神谷中サブファミリー	答申との整合	適
③飛鳥中サブファミリー	答申との整合	適

比較検討項目 2 児童数・生徒数の推移

比較検討項目 2 の児童数・生徒数の推移においては、将来的な児童数・生徒数の増加数が最も多く、今後の小・中学校の施設や設備について、改修・改善等の必要性が高いこと

サブファミリー	評価基準	推計（H33）	総合評価
①堀船中サブファミリー	児童・生徒数	24 名増	課題有り
	学級数	2 学級減	
②神谷中サブファミリー	児童・生徒数	263 名増	適
	学級数	5 学級増	
③飛鳥中サブファミリー	児童・生徒数	103 名増	適
	学級数	1 学級増	

比較検討項目3 通学距離

比較検討項目3の通学距離においては、小学生の通学距離の基準である1kmをカバーしており、児童の通学に与える影響が少ないこと

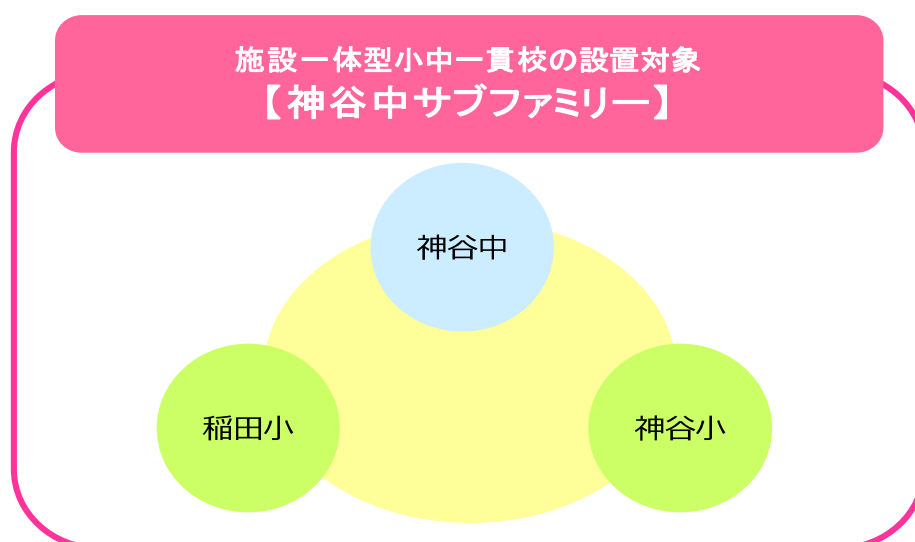
サブファミリー	評価基準	1km以内学区域	総合評価
①堀船中サブファミリー	堀船小学校区	100%	課題有り
	滝野川第五小学校区	57%	
②神谷中サブファミリー	神谷小学校区	100%	適
	稲田小学校区	100%	
③飛鳥中サブファミリー	滝野川小学校区	100%	適
	西ヶ原小学校区	100%	

比較検討項目4 校地面積の確保

比較検討項目4の校地面積の確保においては、周辺の公共施設を学校敷地として一体的に活用することが出来れば、施設一体型小中一貫校の設置に望ましい敷地面積が確保できること

サブファミリー	施設名	敷地面積	合計敷地面積	総合評価
①堀船中サブファミリー 堀船中学校：12,260.72㎡	なし	—	12,260.72㎡	課題有り
②神谷中サブファミリー 神谷中学校：6,844.64㎡	神谷体育館敷地	981.95㎡	15,735.13㎡	適
	神谷小学校校地	7,908.54㎡		
③飛鳥中サブファミリー 飛鳥中学校：9,885.56㎡	なし	—	9,885.56㎡	課題有り

上記の4点を踏まえ、各項目の検討結果を総合的に判断し、神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型小中一貫校を設置することとします。



2 施設一体型小中一貫校の構想

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、施設一体型義務教育学校として設置することとし、設置にあたっての構想をまとめました。

(1) 位置付け

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法（平成 28 年 4 月 1 日施行）の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、同法第一条に定める義務教育学校として設置します。

また、「北区小中一貫教育基本方針」、「北区小中一貫教育実施方策策定基準」、「北区小中一貫教育カリキュラム」を踏まえた学校教育を実施し、北区がこれまで推進してきた小中一貫教育との調和を図ります。

(2) 設置意義

施設一体型小中一貫校については、小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中 1 ギャップ」の解消、子どもの発達早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

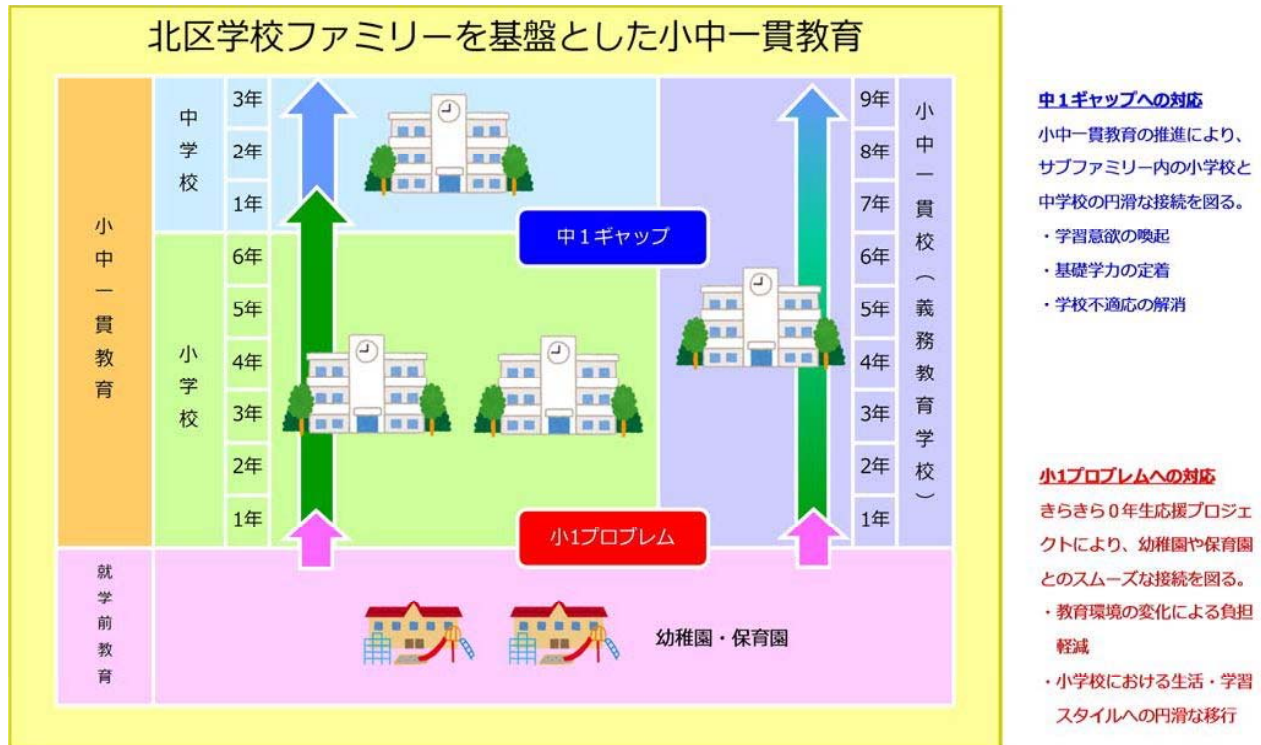
そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることを目標とします。

(3) 指定校制度および通学区域

「地域の子どもは地域で育てる」という考え方にに基づき、指定校制度及び通学区域制度を堅持するとともに、設置対象となるサブファミリー内の小学校および中学校の通学区域を基本とし、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じてその区域を見直します。

(4) 学校ファミリー構想との関係

学校ファミリー構想のもと、既存のサブファミリーの枠組みを継承します。設置対象となるサブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、サブファミリーを構成する小学校と中学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置します。



(5) 教育内容

① 学年段階の区切りについて

教育課程の区分や、区内外の他の小・中学校との調和を図るため、施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては、6-3制とします。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れたうえで、9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程により教育活動や学校運営を行います。

② 教科担任制について

児童の授業理解の向上や教員の負担軽減を目指し、小・中の教員の授業乗り入れ等により、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・

社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ります。

③部活動について

部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指して、小学校高学年（５年生・６年生）について、部活動への参加を図ります。

また、施設一体型小中一貫校については、中学校の教員のみならず、小学校の教員が部活動の顧問になることを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ります。

④学校行事の実施について

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、体育的行事があります。施設一体型小中一貫校においては、敷地面積の制限等はあるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を検討します。

ただし、行事の内容やねらいによっては、５年生～７年生の３学年での実施や、１年生～４年生と５年生～９年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施します。

⑤特別支援教室について

「第三次北区特別支援教育推進計画」を踏まえ、特別支援教室の整備について、検討を行います。

（６）学校経営

①教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置します。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長１名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長１名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長１名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長１名の配置といった複数の副校長の配置を検討します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備し、１～９年生の相互乗り入れ授業や５・６年生における教科担任制の導入を推進します。

② P T A 活動について

P T A は任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討します。併せて、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境整備を行います。

③ 地域との連携について

施設一体型小中一貫校については、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

また、施設の高機能化・多機能化を進め、区民・地域への開放を推進します。

(7) 学校施設

① 9年間の学びを支える施設環境の整備について

施設一体型小中一貫校については、9年間の一貫した教育活動および学校経営に適した施設環境を整備します。また、9年間を通じて学校と地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

② 施設配置について

施設配置については、児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことになるため、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備を検討します。

③ 安全性について

安全性については、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができることなど、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

④ 防災について

地域の防災拠点として、避難所機能の充実や減災を考慮した施設整備による「災害に強い学校施設」を整備します。

3 施設一体型小中一貫校の設置に向けて

「北区初」となる施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、設置の対象となるサブファミリー内の小学校・中学校の学校関係者および地域関係者との合意形成を図りながら開校に向けて進んでいく必要があります。

（１）設置協議

施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等を行うとともに、これまでのサブファミリーの枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図る必要があります。そのため、設置の対象となる神谷中サブファミリーを構成している稲田小学校・神谷小学校・神谷中学校の3つの学校を1つの小中一貫校として設置します。

設置にあたっては、神谷小学校・稲田小学校・神谷中学校の関係者に向けた説明会等を開催し、丁寧な説明を行うとともに、検討組織（協議会等）を設置し、教職員、PTA、保護者等の学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえ、「地域に根ざした施設一体型小中一貫校」の設置を目指します。

（２）設置推進

学校は「地域コミュニティの拠点」・「防災の拠点」であり、まちづくり・地域振興等の地域経営の視点も重要であり、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これらの点の充実を図らなければなりません。このため、全庁的な協力体制・連携体制を築いたうえで、着実に一步一步進めていくことが重要です。

また、施設一体型小中一貫校については、全国的にも設置数は少なく、北区については設置の実績がありません。そのため、今後の具体的な設置を進めるにあたっては、先進事例についての十分な調査・研究を行い、北区の状況および地域の状況に応じた施設一体型小中一貫校の設置を目指していきます。

(3) 土地活用構想

現在の「神谷中学校」、「神谷小学校」、「神谷公園」、「神谷体育館」、「旧教育未来館」の土地を活用して、下図の位置に施設一体型小中一貫校を設置します。なお、学校施設の建設については、近隣への工事ヤードの確保に努めるとともに、児童・生徒および教職員に移転の負担が掛からない手法を検討します。また、学校施設の配置にあたっては、良好な教育環境の確保とともに、「防災」や「まちづくり」の視点を考慮します。

【施設配置（案）イメージ】



(4) 設置にあたっての課題

施設一体型小中一貫校の設置については、学校関係者および地域の意見を踏まえたうえで、計画的に推進していく必要があります。今後、前記「検討組織（協議会等）」等で具体的な検討をすべき事項を整理すると以下のとおりとなります。

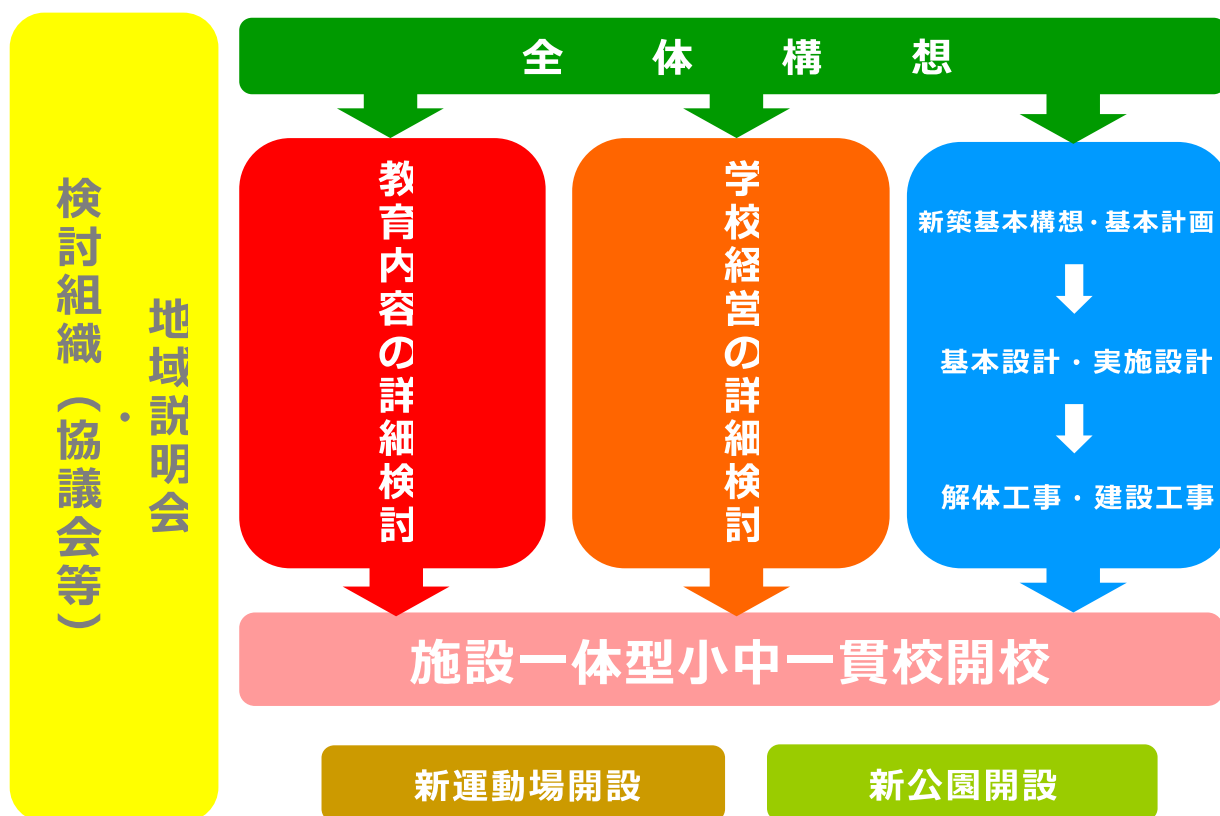
【今後の主な検討課題】

- 施設一体型小中一貫校の通学区域について
- 施設一体型小中一貫校の施設整備について
- 施設一体型小中一貫校と他施設との複合化について
- 施設一体型小中一貫校の教育内容について
- 施設一体型小中一貫校の校名・校歌・校章について
- 施設一体型小中一貫校のコミュニティ・スクール化について 等

(5) 開校に向けた事業スケジュール

「検討組織（協議会等）」の意見を踏まえ、施設一体型小中一貫校の「全体構想」等を策定していきます。また、事業の進捗に合わせて、適宜、「地域説明会」を開催し、サブファミリー内に広く情報発信をしていきます。

【開校に向けた事業イメージ】



4 今後の小中一貫教育の展望

北区の小中一貫教育の更なる充実・発展に向けて、「施設一体型小中一貫校」の設置をはじめ教育施策を展開していくことで、「教育先進都市・北区」の推進を図ります。

北区における小中一貫教育は、基本的考え方をまとめた第1段階、モデル事業を実施した第2段階、そして全校実施となった第3段階を経てきました。今後は、第4段階として内容の質的向上に努め、より一層の充実を図るとともに、施設一体型小中一貫校の設置という新たな展開を踏まえ、北区の小中一貫教育の更なる充実と発展を推進していきます。

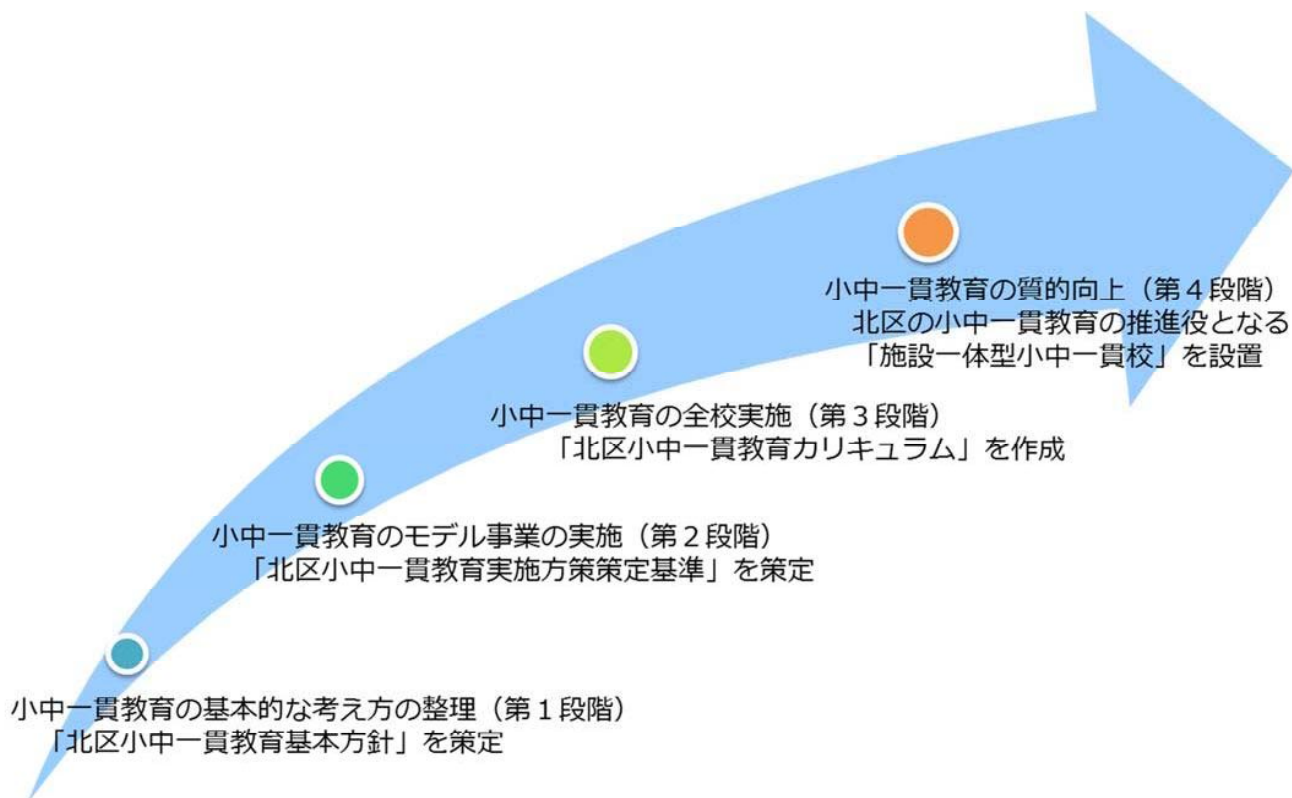
施設一体型小中一貫校の教育内容の検討に合わせて、現行の小中一貫教育の改善方法等についても適宜検討し、可能なものは実施していきます。また、新たに学校を改築する際には、施設一体型小中一貫校（義務教育学校）や、現在の学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の発展型としての施設分離型小中一貫校（義務教育学校）設置の可能性についても検討します。

施設一体型小中一貫校の設置後はその成果を検証し、研究発表や教員対象の研修会等を通じて、他のサブファミリーの小中一貫教育への活用を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

小中一貫教育は、小学校、中学校だけで完結するものでなく、就学前教育との一体化はもとより、中学卒業後の子どもたちを見据えて取り組むことが重要です。保護者はもとより、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体、さらには高校や大学、企業なども含め、まさに地域が一体となって連携、協力し、子どもの発達段階に応じた教育を推進していきます。

このような視点から、更に地域との連携強化を図るため、学校評議員制度やコミュニティ・スクール制度のサブファミリー単位の活用、サブファミリーを意識したPTAや学校支援地域本部（学校支援ボランティア）活動の推進などについて、検討を進めていきます。

【北区の小中一貫教育の更なる充実と発展に向けて】



北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

刊行物登録番号 28-1-119

発行年月 平成29年2月

発行 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課
〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号
電話 03-3908-9279

第 2 回神谷中 SF 施設一体型小中一貫校開校推進協議会

全体構想協議資料

目 次

- 1 小中一貫教育の種類
- 2 23 区の小中一貫校設置状況
- 3 中 1 ギャップの現状
- 4 小中一貫教育の現状とメリット・デメリット
- 5 コミュニティスクール（学校運営協議会制度）
- 6 PTA 組織
- 7 特別支援教育

1 小中一貫教育の類型

	小中連携教育	小中一貫教育 (学校ファミリーを基盤)	小中一貫校	
			施設分離型	施設一体型
定義	児童・生徒、教員の交流や合同の活動を通して小中学校間の円滑な接続を図るもの。	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程のもとで教育活動を行うもの。	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで、すべての教育活動を行うもの。	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで、すべての教育活動を行うもの。
目的	小中学校間の円滑な接続	小中の連続性ある一貫した教育活動の充実	小中の連続性ある一貫した教育活動の充実	小中の連続性ある一貫した教育活動の充実
教育目標	それぞれの学校の教育目標。	それぞれの学校の教育目標。 サブファミリー内で共通に目指す子供像をもつ。	同一の教育目標	同一の教育目標
教育課程 (※注)	6・3制のままで円滑な接続を図る。	9年間にわたる一貫した教育課程。 6・3制。	9年間にわたる一貫した教育課程。 6・3制とは限らない。	9年間にわたる一貫した教育課程。 6・3制とは限らない。
学校経営	小・中学校それぞれの経営	小・中学校それぞれの経営	一元的・一体的な学校経営	一元的・一体的な学校経営
校舎	分離型が多い	分離型	分離型	一体型
児童生徒	計画的に連携・交流を行う。	それぞれの学校で、一貫した教育計画に基づいて生活する。	それぞれの学校で、同一の教育目標に基づいて生活する。	学校生活をともにする。
教職員	それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。	それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。	一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。	一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。

2 23区の小中一貫校設置状況

平成28年3月現在

区名	校数	校名	学年段階の区切り
港区	2校	お台場学園、白金の丘学園	4・3・2制
品川区	6校	日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園	4・3・2制
渋谷区	1校	渋谷本町学園	4・3・2制
杉並区	1校	杉並和泉学園	6・3制
練馬区	1校	大泉桜学園	4・3・2制
足立区	2校	興本扇学園、新田学園	4・3・2制
葛飾区	2校	新小岩学園、高砂けやき学園	6・3制

※義務教育学校は品川区の6校

3 中1ギャップの現状

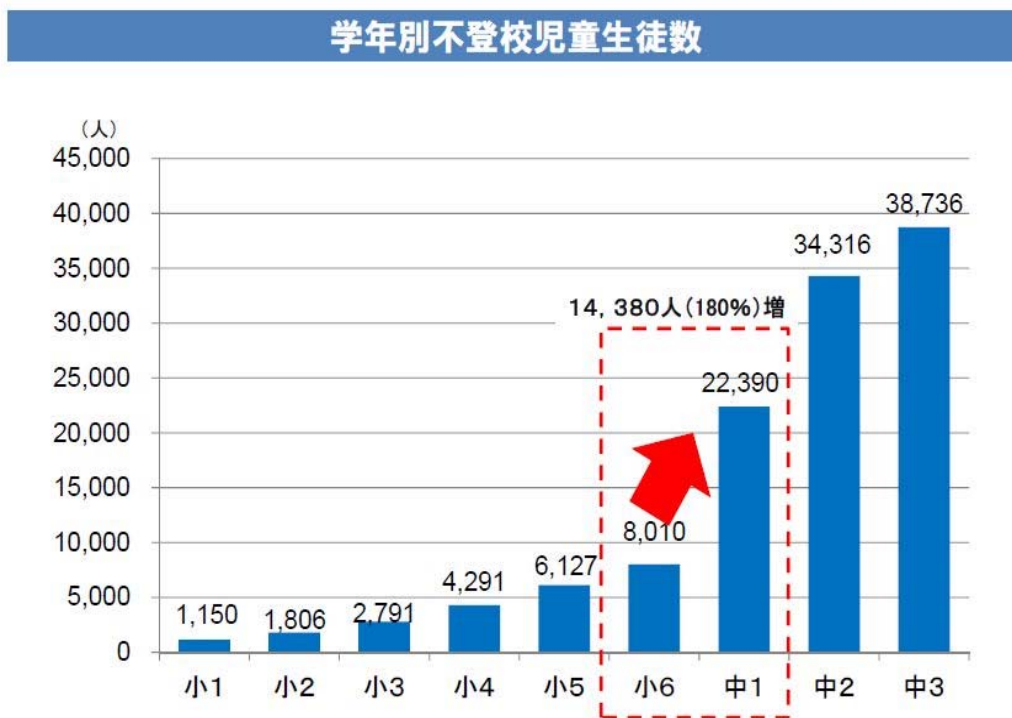
中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく。

(各種調査結果)

◇ 「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下がる。

◇ 「学習上の悩み」として「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する児童生徒数や、暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増える。



出典:平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

5

学年別いじめの認知件数



出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

6

中1ギャップの原因

小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなっていないことが考えられます。

その背景として、例えば、

<学習指導面>

- ◇ 小学校では学級担任制、中学校では教科担任制（授業形態の違い）
- ◇ 各児童生徒の小学校時点における学習上の問題が中学校と十分共有されていない（学習上の問題の共有が不十分）

<生徒指導面>

- ◇ 中学校は小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向（生徒指導方法の違い）
- ◇ 各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の問題が中学校と十分に共有されていない（生徒指導上の問題の共有が不十分）

<その他>

- ◇ 上級生や教職員との人間関係も小・中学校間で違いがあるといった多様な背景があります。

（中央教育審議会初等中央教育分科会資料から）

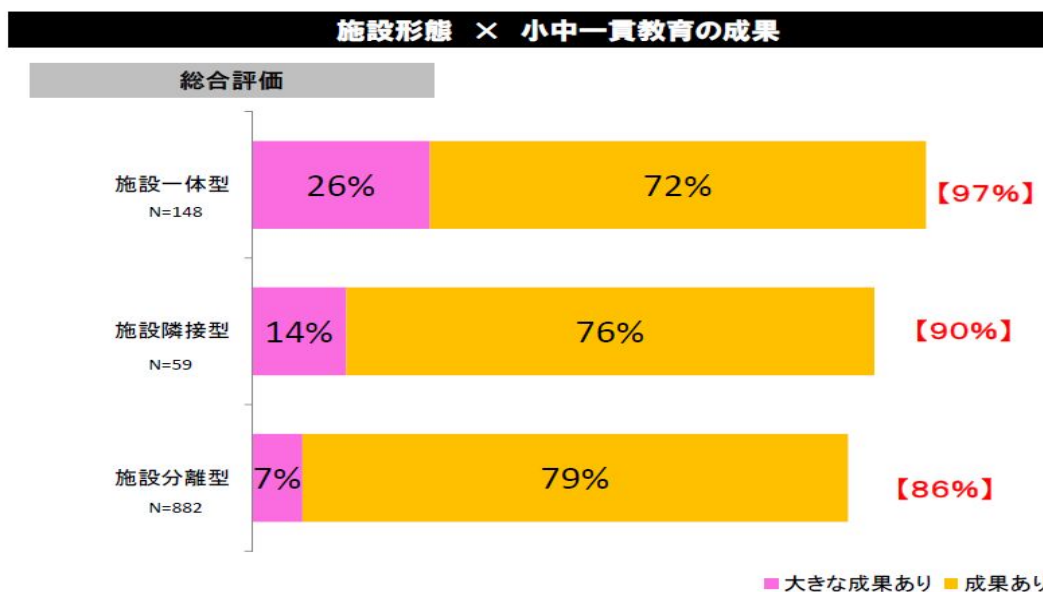
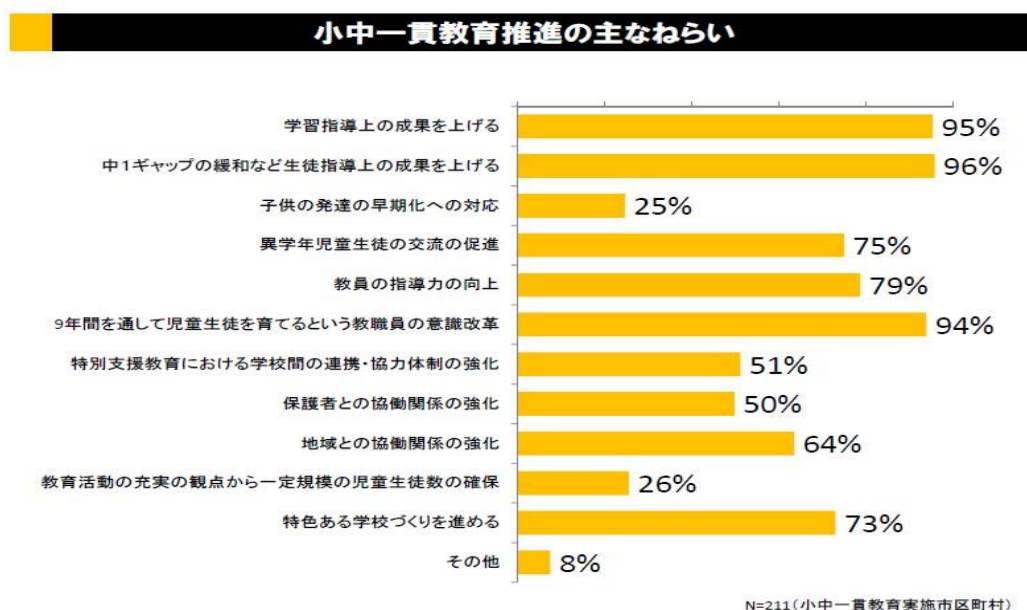
4 小中一貫教育の現状とメリット・デメリット

小中一貫教育の現状

「小中一貫教育等についての実態調査」の結果について

平成26年7月に「小中一貫教育等についての実態調査」（文部科学省）が実施され、全12のサブファミリーから回答を得ました。

設問は、「小中一貫教育のこれまでの成果」（43項目）と「小中一貫教育の推進に関する課題」（31項目）に分かれております。

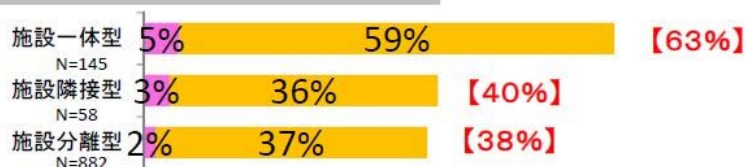


北区小中一貫教育における主な成果と課題については以下に示すとおりです。

【成果】

- 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した。
- いわゆる「中1ギャップ」が緩和された。
- 学習規律・生活規律の定着が進んだ。
- 予防的生徒指導等の取組が充実した。
- 教員の指導方法の改善意欲が高まった。
- 教員の教科指導力の向上につながった。

①全国学力・学習状況調査の結果が向上した



②都道府県又は市町村独自の学力調査の結果が向上した



③民間の標準学力検査の結果が向上した



【課題】

- 年間行事予定の調整・共通化
- 小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- 小中合同の研修時間の確保
- 教職員の負担感・多忙感の解消

この結果から、小中一貫教育に係わる時間の確保、教職員の負担の解消や不均衡の是正、そして成果や課題の分析・評価手法などについて検討の余地があることが認められます。

施設一体型小中一貫校（義務教育学校）では、一人の校長先生の下、教職員集団が一体となって学校運営に取り組みますので、これらの課題が解消されると考えられます。

5 コミュニティスクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組がおこなわれます。

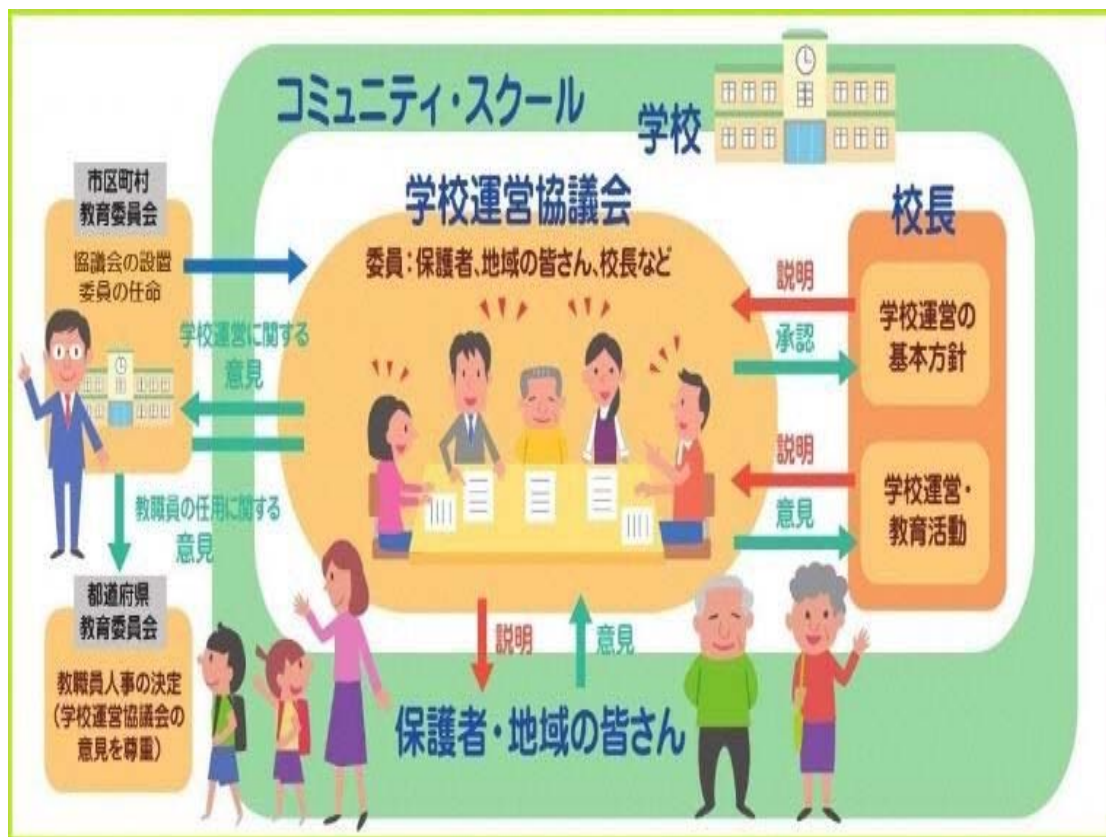
学校運営協議会の主な役割として、

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見が述べることができる

の三つがあります。これらを通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができ、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めることができます。

コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を進めるための有効なツールです。

現在、北区では西ヶ原小学校・田端小学校・赤羽台西小学校がコミュニティスクールの指定を受けています。



6 PTA 組織

PTAは任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、PTA活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討します。併せて、小・中合同でのPTA活動を支援するための環境整備を行います。

義務教育学校におけるPTAの在り方		
品川区立小中一貫校 日野学園	学校名	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園
		小学部：前期課程 1～6年生 中学部：後期課程 7～9年生
品川区立小中一貫校日野学園PTA	PTA	横浜市立小中一貫校霧が丘小中学校PTA
会長1 1～9年から1名選出	役員	(小学校・中学校ごとに役員選出)
初等部(1～4年) 副会長2以上 書記2以上 会計1以上 監査1		小学校 会長1 副会長2以上 書記2 会計2
中等部(5～7年) 副会長2以上 書記2以上 会計1以上 監査1		中学校 会長1 副会長2以上 書記2 会計2
高等部(8～9年) 副会長2以上 書記2以上 会計1以上 監査1		会計監査4以上
計	副会長6以上 書記6以上 会計3以上	※役員の兼任不可

7 特別支援教育

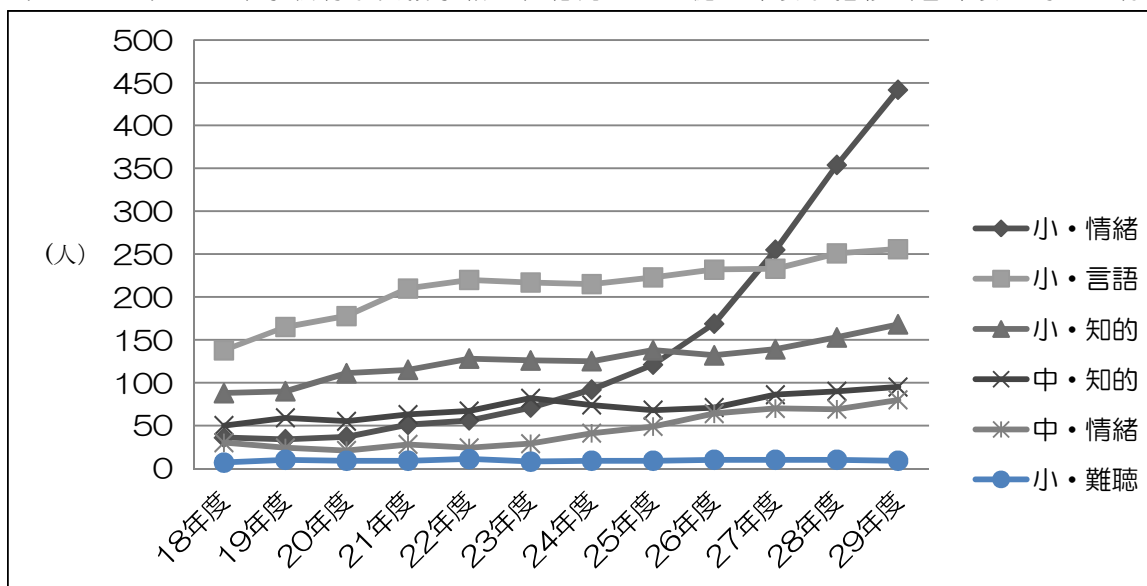
1 現 状

特別支援教育には、通常の学級における支援と固定学級での支援がある（表 1 参照）。それぞれ支援を必要とする児童・生徒の人数は増加し（グラフ 2）、現在の支援体制ではなかなか課題の解消に結びつかない児童・生徒もいる。

（表 1）特別支援学級の設置状況（平成 29 年 5 月 1 日現在）

	学級種別	障害種別	学校種別等	学級数	児童生徒数（人）
固定学級		知的障害	小学校（9校）	25	168
			中学校（5校）	13	95
通常の学級	通級指導学級	難聴	小学校3校（難聴併設は2校）	2	9
		言語障害		15	256
	情緒障害等	中学校2校	9	80	
	特別支援教室	情緒障害等	小学校全校		440
	合計			64	1,049

〔グラフ 2〕小・中学校特別支援学級の在籍児童・生徒の年度別推移（各年度 5 月 1 日付）



2 課 題

ア 特別支援学級（固定学級）の設置の検討

イ 特別支援教室の対象児童数が増加への対応（対象児童の適切な選定、目標の適切な設定、退級の考え方、効果が少ない児童への対応、巡回拠点の増設など検討）

ウ 自閉症・情緒障害学級の設置の検討

(中央教育審議会初等中等教育分科会資料から)

中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっている。

○ 中1ギャップの原因

<学習指導面>

◇ 小学校では学級担任制、中学校では教科担任制（授業形態の違い）

◇ 各児童生徒の小学校時点における学習上の問題が中学校と十分共有されていない

<生徒指導面>

◇ 中学校は小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向（生徒指導方法の違い）

◇ 各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の問題が中学校と十分に共有されていない。

中1ギャップの解消

- ・中1ギャップの緩和など生徒指導上の成果を上げる
- ・学習指導上の成果を上げる
- ・9年間を通して児童生徒を育てるといった教職員の意識改革

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の推進

- (主な成果)
- ・中学校への進学に不安を感じる児童が減少した
 - ・いわゆる「中1ギャップ」が緩和された
 - ・学習規律・生活規律の定着が進んだ
 - ・予防的生徒指導等の取組が充実した
- (主な課題)
- ・小中の教職員間での打ち合わせ時間等の確保が困難であること
 - ・教職員の負担感・多忙感が増加していることなど
- (北区小中一貫教育検証委員会報告書から)

施設一体型小中一貫校

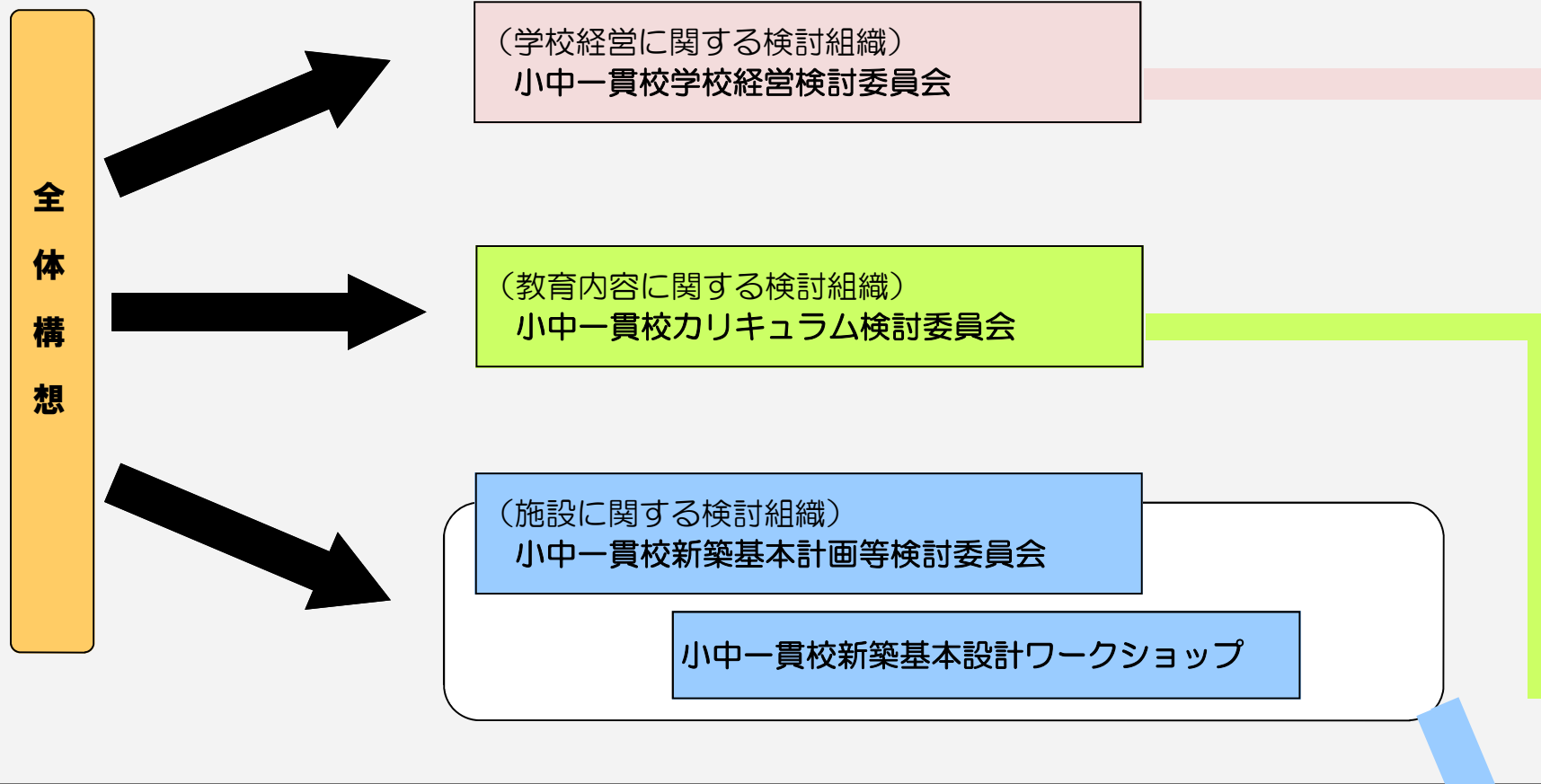
- ・義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで、児童・生徒の発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を実施する
- ・施設一体型の利点を活かし、新たな取り組みに積極的にチャレンジして教育内容の充実を図る
- ・その成果を、他のサブファミリーに活用する

成 果

他のサブファミリーにも成果を活用

推進体制及びスケジュールについて

(1) 施設一体型小中一貫校開校に向けて設置する検討組織



(2) 検討組織の所掌事項等

組織名	主な検討事項	構成
小中一貫校学校経営検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○校名、校歌、校章等に関すること ○教職員体制に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・校長及び副校長の配置 ・教職員の配置 ○PTA活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校が合同で活動できるPTA活動 ・PTA活動を支援するための環境整備 ○地域との連携に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール ・学校施設の地域開放 ○通学区域に関すること ○その他学校経営に関すること 	<p>【委員長】 自治会・町会長</p> <p>【委員】 各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校PTA代表 小中学校代表 区職員</p>
小中一貫校カリキュラム検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育システムに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・学年段階の区切り ・教科担任制 ○カリキュラムに関すること ○部活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・5～6年生の部活動参加 ○学校行事に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の実施方法 ○特別支援教室に関すること ○その他教育委内容に関すること 	<p>【委員長】 学識経験者</p> <p>【委員】 小中学校長会等</p>
小中一貫校新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計及び実施設計等に関すること	【委員】 区職員
小中一貫校新築基本設計ワークショップ	新築基本設計に関すること	【メンバー】 地域住民、PTA、学校職員等

(3) 各検討組織における検討スケジュール

組織名	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
学校経営検討委員会	校名、校歌、校章、教職員体制、PTA活動等					新校開校	
カリキュラム検討委員会	教育システム、カリキュラム、部活動、学校行事						
新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計、実施設計		(工事)				
新築基本設計ワークショップ							運動場開設

※年度については、現時点での予定です。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の「教育内容」について

1 小中一貫教育の推進【期待される効果】 9年間を通じた**切れ目のない一貫した指導**

○中学校への**進学**の不安解消 ○いわゆる「**中1ギャップ**」の緩和

○小・中学校の教職員間で**協力して指導**にあたる意識が高まる ○小・中学校の**教員間で互いの良さを取り入れる**意識が高まる ○小・中学校**共通で実践**する取組が増える

具体的に

学習指導や生活指導では

○学力調査の結果の向上 ○児童・生徒の学習意欲の向上

○中学校の専門性を生かした発展的指導や小学校のきめ細かな指導技術を生かした**補充指導の充実**

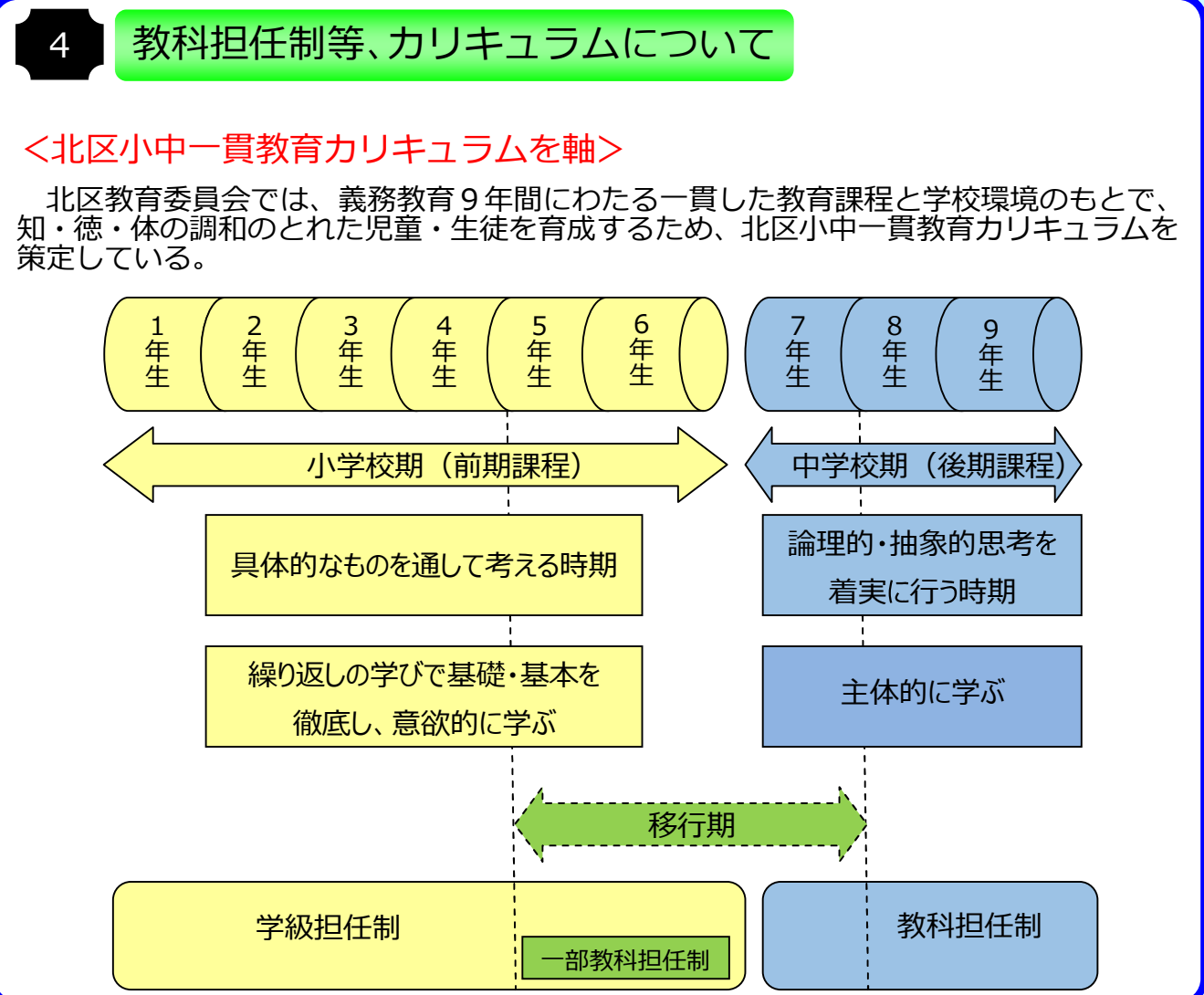
○いじめや不登校、暴力行為の減少 ○規範意識の向上

2 学年段階の区切り ➡ 6・3制を基本

●他自治体では4-3-2制、4-5制等様々あるが、児童・生徒の**リーダー性の育成**が課題

6・3制には、こんな良さがある

- 6・3制は、**転出入に柔軟に対応**が可能
- **他のサブファミリーと連携**が取りやすい。
- 小学校**5・6年生は中学校と同様の50分授業**とし、特定の教科で小学校（前期課程）6年生時に中学校（後期課程）の一部の内容を指導。中学校（後期課程）では小学校（前期課程）の内容を手厚く**補充指導**
- 小学校（前期課程）**6年生の教室は中学校（後期課程）の教室の近く**に配置
- 副校長を複数配置し、例えば、**小学校（前期課程）担当、中学校（後期課程）担当、小中連携（前期・後期課程連携）担当**など3名で教育活動をしっかり管理
- 希望する小学校5・6年生には、**部活動参加を推奨**し、縦割りの良さを充実
- **運動会等行事**は、学校や地域の実情に合わせて、学年の**区切りを変えて**実施
- 区切りを踏まえ、**適切な教育環境**を整える。例えば、習熟度別学習や異学年交流に適した教室、小学校（前期課程）と中学校（後期課程）の体育が同時に実施できる体育館や運動場



3 特色ある教育活動の推進 **社会に開かれた学校を目指して**

☆神谷中学校地区の独自性を出し、生きる力を育成

- 農業体験学習（稲作）を軸にして、**学ぶ意欲**や**知識・技能**を兼ね備えた児童・生徒の育成
- 総合防災避難訓練等を通して、**的確な判断・行動**ができる児童・生徒の育成
- 地域や保護者と連携し、コミュニケーション豊かな**品格のある人間教育**の実施

☆コミュニティ・スクールとしてスタート

- 小中一貫校に**一つの学校運営協議会**を設置（今までは小学校、中学校に別々）
- 地域の**思いや考え**を教育活動に反映させるために、地域の方が**学校運営に参画**
- 保護者と地域も近くなる。

5 特別支援教育の充実 **多様性を尊重する地域の学校**

<案> **特別支援学級の設置** **障害に応じたきめ細かな指導の実現**

- 配慮が必要な児童・生徒が**学びやすい環境**
- 住みよい、開かれた地域の**実現のために**、児童・生徒の、互いに認め合う価値を重視する学校

教職員体制について

教職員については、国及び都の基準に基づき配置

校長 副校長

校長 1名

副校長 3名

小学校教育課程を管轄する副校長 1名

中学校教育課程を管轄する副校長 1名

小中の円滑な連携及び運営を図る副校長 1名

※ 1人の校長の下、教職員が一体となって児童・生徒を学習面や生活面の指導を行う。

教職員の免許

小学校教諭及び中学校教諭両方の免許が必要（ただし、当分の間は小学校教諭又は中学校教諭どちらかの免許を保持していれば良い。）

養護教諭

2名

職員室

1室

校名・校歌・校章等について

全体構想策定後に設置する「小中一貫校学校経営検討委員会」において検討

P T A活動について

小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A活動についても小中合同で活動するのが望ましいが、P T A役員への負担増、小P連及び中P連との関係性が課題

地域との連携について

施設開放

特別教室、体育館、武道場及び校庭等の区民・地域への開放を推進

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとして、地域の思いや考えを教育活動に反映

防災

周辺の公共施設を考慮し、地域の防災拠点となる避難所機能等が充実した施設の整備 ⇒地域全体の防災力の向上

ボランティア活動等

地域との連携強化を図るための学校支援地域本部の設置や学校支援ボランティア活動等を推進

学校ファミリーについて

学校ファミリー構想のもと、小中一貫校を1つのサブファミリーに位置付け、既存のサブファミリーの枠組みを継承

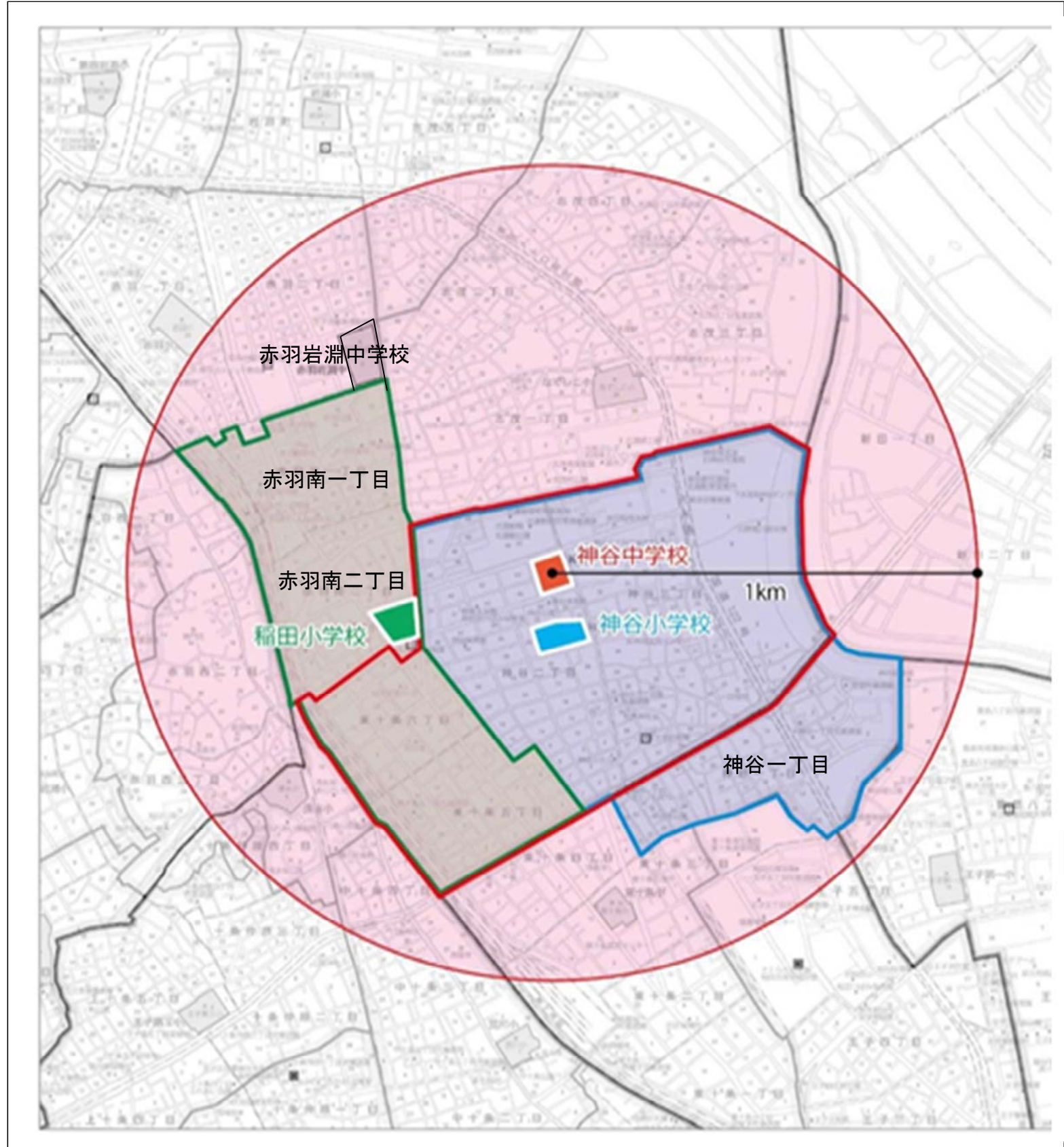
通学区域について

変更案

- 小中一貫校の通学区域は、現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致
- 指定校変更は従来通り

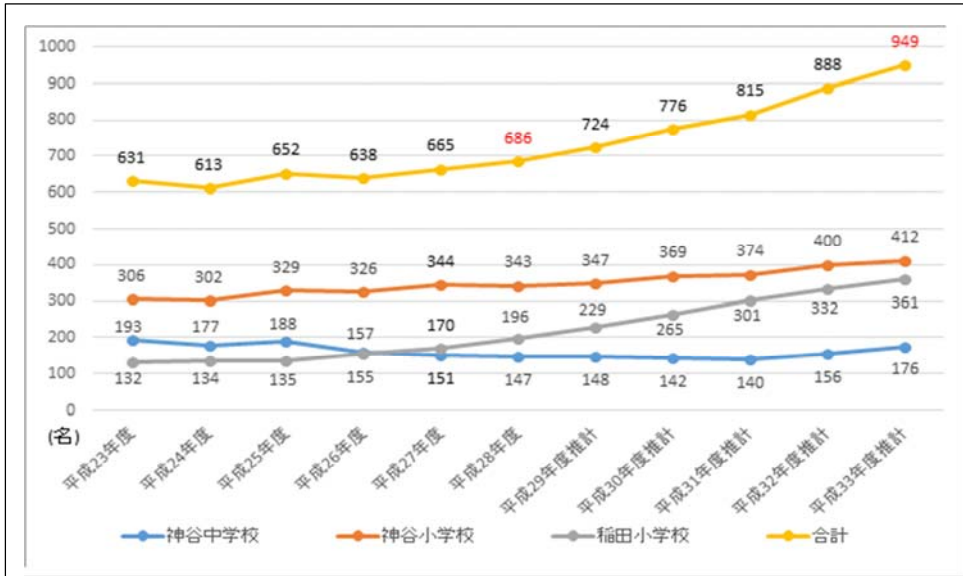
通学区域について

「地域の子どもは地域で育てる」という考え方にに基づき、指定校制度及び通学区域制度を堅持するとともに、設置対象となるサブファミリー内の小学校および中学校の通学区域を基本とし、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じてその区域を見直します。
(北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針)

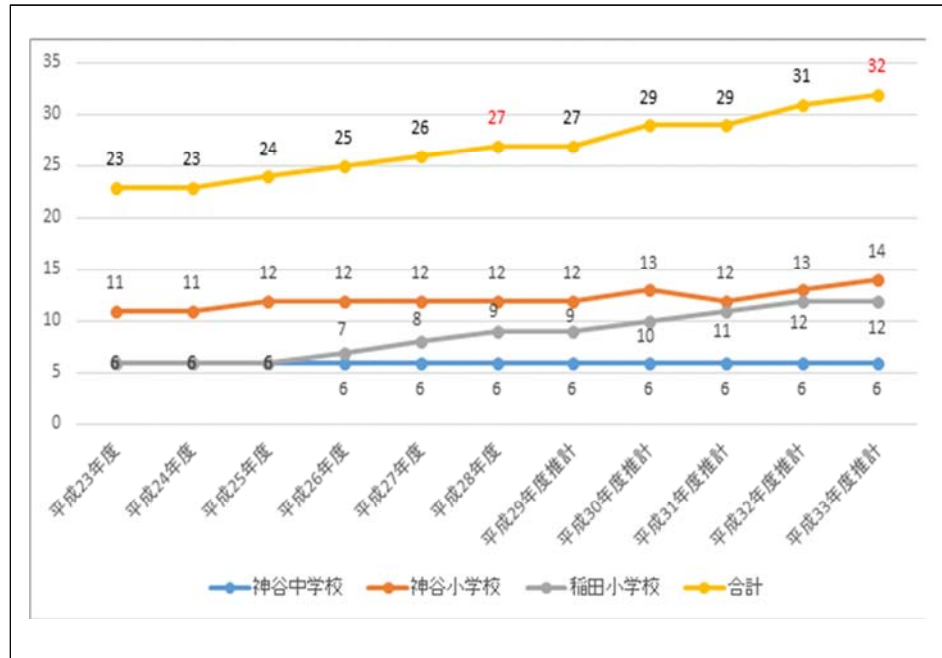


通学区域変更案
 施設一体型小中一貫校の通学区域は、現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させる。
 なお、指定校変更は従来通りの方法で行う。

■児童数・生徒数■



■学級数■



神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の施設の考え方について

1 施設構成

1) 普通教室

開校時点における学区域内の児童生徒数（推計値）により教室数を決定

2) 特別教室 ※下線は小中重複を検討

理科室／図工室／美術室／技術室／音楽室／家庭科室／生活科室／図書館／和室

3) 多目的室・オープンスペース ※下線は小中重複を検討

少人数教室／新世代学習空間／多目的室／ランチルーム

4) 管理諸室

職員室／保健室／調理室／相談室／事務室／会議室／受付／倉庫 等

5) 体育施設

運動場／体育館／武道場／プール

6) その他

生徒会室／PTA室／放送室／トイレ／更衣室／防災倉庫 等

2 主な施設について

○普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線の設定とする。また、学年間の増減に対応するため小学校、中学校とも同じ広さとする。

○特別教室 ⇒ 各学年の利用頻度を考慮し、アクセスしやすい位置に配置する。また、相互乗り入れ授業や教科担任制の導入を考慮し、小学校と中学校で共用できる特別教室の整備を検討する。

○図書館 ⇒ 全ての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保する。

○体育施設 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動ができる十分な広さを確保する。また、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置する。

○管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は1つに集約して整備する。また、保健室や相談室、倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するために十分な広さを確保する。

○PTA室 ⇒ コミュニティスクールを想定し、小中合同の学校運営に必要な会議室等を整備する。

3 安全・防災について

1) 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行う。また、南北敷地の二つの施設間に渡り廊下を整備し、円滑な動線を確保する。

2) 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常発電機などを設置する。

4 地域拠点としての学校整備について

1) 雨水流出抑制施設や校庭貯留施設など災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的かつ広域的な防災拠点としての機能を整備する。

2) 学校を地域の生涯学習活動の場として捉え、体育館や特別教室は地域への貸出を想定した整備を行う。

3) 神谷地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど地域環境と調和した学校施設の整備を行う。

●参考写真● (①②③は品川区立荏原平塚学園、④は品川区立豊葉の杜学園)



①小中教職員を集約した職員室



②児童生徒が利用しやすい図書館



③広々とした体育館



④2つの棟を繋ぐ渡り廊下

「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

【開催日時】 平成29年7月15日（土） 10:00～11:45 参加者17名

○=質問 →=回答

- 配置案は、もっともっと案があるのではないか。費用の問題、建設期間の問題、アクセスの問題、安全の問題、コミュニケーションの問題があるが、よくわからない中でケース3になっている感じがする。
 - もっといろんなバリエーションがあると思うが、与えられている条件として、学校の床面積が15000平米から16000平米、グラウンドが8500平米必要である。大雑把に四角を並べるような形で検討しているのが現状である。建設コストは現時点では検討できていない。基本設計くらいの段階でコストについて試算が決まる。
- 北運動公園は普通の日ほとんど使われていない。北運動公園に全部作れないか。現在の位置に神谷公園は残してほしい。公園を残す案はまだケースとして考えられるのではないか。
 - 神谷運動場は陸上競技場、サッカー等で使われているが、あれだけの広さの代替地はない。公園を残してほしいという意見は伺ってきた。北運動公園は一定の役割果たしている。小中一貫校を北運動公園に移すことは当初から考えていなかった。
- 学校施設が15000平米から16000平米必要だという根拠をわかりやすく示してほしい。
 - 小学校が18教室、中学校が9教室の場合、整備方針に当てはめると15000平米から16000平米必要になる。開校推進協議会で体育館やグラウンドなどの主要施設の考え方を議論いただき、最終的に床面積がどれくらいになるのか決まる。
- 費用面について、どういう要素を盛り込んでケース3がいいということになったか示してほしい。
 - コストは検討していない。ただし学校を仮移転するコストが5億円程度かかることは予想されるため、仮移転の有無という面からのメリットは考慮している。
- コストや比較について協議会にどこかのタイミングであげる予定はあるか。
 - 11月くらいには一定の想定をして、建物の階数やセットバックした場合などお示ししたい。その時点での概算は出せると考えている。
- 公園の利便性について、どういった点で利便性が向上するのか示してほしい
 - 公園についての考え方はまちづくり部が所管している。今後詳しく噛み砕いて公園について説明できる機会を設けるよう相談したい。
- 現時点、今後を含めてケース3以外になる余地や可能性はあるのか。

- 教育委員会としてはケース3が一番ふさわしいと考えている。開校推進協議会で様々な意見が出ると思うが、意見については真摯に受け止め、対応する。
- 住民の意見を汲みとる場、意見を入れる場について、検討するとの回答をもらっていたが、検討状況と進捗状況を確認したい。
- ここの学校が初になるが、近隣の何人かに設計を検討する場に入ってもらいやり方をしてみたいと考えている。ただ、その時点では、学校や公園の位置が決まっていることが前提であり、こっち側に校舎が無い方がいいというような議論は難しいと考えている。
- 小中一貫校は北区で初めてなので、今までのやり方にとられることなく、きめ細かく丁寧にやっていただくことを強く要望したい。(要望のみ)
- 開校推進協議会の委員の方は教育や公共事業に関しては素人でもあるので、ちゃんと理解できるような説明を丁寧にしてほしい。(要望のみ)
- ケース3は、校舎がほかに比べるとそんなに大きくないイメージがある。今後児童が増えた時にどう対応するのか。
- 神谷地区で子どもの数は増えてくるが、増加に合わせても現状のボリューム、敷地があれば大丈夫と考えている。
- 一番優先順位を考えるのは子どもたちが教育を受けやすい、子ども視点を一番にしていくべき。どのようなことが子どもにとってメリットなのか、もう少しきめ細やかな検証がされるべき。(要望のみ)
- 計画は予定であり、あくまでも地域住民の利益、子どもの意見、子どもの環境が大事だと思うので、変更もありうるという認識でよいのか。
- 地域の方、子どもたちの教育環境等を考えながら進めていくことになる。今年度全体構想が決まれば議会にお示しして、同意を得て、予算がついて進んでいく手順になる。できれば平成35年度に開校したいと考えている。
- 稲田小に通っている子どもは施設一体型になると通学距離が長くなるので、子どもの事故に関することも考えていかなければならない
- 小学生の通学距離は1キロを目安にしている。今回の場合1キロを超えないことは確認している。交通指導員を配置するなど安全確認は当然行う。
- 地域みんなが納得して、この学校ができてよかったというのが一番大事。そういう視点に立って施設の配置計画なりを最初から見直してほしい。小中学校のカリキュラムをうまくやるために、地域を犠牲にするのはやめてほしい。(要望のみ)

※質疑の全文については、北区のホームページに公開しています。

北区小中一貫教育のこれまでの流れ

(平成 26 年 10 月) 北区小中一貫教育検証委員会報告書

平成 24 年度から実施してきた「学校サブファミリーを基盤とした北区の小中一貫教育」の成果を検証し、課題を把握した。北区の小中一貫教育を牽引していくための施設一体型小中一貫校を設置すべきとの考え方が示された。

**(平成 27 年 11 月) 北区小中一貫校設置検討委員会報告書**

施設一体型小中一貫校の設置に向けて、教育や施設などの基本的な考え方について整理した。

**(平成 28 年 11 月) 北区小中一貫校配置検討委員会報告書**

対象校を選定するため、以下の具体的な項目について検討を行い、神谷中サブファミリーに小中一貫校を設置することとした。

- ① 地域との関係性
- ② 児童数・生徒数の推移
- ③ 通学距離
- ④ 校地面積の確保

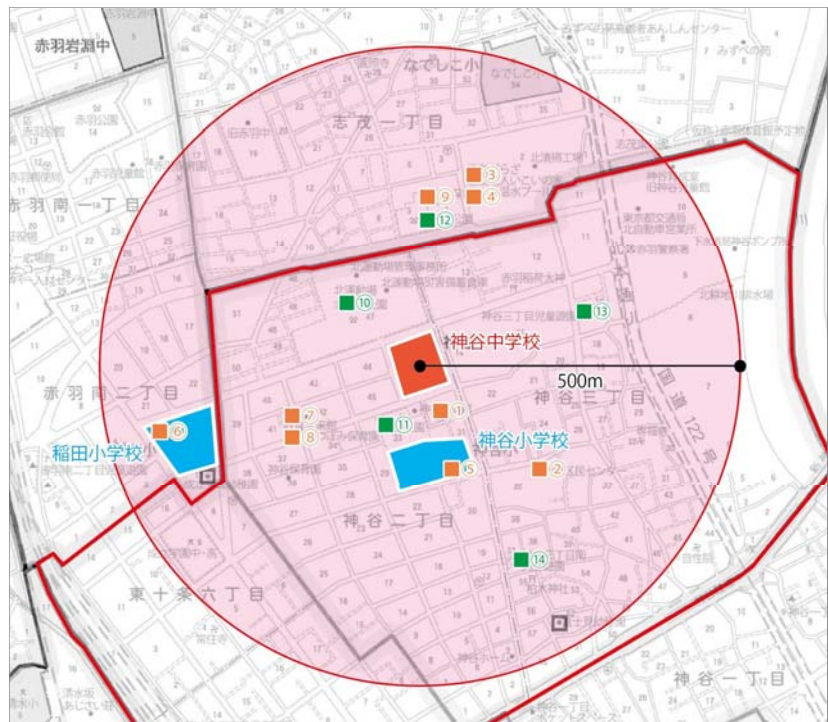
**(平成 29 年 2 月) 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針**

これまでの検討経過を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校の具体的な設置についての考え方を明らかにした。また、北区総合教育会議において「神谷中サブファミリーにおける、北区初となる施設一体型小中一貫校の開校に向けて、全庁を挙げて準備を進める」ことを確認した。

校地面積の確保について

①神谷中サブファミリー

神谷中学校周辺における、敷地の拡張性がある公園・公共施設を示す。



縮尺 1:8000

施設名	敷地概要	
	上段：敷地面積、	中段：敷地形状、
① 神谷体育館敷地	981.95 m ²	正形
	直線距離約 75m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
② 神谷区民センター敷地	1,791.42 m ²	正形
	直線距離約 300m。中学校敷地と離れている。	
③ 元気ぶらざ敷地	4,958.33 m ²	正形
	直線距離約 300m。中学校敷地と離れている。	
④ 志茂老人いこいの家敷地	元気ぶらざ建物内併設	
⑤ 神谷小学校敷地	7,908.54 m ²	正形
	直線距離約 150m。神谷公園・神谷体育館を介して隣接。	
⑥ 稲田小学校敷地	7,784.59 m ²	正形
	直線距離約 380m。中学校敷地と離れている。	
⑦ 旧教育未来館敷地	3,326.28 m ²	正形
	直線距離約 200m。中学校敷地と離れている。	
⑧ 神谷北つばみ保育園敷地	旧教育未来館敷地内併設	
⑨ 志茂南保育園敷地	911.31 m ²	正形
	直線距離約 250m。中学校敷地と離れている。	
⑩ 北運動場・北運動公園	23,794.02 m ²	正形
	直線距離約 130m。中学校敷地間に幹線道路がある。	
⑪ 神谷公園	3,772.23 m ²	やや不正形 (L字型) ※神谷体育館とあわせれば正形
	直線距離約 100m。道路を挟んで中学校敷地に隣接。	
⑫ 志茂町公園	2,604.33 m ²	正形
	直線距離約 230m。中学校敷地と離れている。	
⑬ 神谷三丁目児童遊園	390.10 m ²	正形
	直線距離約 275m。中学校敷地と離れている。	
⑭ 神谷三丁目南児童遊園	360.13 m ²	正形
	直線距離約 350m。中学校敷地と離れている。	

上表より、敷地拡張の可能性が高い敷地は『①神谷体育館敷地』『⑤神谷小学校敷地』『⑩神谷公園』である。(『⑫神谷公園』については、公園の位置を変更することで一体的な土地の活用が可能であると考える。)

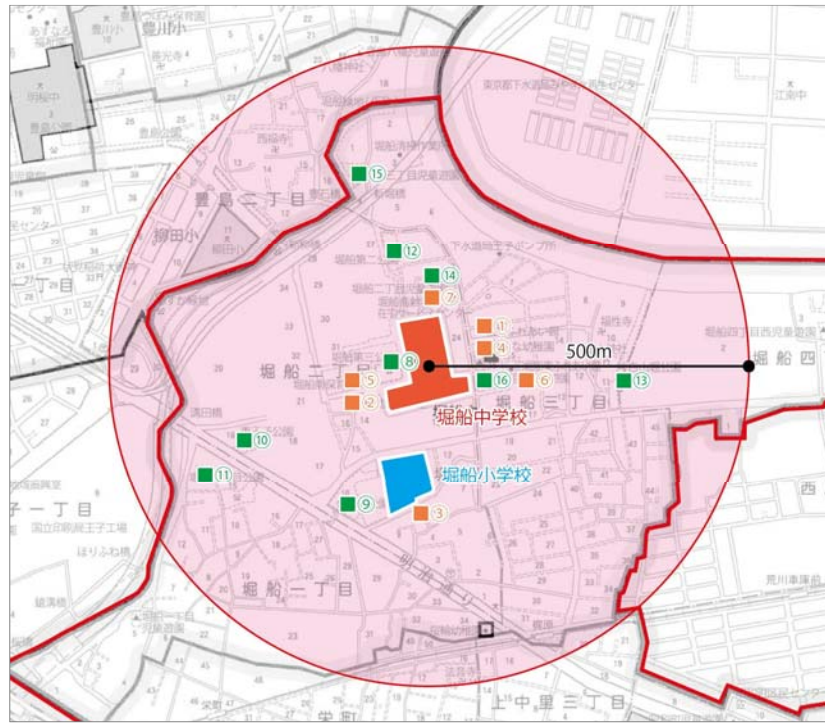
$$\text{神谷中学校校地 (6,844.64 m}^2\text{)} + \text{① (981.95 m}^2\text{)} + \text{⑤ (7,908.54 m}^2\text{)}$$

$$= \underline{\underline{15,735.13 \text{ m}^2}}$$

確保可能な校地面積	標準的な校地面積との比較	評価
15,735.13 m ²	+ 735.13 m ²	○

②堀船中サブファミリー

堀船中学校周辺における、敷地の拡張性がある公園・公共施設を示す。



縮尺 1:8000

施設名	敷地概要	
	上段：敷地面積、中段：敷地形状、	下段：距離・接続性
① 堀船ふれあい館敷地	414.58 m ² 正形 直線距離約 95m。別敷地を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
② 堀船地域振興室敷地	312.14 m ² 不正形 直線距離約 140m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
③ 堀船小学校敷地	8,999.13 m ² 正形 直線距離約 195m。中学校敷地から離れている。	
④ ほりふな幼稚園敷地 ※都営住宅 1 階部分	564.72 m ² 不正形 直線距離約 100m。道路を挟んで中学校敷地に隣接。	
⑤ 堀船南保育園敷地 ※住宅供給公社併設 1 階部分	1,314.39 m ² 正形 直線距離約 110m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
⑥ 旧堀船東ふれあい館敷地	159.84 m ² 正形 直線距離約 130m。別敷地を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
⑦ 堀船高齢者在宅サービスセンター敷地	※都営アパート 1 階部分 やや不正形 直線距離約 95m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
⑧ 堀船第三公園	1,235.48 m ² 正形 直線距離約 65m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
⑨ 堀船公園	2,991.35 m ² 正形 直線距離約 265m。中学校敷地から離れている。	
⑩ 東王子公園	718.31 m ² 正形 直線距離約 315m。中学校敷地から離れている。	
⑪ 堀船一丁目公園	1,283.32 m ² やや不正形 直線距離約 380m。中学校敷地から離れている。	
⑫ 堀船第二公園	1,774.03 m ² やや不正形 直線距離約 180m。中学校敷地から離れている。	
⑬ 白山堀公園	2,457.67 m ² 不正形 直線距離約 300m。中学校敷地から離れている。	
⑭ 堀船二丁目児童遊園	440.93 m ² やや不正形 直線距離約 105m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	
⑮ 堀船三丁目児童遊園	1,245.85 m ² やや不正形 直線距離約 310m。中学校敷地から離れている。	
⑯ 堀船三丁目西児童遊園	424.93 m ² 正形 直線距離約 90m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。	

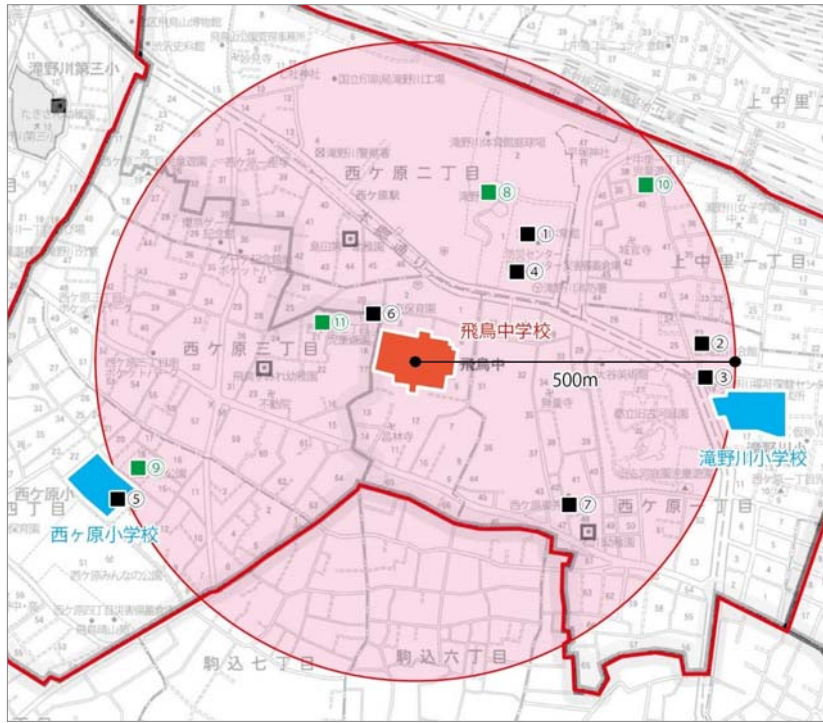
上表より、敷地拡張の可能性が高い敷地は堀船中学校周辺にはみられない。(『⑤堀船南保育園敷地』は住宅供給公社併設のため除外)

堀船中学校校地 (12,260.72 m²) + 合算なし = **12,260.72 m²**

確保可能な校地面積	標準的な校地面積との比較	評価
12,260.72 m ²	-2,739.28 m ²	-

③ 飛鳥中サブファミリー

飛鳥中学校周辺における、敷地の拡張性がある公園・公共施設を示す。



縮尺 1:8000

施設名		敷地概要
		上段：敷地面積、中段：敷地形状、下段：距離・接続性
①	滝野川体育館敷地	6,384.82 m ² 正形 直線距離約 265m。中学校敷地から離れている。
②	滝野川会館敷地	3,797.06 m ² 正形 直線距離約 445m。中学校敷地から離れている。
③	滝野川福祉保健センター敷地	1,091.08 m ² 正形 直線距離約 475m。中学校敷地から離れている。
④	防災センター敷地	2,626.18 m ² 正形 直線距離約 205m。中学校敷地間に幹線道路がある。 中学校敷地から離れている。
⑤	西ヶ原小学校敷地	6,071.52 m ² 正形 直線距離約 500m。中学校敷地から離れている。
⑥	西ヶ原東保育園敷地	758.29 m ² 正形 直線距離約 90m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。
⑦	西ヶ原東児童館敷地	379.62 m ² 正形 直線距離約 325m。中学校敷地から離れている。
⑧	滝野川公園	15,837.06 m ² 不正形（建物配置が困難）。 直線距離約 255m。中学校敷地から離れている。
⑨	西ヶ原公園	2,171.58 m ² 正形 直線距離約 460m。中学校敷地から離れている。
⑩	上中里一丁目児童遊園	226.37 m ² 正形 直線距離約 460m。中学校敷地から離れている。
⑪	西ヶ原三丁目児童遊園	308.05 m ² 正形 直線距離約 140m。別敷地を挟んでいるが中学校敷地に隣接。



上表より、敷地拡張の可能性が高い敷地は飛鳥中学校周辺にはみられない。

飛鳥中学校校地 (9,885.56 m²) + 合算なし = **9,885.56 m²**

確保可能な校地面積	標準的な校地面積との比較	評価
9,885.56 m ²	- 5,114.44 m ²	-

神谷中サブファミリーにおける施設一体型小中一貫校
 主な施設の考え方と想定される学校の規模

1 普通教室 約2,200㎡ (33教室)

1～6年生 (小学校)	7～9年生 (中学校)
約850名 (2017年度における5年後の推計速報値)  24教室 (4教室×6学年)	約340名 850名×1/2×進級率80%  9教室 (3教室×3学年)

※1・2年生及び7年生は35人学級として積算し、1教室の広さは北区立小・中学校整備方針による。

2 特別支援教育 約400㎡ (6教室)

特別支援学級 4教室 (×16名=64名)
 特別支援教室 2教室 (巡回指導教室)

※特別支援教育関連施設については、第三次北区特別支援教育推進計画を推進する中で別途検討する。

3 多目的室 約400㎡ (6教室)

転用可能教室 6教室

平常時はグループ学習などに利用し、児童生徒増加時は普通教室として転用する。

4 放課後子ども総合プラン 約400㎡ (6教室)

学童クラブ 4教室 (160名×1.65㎡)
 放課後ルーム 2教室 (スタッフルーム含む)

5 特別教室 約3,900㎡

理科室/図工室/美術室/技術室
 音楽室/生活科室/家庭科室
 少人数学習室/新世代学習空間
 図書館(メディアセンター)/和室
 ランチルーム etc

高機能化

⇒先進的な教育活動、地域住民の利用を想定した高機能化を検討する。

共有化

⇒図書館、和室、ランチルームなど一部特別教室は、その広さに配慮しつつ共有化を図る。



高機能な家庭科室 (北区立十条富士見中学校)

6 体育館 約1,700㎡

メインアリーナ

- ・ミニバスケットコート3面分程度
- ・小中合同の全校集会等に対応



サブアリーナ

- ・ミニバスケットコート1面分程度
- ・武道場兼用



(品川区立荏原平塚学園)

※ステージ、倉庫、更衣室、トイレ、受付等含む。



(品川区立荏原平塚学園)

7 運動場 約8,500㎡

小・中でシェアできる

1つの大きな運動場を確保
(200mトラック等を想定)



低学年用の遊び場として屋上ひろば等の設置を検討



(品川区立豊葉の杜学園)

学校の規模 (運動場を除く建物面積)

① 1～6の合計
約9,000㎡



② 管理諸室等
約3,000㎡

職員室、会議室、昇降口、倉庫、更衣室、
機械室、防災備蓄室等



③ 共有部分
約4,000㎡

全体床面積の25%を廊下・階段・
トイレ等の共用部分として積算



全体床面積
約16,000㎡

学校施設を利用した地域活動事例

<北区の取り組み>

○学校公開講座○

学校を地域の生涯学習活動の場として捉え、地域住民の学習機会の拡充を図るために様々な公開講座を行っている。



ヒップホップダンス講座（稲田小学校）

○放課後こども総合プラン○

小学校を会場として子どもたちの安全・安心な活動場所を提供している。専任の指導員や地域の大人たちに見守られ、学年を越えた交流を図りながら、学習活動、体験学習、校庭遊びやスポーツなどを行っている。



わくわく神谷ひろば（神谷小学校）

○科学・環境スクール、サイエンスラボ○

神谷旧教育未来館ではお茶の水女子大学と連携した本格的な理科実験講座を行っている

- ・小学校高学年生対象の「科学・環境スクール」
- ・中学生対象の「サイエンスラボ」



《参考》～神奈川県大和市立渋谷中学校の学校開放事業～

渋谷きんりん未来の会

学校開放事業を自主運営

構成：地域住民
業務：施設の貸出・イベントの企画等

協定

大和市



パソコンなんでも教室

<北区の取り組み>

○地区体育館・校庭夜間開放○

学校体育館・武道場等を地区体育館としてスポーツ利用し、地域住民の体力増進とスポーツ振興を図っている。また、校庭に照明を設置することで、校庭の夜間開放を行っている。

・地区体育館 10箇所（9校1施設）

学校名	堀船小学校	十条富士見中学校	滝野川紅葉中学校
建物内容	競技場（29m×24m）	競技場（42m×27m）	競技場（34m×27m）、 武道場（17m×17m）
可能種目	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 その他	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 屋内フットサル、その他	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 柔道、剣道、空手、ダンス、 その他
学校名	桐ヶ丘中学校	十条台小学校	王子桜中学校
建物内容	競技場（34m×28m）	競技場（28.8m×24m）	競技場（34m×26m）
可能種目	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 その他	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 その他	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 その他
学校名	西浮間小学校	明桜中学校	赤羽岩淵中学校
建物内容	競技場（32m×24m）	競技場（34m×25m）	競技場（34m×26m）、 武道場（15m×17.5m）
可能種目	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 その他	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 その他	バスケットボール1面、 バレーボール1面（練習用2面）、 卓球6台、バドミントン3面、 柔道、剣道、空手、ダンス、 その他
施設名	教育未来館体育館（北区役所滝野川分庁舎）		
建物内容	競技場（22.5m×27m）		
可能種目	バスケットボール1面、バレーボール1面（練習用2面）、卓球6台、バドミントン3面、その他		

・校庭夜間開放 7校

学校名	桐ヶ丘中学校	十条富士見中学校	浮間中学校	滝野川第五小学校
可能種目	サッカー （50m×70m）	サッカー （50m×100m）、 テニス2面、 ソフトボール	サッカー （45m×80m）	テニス2面
休場日	火・金曜日	日・水曜日	水・土曜日	日・水曜日
学校名	滝野川第二小学校	滝野川紅葉中学校	赤羽岩淵中学校	
可能種目	テニス2面	サッカー （48m×68m）	サッカー （50m×74m）	
休場日	日・木曜日	火・金曜日	火・金曜日	

※使用できる日：各休場日を除く毎日 18:30～20:30

※テニスは12～3月休場

※使用できる日（但し、学校教育等に支障がある場合は、使用を中止する）

（ア） 毎週火・木・土曜日の夜間（祝日の場合は午前・午後1・午後2）

（イ） 毎月第1・第3日曜日の午前・午後1・午後2

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校校舎配置案の検討経過について

(検討に当たっての留意点)

- ・ 学校規模（延床面積）は概ね 15,000～16,000 m²、グラウンドの面積は約 8,500 m²とする。
- ・ 学校活動及び安全管理に配慮し、校舎と運動場はできる限り隣接した一体感のある配置とする。また、グラウンドにはなるべく大きなトラックを確保する。
- ・ 公園については現状面積（3,772 m²）を上回るものとし、防災機能の向上や利便性に配慮する。
- ・ 体育館や特別教室など、地域開放施設の管理及び利用に配慮する。
- ・ 周辺住戸への影響について考慮する。
- ・ 工事に伴う、子どもたちや教職員への負担（仮移転、代替施設の使用など）の軽重についても考慮する。

<ケース 1 >

- ① 校舎棟からグラウンドまでの距離が遠く、移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。グラウンドに大きなトラックを確保することはできない。ただし、サブグラウンドを設置することで学年に応じた運動場を提供できる。
- ② 体育館棟・グラウンド・公園を集約することで避難所機能の向上が見込まれる。ただし、公園の利便性の向上は見込めない。校舎棟と分離した体育館棟及びグラウンドは地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、中学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。小学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

<ケース2>

- ① 学校教育機能の多くを校舎棟に集約できるが、校舎棟とグラウンドが公園に分断される。また、ケース1と同様に移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。グラウンドに大きなトラックを確保することが出来るが、遠いため休み時間等での利用が難しい。
- ② 校舎・体育館棟と公園・グラウンドが離れていることから災害時の避難所機能に課題があり、公園の利便性も向上しない。また、校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要である。
- ③ 公園の位置が変わらないことから他のケースに比べて近隣住環境への変化は少ない。
- ④ 工事にあたっては、ケース1と同様に、中学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。小学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

<ケース3>

- ① 校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも移動しやすく、安全管理上からも望ましい。また、グラウンドが一体的で広く大きなトラックを確保することができる。
- ② 公園を北運動公園と一体的に整備できるので地域防災機能の向上が見込まれ、接道条件の改善により公園の利便性が向上する。また、北側の体育館棟を地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、小・中学校ともに仮移転は不要である。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。

<ケース4>

- ① ケース3と同様に、校舎棟を中央に配置することで、体育館棟にもグラウンドにも

移動しやすく、安全管理上からも望ましい。グラウンドに大きなトラックを確保することはできない。ただし、サブグラウンド設置により学年に応じた運動場を提供できる。

- ② 校舎棟・グラウンド・公園を集約することで避難所機能の向上が見込まれる。ただし、公園の利便性の向上は見込めない。北側の体育館棟とサブグラウンドを地域開放エリアとして一体的に捉えることができるため、地域開放施設の管理及び利用が容易である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、ケース3と同様に小・中学校ともに仮移転は不要である。ただし、中学校については、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。

<ケース5>

- ① 学校教育機能を校舎棟に集約することができる。ただし、ケース1と同様に移動時間や、児童生徒の安全管理に課題がある。ただし、広いグラウンドと大きなトラックを確保することが出来る。
- ② 災害時の校舎・体育館棟と公園との連携は見込めるが、公園の利便性に課題がある。校舎棟と体育館棟が一体のため、地域開放施設の配置に工夫が必要である。
- ③ 現在の公園の位置への校舎建設に際し、設計にあたっては近隣住環境への配慮が必要である。
- ④ 工事にあたっては、小学校は仮移転することとなる。また、代替の体育館、代替のグラウンドを使用することとなる。中学校は現在の校舎をそのまま利用できる。

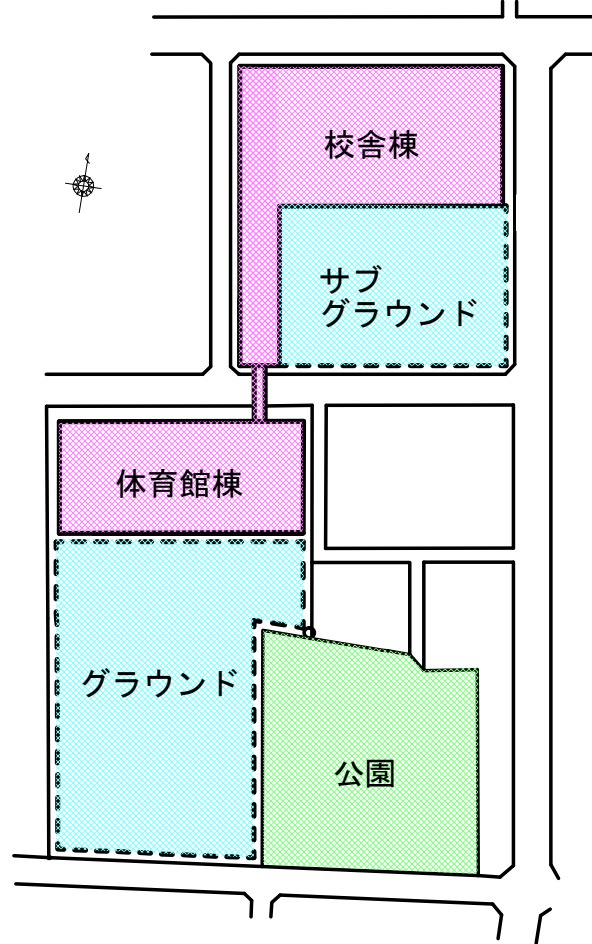
【総評】

総合的に検討した結果、施設一体型の利点を最大限に生かすことができるケース3の配置が、最もふさわしいものとする。

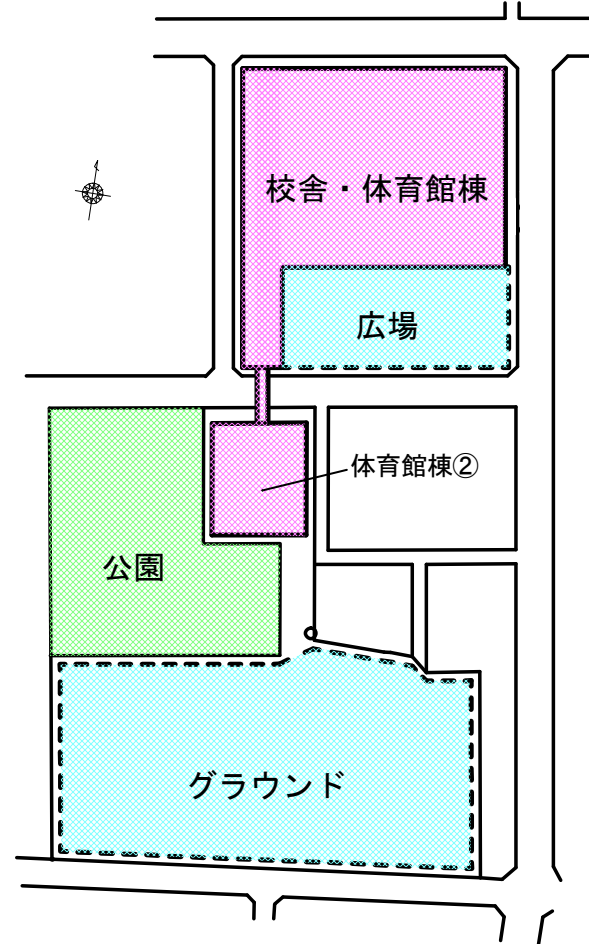
(白紙)

比較検討図

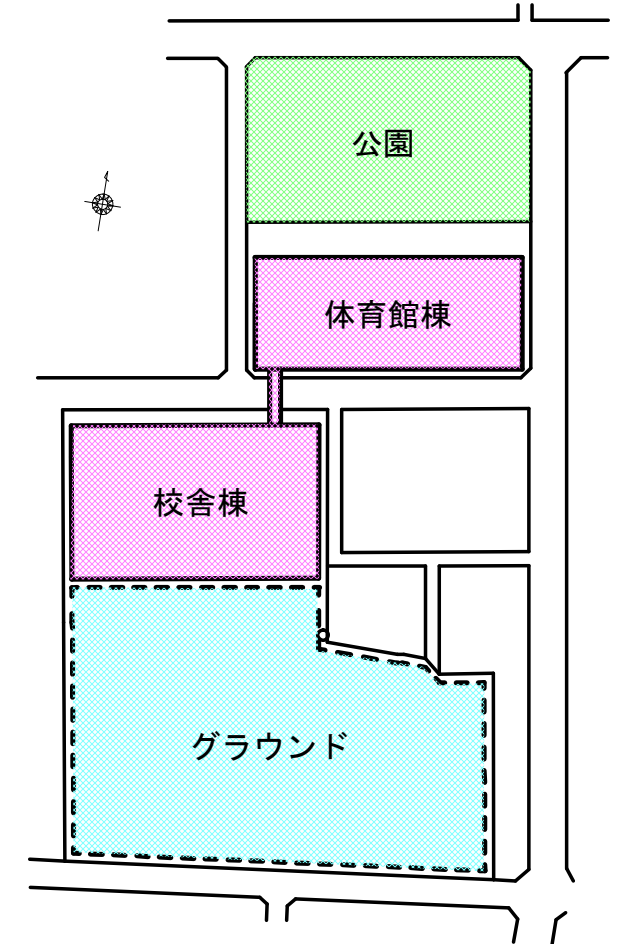
<ケース1>



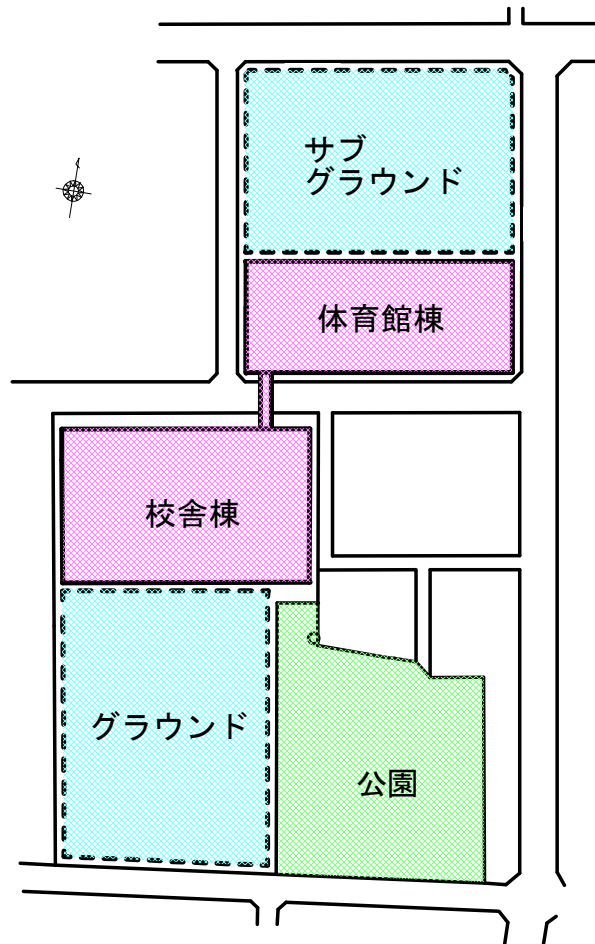
<ケース2>



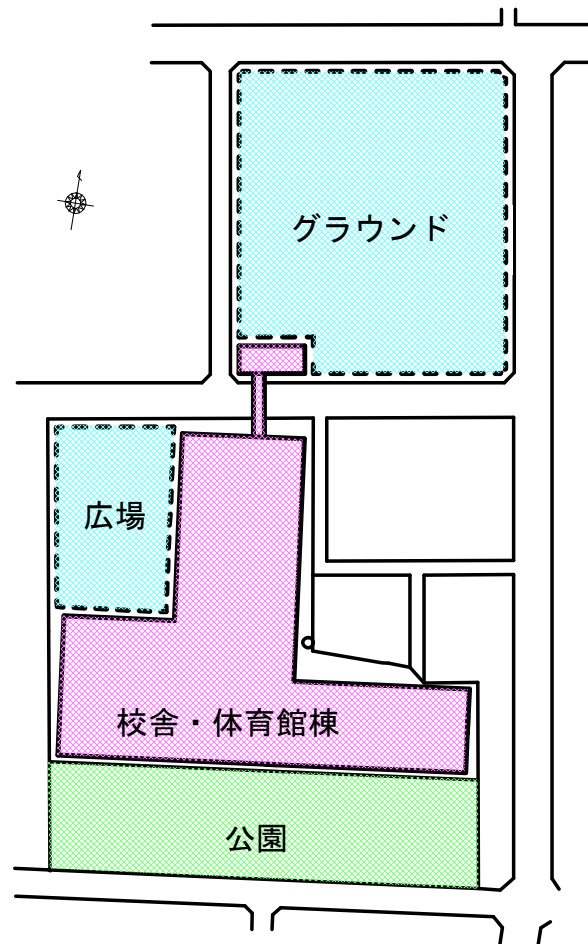
<ケース3>



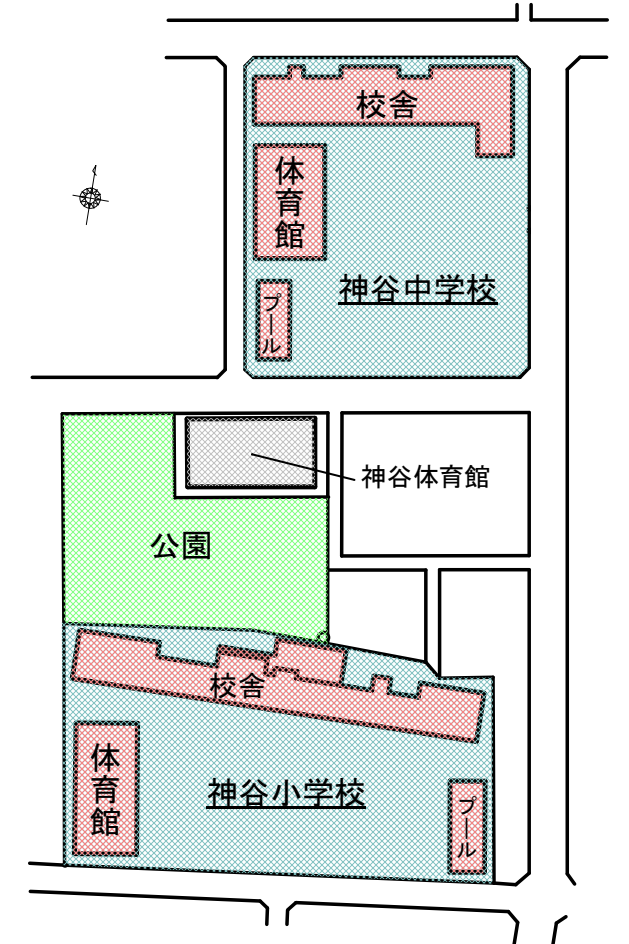
<ケース4>



<ケース5>



<現況配置図>



※校舎棟には普通教室を中心に管理諸室等を配置し、体育館棟には特別教室等も配置する予定であるが、必要諸室数が未定のため各棟の諸室配分は未定である。

ケース3（基本方針における土地活用構想）の補足説明

① 良好な教育環境の確保

<授業時間の確保>

児童生徒は、5分から10分の短い休み時間に、日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませて運動場や体育館に集合する。したがって、普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置とすることが重要である。

<安全性の確保>

運動場と校舎棟は、児童生徒を見守ることができる隣接した位置とし、救急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保することが安全上重要である。

<十分な広さ運動場の確保>

1つの大きな運動場とすることで、授業や部活動に十分な広さを確保することができる。また、小・中合同の行事等にもフレキシブルに対応できる。なお、対象敷地においては、南北2つの運動場を設けた場合、一方は管理諸室から見通せない配置となり、学校設置基準に満たない広さの「ひろば的な空間」となる可能性が高い。

② 地域拠点機能の拡充

<地域防災機能の向上>

避難場所である公園を避難所である学校と連携して整備することで地域防災機能の向上が見込まれる。

<公園機能の向上>

教育環境の確保と公園面積の増を両立でき、かつ平常時、災害時ともアクセス性や防犯性が向上する。

<地域開放施設の利便性の向上>

北側の体育館棟と公園を地域開放エリアとして一体的にとらえることができるため、地域住民にとっては利用しやすく、かつ児童生徒の活動の中心となる校舎棟と区分して管理することが容易になる。

③ 近隣住環境への配慮

<周辺環境の改善>

周辺歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮する。

④ 仮移転しないことによる負担の軽減

<仮校舎による負担の軽減>

建設にあたり引っ越しや通学路変更など子どもたちへの負担がなく、慣れた環境での学校生活が可能である。また、仮移転先の整備費及び移転経費等がかからない。

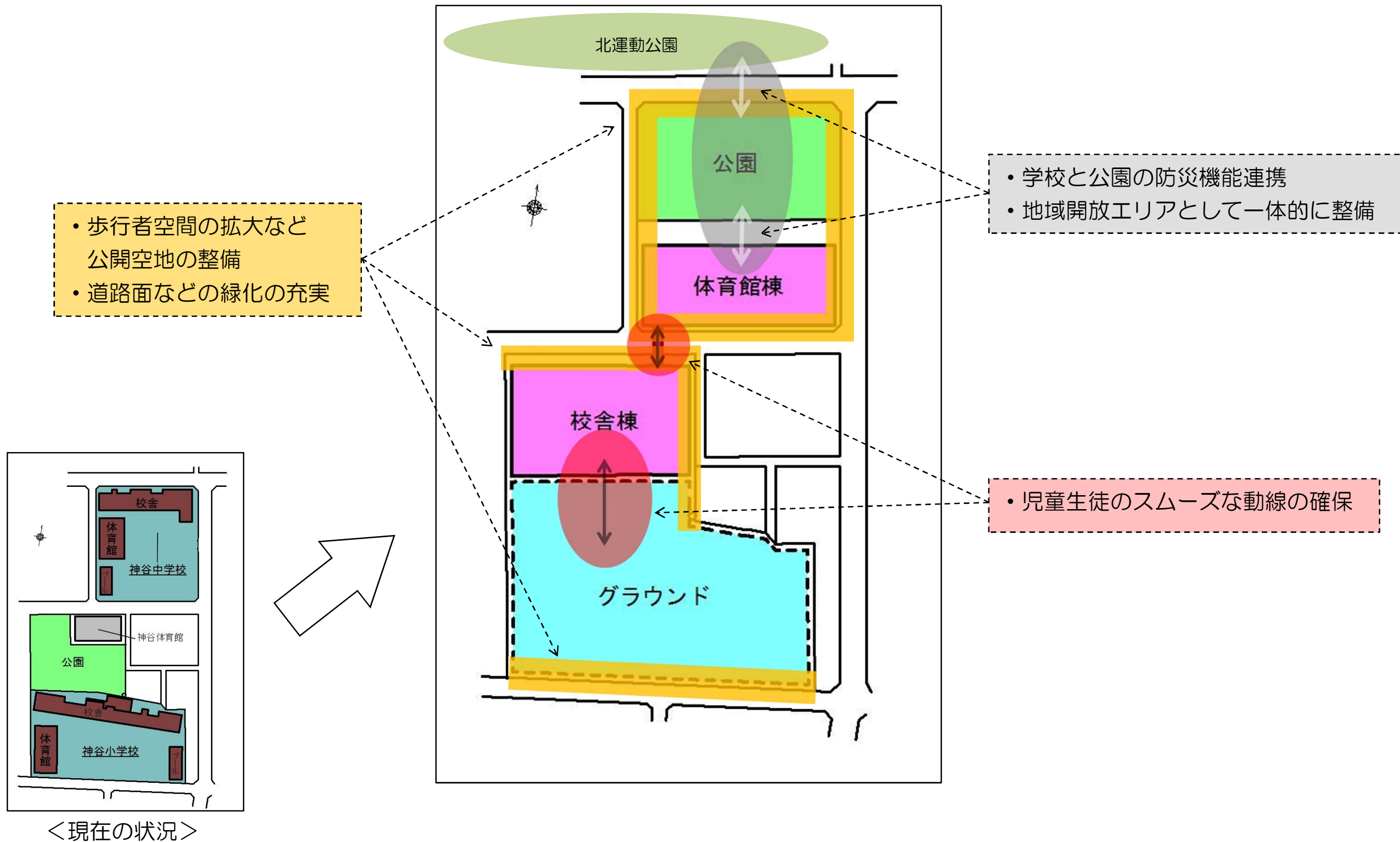
<工期の短縮>

仮移転先の整備、移転作業が不要であるため工期が短縮できる。

○根拠となる基準等○

- ・小学校設置基準、中学校設置基準（文部科学省）
- ・小学校施設整備指針、中学校施設整備指針（文部科学省）

《参考》



北区立小・中学校整備方針

平成 2 5 年 3 月

北区教育委員会

3章 計画・設計の検討項目

◇小学校

1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 普通教室にオープンなつくりの多目的スペースを隣接させ、多様な授業や学級活動の展開ができるような「オープンタイプの施設整備」を行う。
- (2) 学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにする。
- (3) 少人数学習、習熟度別学習、総合的な学習の時間への対応やICT機器の導入を考慮する。
- (4) 普通教室や多目的室、学校図書館等、ICTに対応した施設整備（校内LAN、パソコン置場等）を考慮した計画とする。
- (5) 各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- (6) 地域へ開放する部屋は、施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。
- (7) エレベーター設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内すべてをバリアフリー化する。

2 施設構成

(1) 普通教室・オープンスペース

- ①普通教室数は完成時の児童数の推計値を基準に、将来の推移と地域の動向を加味して決める。
- ②普通教室と一体的な形でオープンスペースを計画するとともに、特別教室等の通過動線にならないよう配慮する。
- ③低学年児童の教室は管理諸室の近くに設け、安全性等にも配慮した位置とする。
- ④オープンスペースには、児童が落ち着ける空間を配置するよう考慮する。
- ⑤オープンスペースには、図書コーナー、教材コーナーを用意するなど、様々な授業の展開ができるように配慮する。
- ⑥オープンスペースと教室の間には、透過性のある可動性の間仕切りを設置するなど、音に配慮する。
- ⑦ICT機器の使用に対応する設備や空間を設ける。

(2) 特別教室

ア 理科室

- ①理科室には準備室を設ける。
- ②教育目的に沿った設備を設けると共に、十分な換気を確保する。
- ③観察や屋外作業等に利用できるテラス・バルコニーの設置を考慮する。

イ 図工室

- ①図工室には準備室を設ける。
- ②作品展示スペース等を設ける。

ウ 音楽室

- ①音楽室には、準備室、楽器庫等を設ける。
- ②多目的スペースやランチルームと一体的に利用できるような施設配置も考慮する。
- ③他の教室への音の影響を考慮する。
- ④近隣への音の影響を考慮する。

エ 家庭科室

- ①家庭科室には調理実習・製作兼用とし、準備室を設ける。
- ②十分な換気を確保する。

オ 学校図書館（メディアセンター）

- ①学校図書館には、準備室を設ける。
- ②学校図書館は児童の利用しやすい位置に配置し、調べ学習スペースを設け、メディアセンターとする。
- ③読書や調べ学習がしやすい環境づくりをし、書架、机、椅子等の配置を考慮する。

カ 生活科室

- ①授業で使用する様々な材料、教材、作品の整理等保存するスペースを設ける。
- ②1・2年生の教室に近い配置とする。

キ 多目的室

- ①学年単位の活動や研究発表会、保護者説明会等多目的な利用に対応できるものとする。

ク 少人数教室

- ①少人数学習、習熟度別学習等に対応できるものとする。

ケ 和室

- ①書写の授業や伝統文化に関する学習等に利用する。

コ ランチルーム（学年ルーム）

- ①同一学年、異学年交流ができる規模とし、衛生面に配慮しつつ、学年集会や会議等、多目的に使用できることを想定した設備とする。
- ②給食室と隣接させることも検討する。
- ③家庭科室の調理実習機能との関連を考え隣接して配置することも検討する。
- ④外部空間との連続性も検討する。

(3) その他

ア 児童会室

- ①教師の指導のもと児童の自主的な児童会活動を促す場とする。

イ 放課後子どもプラン（学童クラブを含む）

- ①放課後や夏季休業期間等における児童の居場所となる放課後子どもプランの活動場所（学童クラブを含む）を整備する。

◇中学校

1 施設構成の基本的な考え方

- (1) ホームルームとなる普通教室を配置し、特別教室や多目的室などを使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うことを基本とする。
- (2) 特別教室を集約配置するとともに、教科ギャラリーを設置する。各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学習を促す環境づくりを行う。
- (3) 新世代型学習空間を設置し、学年ごとに構成した普通教室と連携し、少人数学習や習熟度別学習などきめ細かい教科指導に対応できるようにする。また、ICT機器を充実させる。
- (4) 普通教室や多目的室、学校図書館等、ICTに対応した施設整備（校内LAN、パソコン置場等）を考慮した計画とする。
- (5) 各諸室は、大きさや設備を工夫し、用途や目的に応じて使い分けできるようにする。
- (6) 地域へ開放する部屋は、施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置する。
- (7) エレベーター設置、ユニバーサルデザインの採用をはじめ、校舎内すべてをバリアフリー化する。

2 施設構成

(1) 普通教室

- ①普通教室数は完成時の生徒数の推計値を基準に将来の推移と地域の動向を加味して決める。
- ②ICT機器の使用に対応する設備や空間を設ける。
- ③新世代型学習空間との関連にも配慮する。

(2) 新世代型学習空間

- ①可動間仕切りを設置し、少人数学習や習熟度別学習等に対応できるように配慮する。
- ②各教科に関連する資料の展示や掲示を行い、ICT機器を充実させるなど生徒の学習への興味・関心を高めるためのスペースとする。

(3) 特別教室

ア 理科室

- ①理科室には準備室を設ける。
- ②直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を考慮する。
- ③十分な換気を確保する。

イ 理科ギャラリー

- ①理科室に隣接した配置とする。
- ②模型、標本などの教材や資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。

ウ 音楽室

- ①音楽室には、準備室、楽器庫、練習用個室を設ける。
- ②ランチルームと一体的に利用できるような施設配置も考慮する。
- ③他の教室への音の影響を考慮する。
- ④近隣への音の影響を考慮する。

エ 音楽ギャラリー

- ①吹奏楽による楽器演奏が行えるように考慮し、教材や資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。
- ②他の教室に対し、音の影響が出ないように考慮する。
- ③音楽室に隣接して配置する。

オ 美術室

- ①創作系ブロックに配置する。
- ②美術室には準備室を設ける。
- ③作品展示スペース等を設ける。
- ④室内におけるデッサン等から、北側採光を考慮する。

カ 技術室

- ①技術室には準備室を設ける。
- ②創作系ブロックに配置する。
- ③電動機械作業室を設ける。
- ④作品展示スペース等を設ける。
- ⑤工作機械等の騒音、振動、ほこり等が、他に影響のないように配慮する。

キ 創作系ギャラリー

- ①教材用美術品の展示や教科関連の掲示が行えるように考慮する。
- ②生徒の作品展示スペース等を設ける。

ク 家庭科室

- ①家庭科室には準備室を設ける。
- ②食物と衣服との作業を行うため調理台、作業台、示範台等の配置を工夫する。
また、洗濯機、冷蔵庫等の配置も考慮する。
- ③ランチルームとの隣接配置なども検討する。
- ④十分な換気を確保する。

ケ 学校図書館（メディアセンター）

- ①学校図書館には、準備室を設ける。
- ②学校図書館は生徒の利用しやすい位置に配置し、調べ学習スペースを設け、メディアセンターとする。
- ③読書や調べ学習がしやすい環境づくりをし、書架、机、椅子等の配置を考慮する。

コ 多目的室

- ①学年単位の活動や研究発表会、保護者説明会等多目的な利用に対応できるものとする。

サ 和室

- ①書写の授業や伝統文化に関する学習等に利用する。

シ ランチルーム（学年ルーム）

- ①同一学年、異学年交流ができる規模とし、衛生面に配慮しつつ、学年集会や会議等、多目的に使用できることを想定した設備とする。
- ②給食室と隣接させることも検討する。
- ③家庭科室の調理実習機能との関連を考え隣接して配置することも検討する。
- ④外部空間との連続性も検討する。

(4) その他

ア 生徒会室

イ 進路指導室（教育相談室）

- ①面接用の個室を設ける。
- ②進路資料コーナーを設ける。

◇小学校・中学校共通の諸室

(1) 校務センター

以下の管理諸室を統合して計画する。職員室、事務室等の関係諸室をオープンなスペースとし、室内を家具や簡易な間仕切りで区画して有効に活用する。

ア 職員室

- ①管理系ブロックに配置する。また、他の管理諸室との連携を図る。
- ②屋外運動場などへの見通し等を考慮する。
- ③他の管理諸室などを統合し、校務センターとして計画することも検討する。
- ④外来者を確認できる位置に計画することを検討する。
- ⑤将来の教職員数等の変化に対応できるように、オープンな空間を確保する。
- ⑥非常勤講師、学外の講師、教育実習生、スクールカウンセラー等のためのスペースについても検討する。
- ⑦印刷室では、教材の作成等も行えるように計画する。

イ 事務室

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ②外来者を確認できる位置に計画することを検討する。

ウ 校長室

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ②玄関から連絡のよい位置に計画する。

エ 主事室

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室と隣接させる。
- ②外来者を確認できる位置に計画することも検討する。

オ 教職員休憩コーナー

- ①管理系ブロックに配置する。また他の管理諸室との連携を図る。
- ②将来の教職員数等の変化に対応できるように、オープンなつくりとする。
- ③他の管理諸室などと統合し、校務センターとして計画することも検討する。

カ 教職員更衣室

- ①管理系ブロックに配置する。
- ②職員用玄関と職員室の動線上に配置する。

キ 湯沸コーナー

- ①管理系ブロックに配置する。
- ②他の管理諸室などと統合し、校務センターとして計画することも検討する。
- ③屋外行事に対応できるように検討する。

ク 倉庫

- ①目的別に数カ所配置する。
- ②管理諸室ブロックに備品倉庫を設置する。
- ③搬出・搬入し易い位置に配置する。

ケ 会議室

- ①管理系ブロックに配置する。また、他の管理諸室との連携を図る。
- ②大会議室と小会議室をそれぞれ設ける。
- ③小会議室はPTA室と兼用する。

(2) 保健室部門

ア 保健室

- ①管理系ブロックとの連携のよい位置に配置する。
- ②救急車などが直接寄りつくことができる位置に配置する。
- ③校庭からアクセスのよい位置に配置する。
- ④保健室登校の児童・生徒のためのスペースを設ける。

イ カウンセリング室・相談室

- ①管理系ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ②周囲に気兼ねせずに入出りができる配置とする。
- ③相談室は小部屋を配置する。

(3) 特別支援教育部門

ア 特別支援教室

- ①整備にあたっては他の教室との位置関係や設備等に配慮する。
- ②個別指導等に対応したブースを設ける。
- ③小グループでの指導等ができるように配慮する。

イ 特別支援学級

- ①整備にあたっては他の教室との位置関係や設備等に配慮する。
- ②他の学級との交流や共同学習等、互いに自然な交流が持てる空間を配置する。

(4) 給食部門

ア 調理室

- ①ドライ方式とする。
- ②給食用リフトは配膳室との動線に配慮した位置とする。
- ③食品庫を隣接して配置する。

イ 配膳室

- ① 各階に配置する。

ウ 休憩室

- ①調理室の近くに配置する。

(5) その他

ア 児童・生徒更衣室

- ①利用しやすい位置に男女別に配置する。

イ PTA室

- ①小会議室と兼用とする。

ウ 放送室

(6) 体育館

ア 行事に必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保し、更衣室、トイレ、運動機器等の付属施設と一体的に計画する。

イ 区民への開放など多目的な使用を想定し、さらに、災害時の避難所として計画する。

ウ 中学校に関しては、武道場及び体育準備室を設ける。

エ 校舎と一体で計画する場合は運動で生じる音、振動に充分配慮した構造とする。

(7) 屋外空間

ア 校庭・グラウンド

- ①校舎配置と連絡のよい配置とする。

- ②グラウンド表面はほこり等の影響を避けるよう工夫する。

- ③学校開放、震災時の避難場所への対応等も考慮した設備計画をする。

イ プール

- ①更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設と一体的に計画する。

(8) 防災拠点としての施設整備

- ①体育館の整備は、災害時の避難所としての利用を考慮する。

- ②防災備蓄倉庫、防災資器材倉庫は、原則として体育館等の建物内に配置するなど、災害時に活動する動線に配慮する。

- ③災害時の水の利用を想定し、上下水道は耐震性のあるものを整備する。

- ④プールの水の利用を考慮した計画とする。

- ⑤敷地内にマンホールトイレやかまどベンチを整備する。

- ⑥トイレはだれでも使用しやすいように整備する。

- ⑦発電機接続盤を整備する。

- ⑧屋上等のヘリサインの設置を考慮する。

(9) 設備計画

- ①雨水利用設備を導入し、校庭散水やトイレ洗浄水として利用する。
- ②教室等は冷暖房設備を導入する。
- ③自然エネルギーを活用した省エネルギー対応の施設整備を図るとともに環境教育に活用する。
- ④校舎の屋上をはじめ敷地内の緑化を推進する。
- ⑤ICTを活用した授業展開のため、校内LAN等を整備する。
- ⑥雨水の流出抑制に配慮した整備とする。

(資料編)

北区立小・中学校における標準的な諸室及び規模の考え方について

1 必要諸室及び規模の考え方

学校改築においては、敷地面積・要件、学校（学級）規模、周辺環境、地域特性などが各校異なり、統一的な数値を設定することは困難です。

しかしながら、学校改築（施設整備）にあたっては、教育環境の確保や向上のため一定の諸室及び規模が必要です。

また、今後の学校改築を効果的・効率的に進めていくためには、北区立小・中学校整備方針に基づいた整備を進めるとともに、教育環境の向上や平準化を進めていく必要があります。

そのため、標準的な敷地面積、学校規模等を想定し、その前提のもと標準的な施設規模、諸室構成・規模の目安を、この資料編の項目4 施設構成のとおり設定しました。

なお、この目安は標準諸室・規模を例示しているもので、すべての学校で確保する数値ではありません。

また、敷地要件等に関わらず、諸室の共用・兼用等の工夫により、効率的な学校改築を進めていきます。

2 必要諸室について

小・中学校の必要諸室については、普通教室、特別教室をはじめ、項目4 施設構成のとおり想定しています。

なお、◆印の諸室については、可能な場合に整備するとともに他の諸室と共用することとします。

3 規模について

小中学校の諸室及び全体規模については、項目4 施設構成のとおり想定しています。なお、全体規模としては、下記のとおりです。

前提の学級数をもとに諸室の規模を合計し、その他の共用部分（※）を仮に25%とした合計の延べ床面積は以下のとおりとなります。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・小学校（地区体育館） | 約 7,600 m ² 程度 |
| ・小学校（学校体育館機能のみ） | 約 7,100 m ² 程度 |
| ・中学校（地区体育館） | 約 7,900 m ² 程度 |

※廊下、階段、トイレ等

(注1) 標準的な諸室及び規模を想定するにあたっての前提事項

北区立小・中学校に必要な標準的な諸室及び規模を想定するにあたっての学級規模等について、「東京都北区立学校適正規模等審議会」において、北区立の小・中学校の適正規模が示されています。

- ・小学校：1学年 2～3学級×6学年
- ・中学校：1学年 3～5学級×3学年

以上のことから、整備方針での想定では、各学年の学級数を次のとおりとします。

- ・小学校：1学年 2学級×6学年（12学級）
- ・中学校：1学年 3学級×3学年（9学級）

また、学校職員定数配置基準を参考に、管理諸室等の規模を想定します。

(注2) 普通教室の大きさと、標準規模を考える上での「1コマ」について

普通教室の大きさについては、今までの改築校での実績により、次のとおりとしています。

- ・小学校：64㎡程度（タテ8m×ヨコ8mを基本）
- ・中学校：72㎡程度（タテ9m×ヨコ8mを基本）

※タテ・ヨコの寸法については、敷地形状や面積により変動します。

なお、標準規模を検討する上での「コマ数」については、普通教室の「1教室分」を「1コマ」とします。

4 施設構成

★小学校

◆・・・共用等を検討する諸室				小学校
種類	教室・スペース	規模 (コマ数)	備考 (数字)はコマ数	
普通教室	普通教室	12	各学年2教室(学級)×6学年	
	オープンスペース	6	廊下を含む	
特別教室	理科室・準備室	2	理科室・準備室	
	図工室・準備室	2	図工室・準備室	
	音楽室・音楽準備室	2.5	音楽室・準備室・楽器庫・個別練習室	
	家庭科室・準備室	2	家庭科室・準備室	
	学校図書館 (メディアセンター)	3	蔵書スペース(学校図書館図書標準蔵書数)、読書、貸出、調べ学習等	
	生活科室◆	1.5		
	多目的室	6	各学年1教室×6学年 普通教室の転用も考慮	
	少人数教室	1.5	0.5教室×3箇所	
	和室	1		
	ランチルーム(学年ルーム)	2	ランチルーム(約120席程度設置)・学年ルーム	
校務	職員室・事務室	3.5	休憩コーナー、湯沸コーナー、中央制御監視盤の設置	
	印刷室	0.25	印刷作業スペースや用紙類置場を含む	
	校長室	0.5	応接機能有	
	主事室	0.25	警備機器等を設置	
	教職員更衣室	0.5		
	倉庫(教材室)	4.5	倉庫3コマ 教材室1.5コマ 分散して設置	
	大会議室◆	1		
	小会議室◆	0.5	PTA室機能有	
保健室	教職員トイレ	0.5	児童用とは別に設ける	
	保健室	1.25		
特別支援教育	カウンセリング室・相談室	0.5		
	特別支援教室	1	小部屋を2部屋、中部屋を1部屋程度	
給食	調理室等	5.25	約500食程度まで対応可能 検収室・食品庫・下処理室・調理室(現状のアレルギー対応を含む)・配膳室・洗浄室・パン牛乳受渡室・休憩室・準備室・前室・調理員トイレ・更衣室・シャワー・倉庫	
	配膳室	1.25	2階～4階(調理室階を除く) 1学級5m程度・小荷物昇降機を含む	
その他	児童会室◆	0.5		
	更衣室(児童用)	1	1箇所(男0.5・女0.5)	
	PTA室	—	小会議室と兼用	
	放送室	0.5		
体育館 屋外空間	体育館(地区体育館)	14.75	アリーナ・ステージ・体育器具庫(開放分含む)・開放用エントランス・開放用トイレ・開放用更衣室・受付	
	体育館(学校体育館のみ)	8.75	アリーナ・ステージ・体育器具庫・玄関	
	プール関係諸室	2.5	更衣室・機械室・プール倉庫・トイレ	
共用	昇降口	2		
	エレベーター	0.75	1基	
併設	放課後子どもプラン 学童クラブ ◆	3	学童クラブ数を1とした場合	
	防災備蓄倉庫	1		
	防災資機材倉庫	0.5	校舎外の独立建物もあり	

★中学校

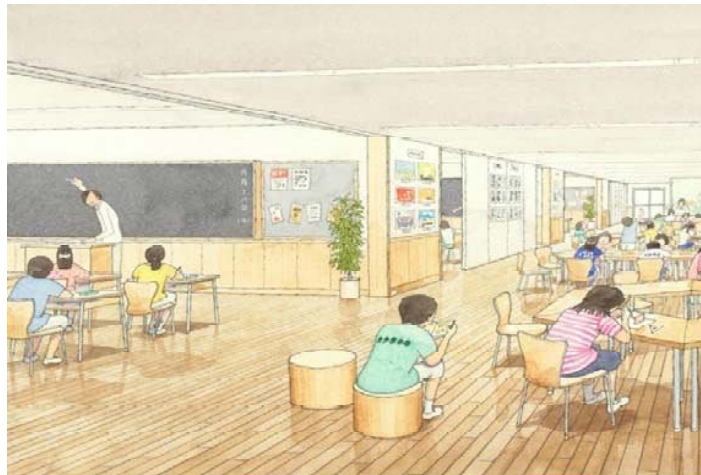
◆・・共用等を検討する諸室				中学校
種類	教室・スペース	規模 (コマ数)	備 考 (数字)はコマ数	
普通教室	普通教室	9	各学年3教室(学級)×3学年	
新世代学習空間	新世代学習空間	3	各学年2教室(0.5×2教室)×3学年	
特別教室	第一理科室・準備室	2.5	理科室・準備室・ギャラリー	
	第二理科室	1.5		
	音楽室・準備室	2.5	音楽室・準備室・楽器庫・個別練習室・ギャラリー	
	美術室・準備室	2.5	美術室・準備室及・作品庫・ギャラリー	
	技術室・準備室	3	技術室・準備室・ギャラリー	
	家庭科室・準備室	4	被服室・被服準備室・調理室・調理準備室・ギャラリー	
	学校図書館 (メディアセンター)	2.5	蔵書スペース(学校図書館図書標準蔵書数)、読書、貸出、調べ学習等	
	多目的室	3	各学年1教室×3学年 普通教室への転用も考慮	
	和室	1		
	ランチルーム(学年ルーム)	2	学年ルーム・ランチルーム(約120席程度設置)	
校務	職員室・事務室	3	休憩コーナー、湯沸コーナー、中央制御監視盤の設置	
	印刷室	0.25	印刷作業スペースや用紙類置場を含む	
	校長室	0.5	応接機能有	
	主事室	0.25	警備機器等を設置	
	教職員更衣室	0.5		
	倉庫(教材室)	4.25	倉庫2.75コマ 教材室1.5コマ 分散して設置	
	大会議室◆	1		
	小会議室◆	0.5	PTA室機能有	
	教職員トイレ	0.5	生徒用とは別に設ける	
保健室	保健室	1.25		
	カウンセリング室・相談室	0.5		
特別支援教育	特別支援教室	1	小部屋を2部屋、中部屋を1部屋程度	
給食室	調理室等	4.75	約500食程度まで対応可能 検収室・食品庫・下処理室・調理室(現状のアレルギー対応を含む)・配膳室・洗浄室・パン牛乳受渡室・休憩室・準備室・前室・調理員トイレ・更衣室・シャワー・倉庫	
	配膳室	1	2階～4階※調理室階を除く 1学級5m程度・小荷物昇降機を含む	
その他	生徒会室	0.5		
	教育相談室・進路指導室	0.5		
	更衣室(生徒用)	1	1箇所(男0.5・女0.5)	
	PTA室	-	小会議室と兼用	
	放送室	0.5		
体育館 屋外空間	体育館(地区体育館)	14.5	アリーナ・ステージ・体育器具庫(開放分含む)・開放用エントランス・開放用トイレ・開放用更衣室・受付	
	武道場	3.75	用具入れを含む	
	プール関係諸室	2.5	更衣室・機械室・プール倉庫・トイレ	
共用	昇降口	1.5		
	エレベーター	0.75	1基	
併設	防災備蓄倉庫	1		
	防災資機材倉庫	0.5	校舎外の独立建物の場合もあり	

用語の説明

1 オープンスペース（小学校）

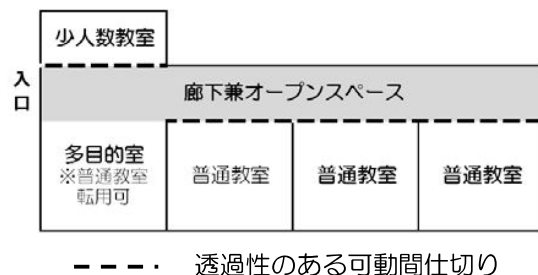
教室と一体となった多目的な空間を計画し、グループ学習や個別学習を行ったり、周辺スペースに教具・教材を用意し、児童の興味・関心をひく工夫もできる。また、児童同士や学級・学年間の交流を深めたり、開放的な気持ちにしたり、様々な効果が期待できる。

オープンスペース
イメージ



整備事例（西浮間小）

オープンスペースイメージ（平面図）



※小学校のオープン型教室の採用について（平成17年3月 北区立小・中学校整備方針）

小学校の教室のあり方については、「北区立小・中学校施設のあり方検討委員会」において、多目的スペースと連続した一体的なオープン型教室として整備を検討する必要があると提言を受けた。

小・中学校改築整備方針策定検討会では、オープンスペースを活用した習熟度別学習や少人数学習等、多様な授業形態の指導に対応できる反面、廊下側に壁がないことによる音の問題や開放的な空間による集中力確保の問題等が指摘された

検討を重ねた結果、音や集中力の問題については、天井材等の吸音力向上や可動式の間仕切りや棚の活用により改善が期待できること、さらには、オープンスペースを利用して学級を超えた学年合同のティームティーチングやグループ学習の他、創意工夫により、児童が学習し、ふれあい、生活する場として様々な展開が期待される可能性を評価し、オープン型を採用した。

2 メディアセンター（学校図書館）（小・中学校共通）

従来の学校図書館と調べ学習の機能を一体化させた機能空間。児童・生徒が自ら必要な情報や知識を得られ、自主的な学習活動が展開できる。また、調べ学習の授業や読書室としての雰囲気も確保しつつ、児童・生徒が利用しやすいよう学習の中心施設として配置する。

メディアセンターイメージ

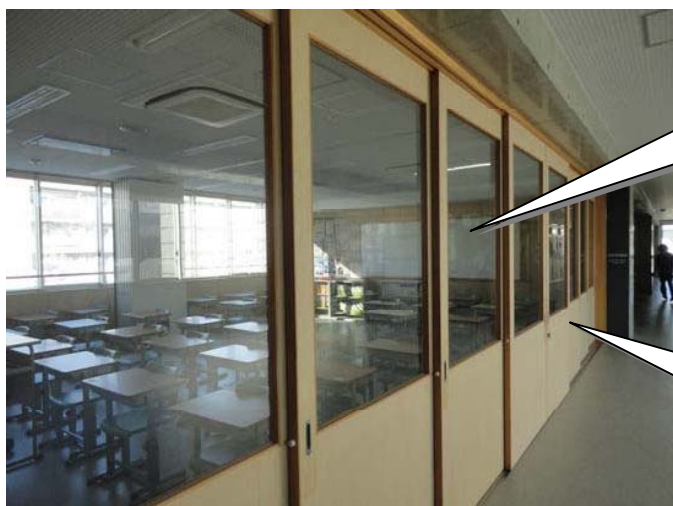


3 新世代型学習空間（中学校）

普通教室において、少人数学習や習熟度別学習など、学級編成と異なる学習集団での指導形態に対応するために普通教室に隣接して整備するスペース。

学習スペースを自在に区画できるよう可動間仕切りや家具などを配置し、多様な授業形態を作ることが可能になる。また、ICT機器を設置し、授業や生徒の自主的な利用ができるようにする。

整備事例（十条富士見中）



室内はパーテーションで区画でき、少人数学習等、多様な授業形態に対応する

廊下と新世代学習空間はフルオープンにでき、一体的に利用することもできる

4 教科ギャラリー（中学校）

特別教室と隣接させて設置し、各教科に関連する標本、展示物等の教材や配布資料など、生徒の目に触れる展示・掲示を行う。これにより、特別教室に入る際の雰囲気づくりをすると同時に、教科に対する興味関心をもたせ自主的な学習意欲を高める契機とすることを目的とする。

整備事例（十条富士見中・家庭科）



準備室の廊下側を工夫し、ギャラリーとしている例（家庭科での調理実習事例を展示）

展示場所をガラス張りにし、室内の展示物を見ることができる（桐ヶ丘中・学校図書館）



※中学校の普通教室を基本にした特別教室の充実について

（平成17年3月 北区立小・中学校整備方針）

中学校の教室のあり方については、国語、社会、数学、英語にも教科専用の教室を設置し、生徒が各教科の教室に移動して授業を受ける、教科教室型運営方式の導入を検討した。

教科教室型運営方式では、各教科にふさわしい充実した学習環境を整備しやすく教科の特性を生かせる反面、生徒が落ち着ける教室（ホームルーム）が充分でないこと、毎時間の教室の移動に伴う生徒の負担、生徒の掌握が難しい等の問題点が指摘された。

加えて、中学校は、生徒の人格形成の重要な時期にあたり、心身共に成長が著しい中で、心の不安や動揺から様々な問題が顕在化する時期でもあり、学級活動の拠点となる教室（ホームルーム）の必要性が指摘され、確保が図られた。

従来の普通教室を基本に各学年毎に少人数学習や習熟度別学習、選択教科、英語教育に対応する、IT活用の視聴覚機器を充実させた「新世代型学習空間」を整備するほか、生徒が興味・関心を高めて各教科に自ら取り組む環境「教科ギャラリー」を整備する。

5 防災拠点の施設整備について

【整備事例紹介】

マンホールトイレ

十条富士見中



ここに便器を設置し、周りを覆ってトイレとして使用する。(写真は和式)



洋式
マンホール



かまどベンチ

十条富士見中



災害時に座面を取り外すと、「かまど」として使用できる

防災備蓄倉庫・防災資機材倉庫

十条富士見中



防災備蓄倉庫
(体育館に隣接して設置)

倉庫内の様子 (既存校事例)



ハリサイン



十条富士見中

←屋上

上空→



北区立小・中学校整備方針

平成25年3月発行

刊行物登録番号
24-1-107

発行：北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課

住所 北区王子本町一丁目15番22号

電話 03(3908)9277

FAX 03(3905)3424

E-mail g-shisetsu-ka@city.kita.lg.jp

23区の施設一体型小中一貫校

	学校名	開校年度	児童生徒数（平成29年度時点）			想定学級数	階層	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	併設
			児童数	生徒数	合計						
港区	白金の丘学園	H27	593	170	763	24	地上6階、地下1階	12,498	8,637	17,970	
	お台場学園	H22	332	77	409	18	地上4階、地下1階	12,000	4,632	14,853	幼稚園 (678㎡)
品川区	日野学園	H18	555	434	989	33	地上6階、地下2階	10,179	7,658	25,684	総合体育館 (8,480㎡)
	伊藤学園	H19	502	390	892	30	地上5階、地下2階	11,475	4,346	17,432	
	八潮学園	H20	582	224	806	27	地上4階	21,527	8,697	18,449	
	荏原平塚学園	H22	413	205	618	24	地上6階、地下2階	12,116	4,209	16,445	
	品川学園	H23	761	388	1,149	30	校舎棟 地上4階 プール棟 地上2階	19,312	8,594	20,172	幼保一体施設 (947㎡)
	豊葉の杜学園	H25	564	355	919	33	北棟 地上4階 南棟 地上3階	17,114	7,322	21,365	幼保一体施設及び 地域センター (3,089㎡)
渋谷区	渋谷本町学園	H24	379	153	532	21	地上4階、地下3階	9,971	3,207	14,809	
杉並区	杉並和泉学園	H28	654	176	830	27	地上4階	17,898	7,201	15,209	

※計画中の学校は除く

※想定学級数は建設時の普通教室数から算出

第2回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

【開催日時】 平成29年9月2日（土） 10:00～11:59 参加者12名

- ＝質問 →＝回答
- 当日の議事録はないのか。議事録を見ながら質問したいが、何でそんなに時間がかかっているのか。
 - 急いでいるが、発言者全員の最終確認がとれていない。来週には公開できると思う。
 - 次の推進協議会の議事録は、その後の住民報告会までにはつくるということでよいか。
 - そのようにしたいと思う。
 - 今日の住民報告会の議事録は、いつまでに公表するのか。
 - 次回の推進協議会が10月11日で、委員の方々には資料を1週間ほど前までには配るので、それまでにはホームページにもアップするようにしたい。
 - 議事録を町内会に配付や回覧をする考えはないか。
 - 議事録は、神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局、図書館に置いているほか、北区ホームページにも掲載しているので、変更は考えていない。
 - 小中一貫校新築基本計画検討委員会の下にワークショップがあるが、地域住民が自由に参加するみたいな形なのか。どういう人が参加できるのか。
 - 直近の例で、王子第一小学校のワークショップは、地域住民の方4名、PTAの方4名、学校の方4名に学童クラブの関係者を加えて17～18名でやっている。以前の報告会で、従来と違う進め方を考慮してほしいとの意見をいただいているので、今後検討するとお答えしている。ワークショップは公開で行っているので傍聴はできる。
 - 配置案のケース3案を考え直す気持ちはあるのか。
 - 教育委員会・区としてはケース3案がベストと考えている。この基本方針に沿って、開校推進協議会で協議していただき全体構想として最終的にまとめたい
 - ケース3案には全然納得していない。神谷公園を残してくださいという要望に対して、歩み寄りはないのか。ケース3案のA案、B案、C案を作る気はないのか。
 - 建物の建て方はこれからいろいろ示させていただく。道路からすぐ大きな建物が建つイメージを持っているのかもしれないが、話をしていく中で、また提案もできると思っている。
 - 開校推進協議会の場で、配置案についてケース3案以外のものも、より一層検討すべき、もしくはケース3案以外のものを検討すべきという意見があっ

ても、ケース3案で押し進めていくのか。変更はあり得るのか。

→開校推進協議会全体の意見として、委員の皆さんがそういった変更をしたいという案でまとまれば、場合によっては、変更もあり得るというふうには考えている。

○この協議会だと、どうしても教育面を中心に話がされているので、建物の位置やどういうものが建つのかということも踏まえて、ケース3案が正しいのか協議会の場で議論してほしい。住民から要望書を出すので協議会で議論をしていただいて、本当にケース3案で進めるべきかかけてほしい。

→要望書に沿って議論することはできないと考えている。配置案は第3回開校推進校議会の中で協議してもらおうことになっている。要望書をどのように取り扱うかは、持ち帰って検討し連絡する。

○開校推進協議会の学校の先生やPTAの方は、学校のソフト面に主に興味があると思うが、建物の配置には多分関心がないので、ケース3案がよくないという意見にはならないと思う。マンション住民は建物がどうなるかというハード面に興味があるので、ハード面だけ抜き取った会というのではないのか。

→マンションの方々に団体を立ち上げ、代表者も決められたと聞いているので、設計段階の話したが、ワークショップとは別に話し合いの場は設ける。

○その話し合いの場は、いつごろからどれくらいの期間を予定では考えているのか。

→通常だと、基本設計案が固まるころに近隣との話し合いは始めるが、今回の場合は、もう少し早めに皆さんとのコミュニケーションを取りながら進めて行く方法がないのか検討する。

○地域住民がワークショップに入るための推薦とか、手続きはもう決まっているのか。

→まだいつごろどういうふうにとというのは、決まっていない。従前の例では、町会、PTA、各団体から推薦をいただいている。年明けぐらいから、どんな手順で進めるか検討する。

○前回の開校推進協議会で、資料9が議論されたときに、音楽室が2つ必要だとか他の教室も必要だとかの意見があったが、住民としては施設がどんどん肥大化することに危惧を抱いている。

→学校からの要望を聞いてどんどん施設を膨らますということは考えていない。一定の水準というのは開校推進協議会にも示す。

○開校推進協議会の日に、通学区域の変更について学校関係者には話をしたのか尋ねたところ、これからということで、非常にちぐはぐな印象を受けた。

→開校推進協議会の後で、学校関係者には説明をし了解を得ている。

※質疑の全文については、北区のホームページに公開しています。

平成29年12月5日
神谷ふれあい館第1ホール

第4回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 次第

- 1 座長挨拶

- 2 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について
(報告書)説明

- 3 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校「全体構想」について
 - (1) 学校施設の配置について

 - (2) 学校施設整備の進め方について

 - (3) 周辺整備について

- 4 その他

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校

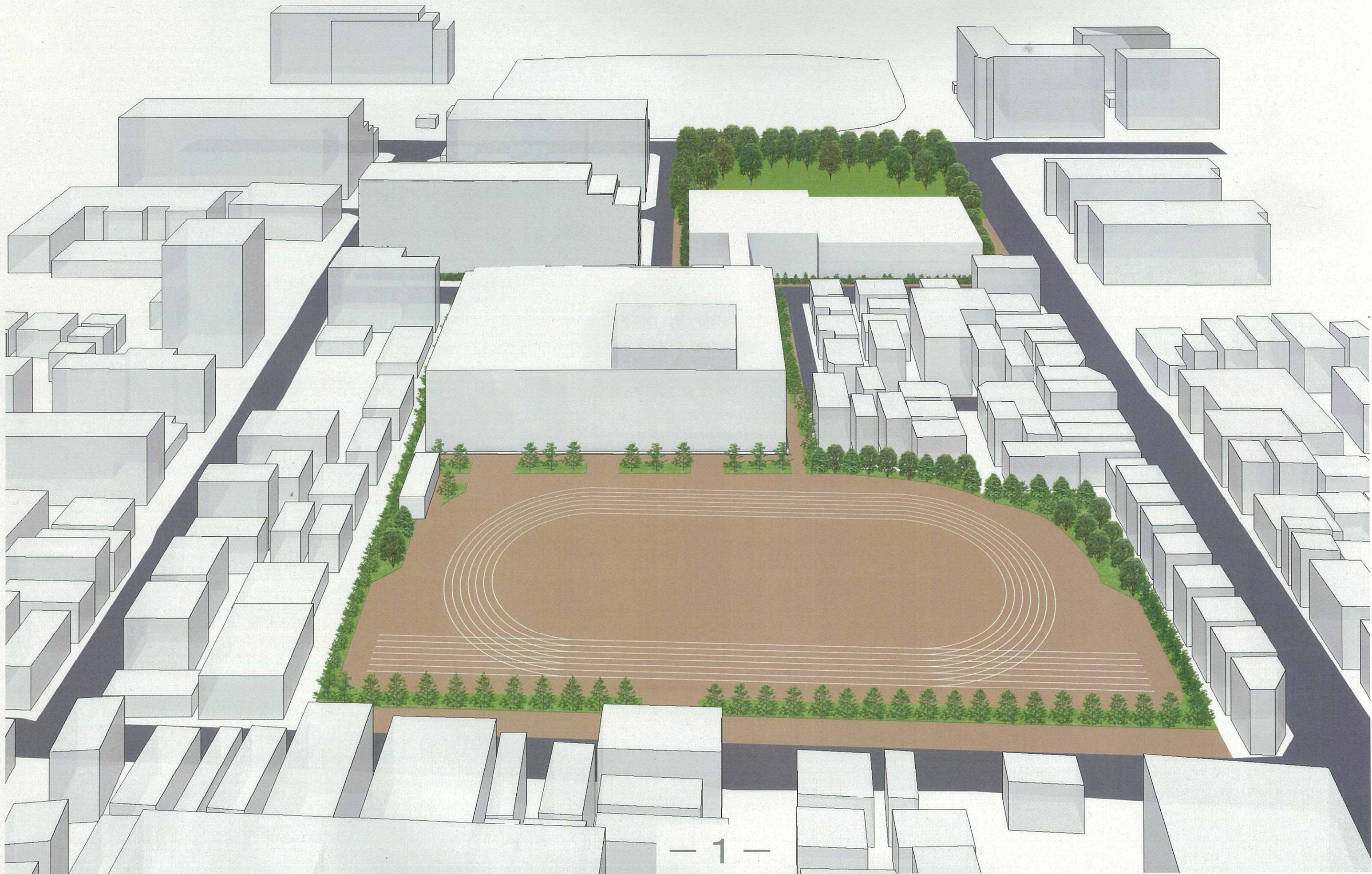
施設イメージの例

P1 鳥瞰パース
P2 断面図



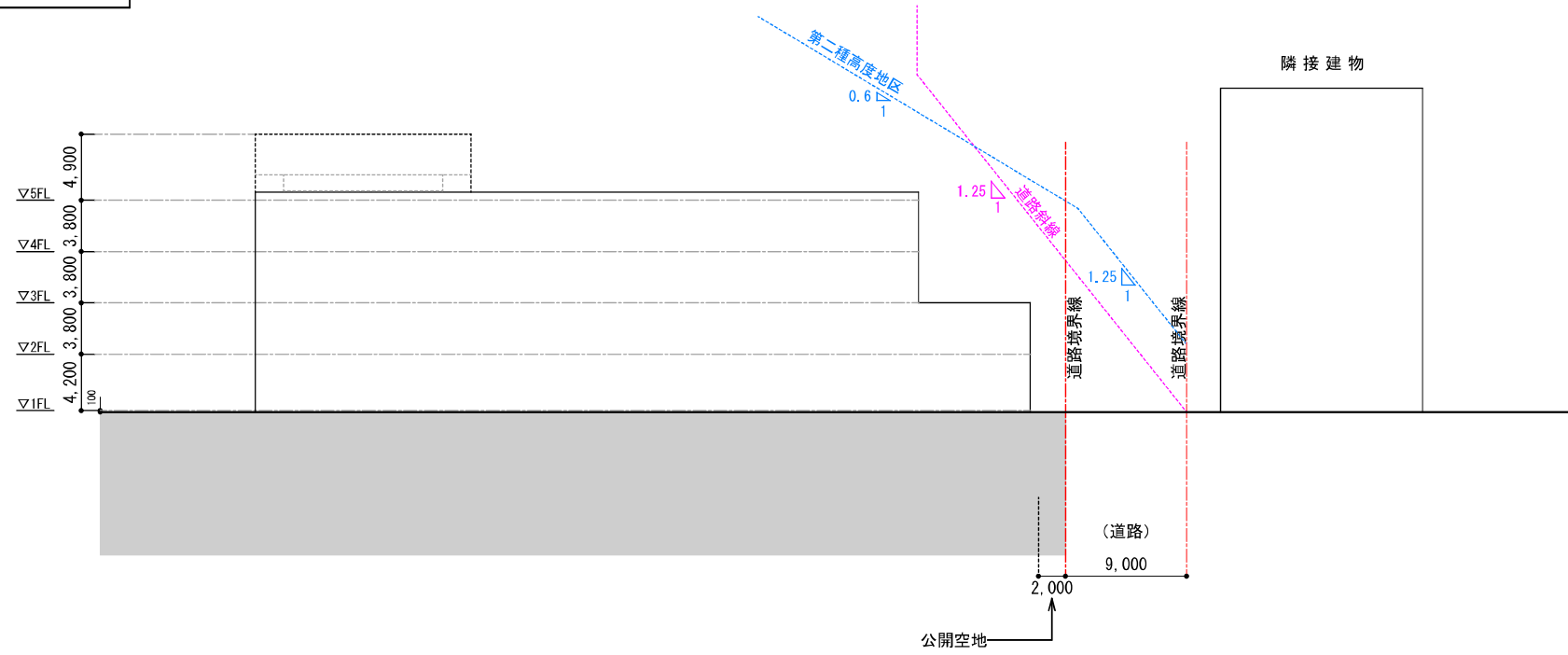
※建物のボリューム感をイメージとして示したものです。

鳥瞰パース

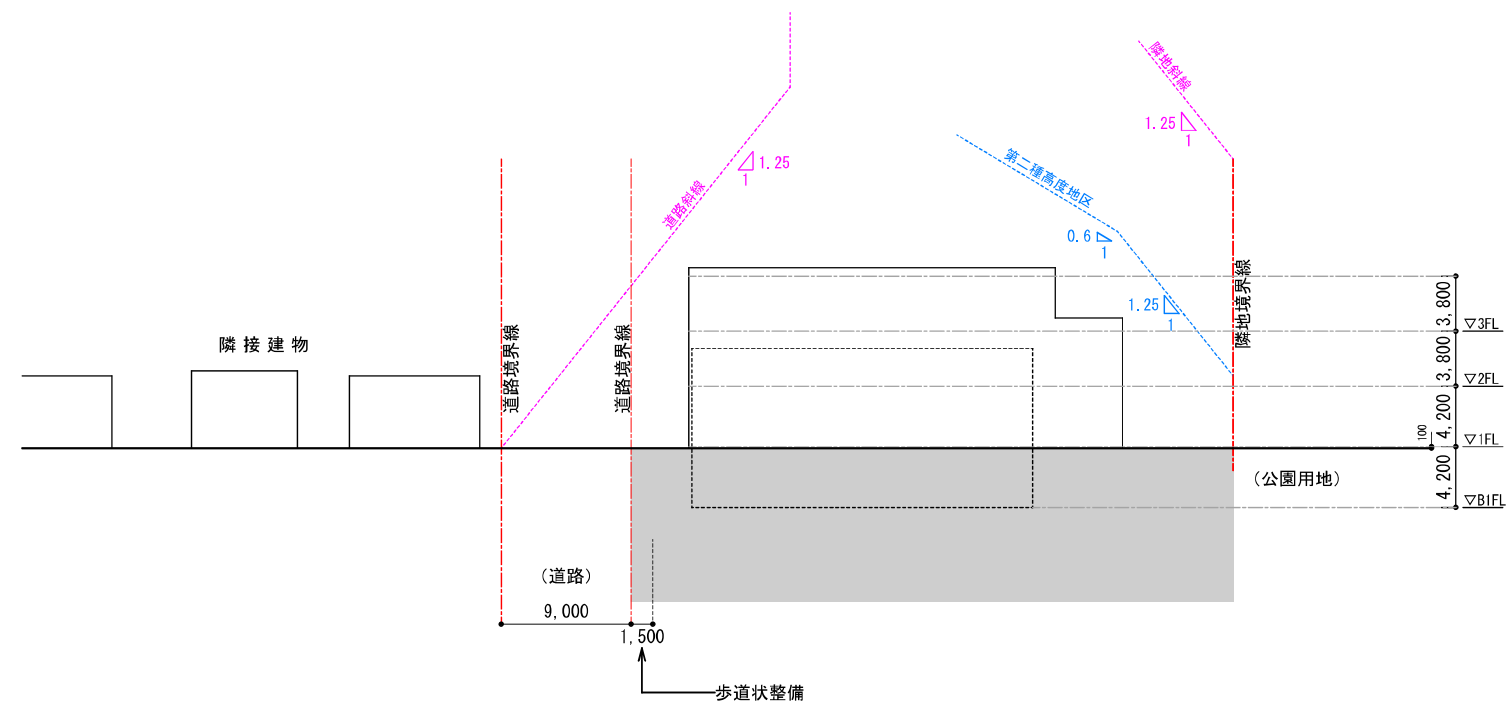


※建物のボリューム感をイメージとして示したものです。

校舎棟



特別教室・体育館棟

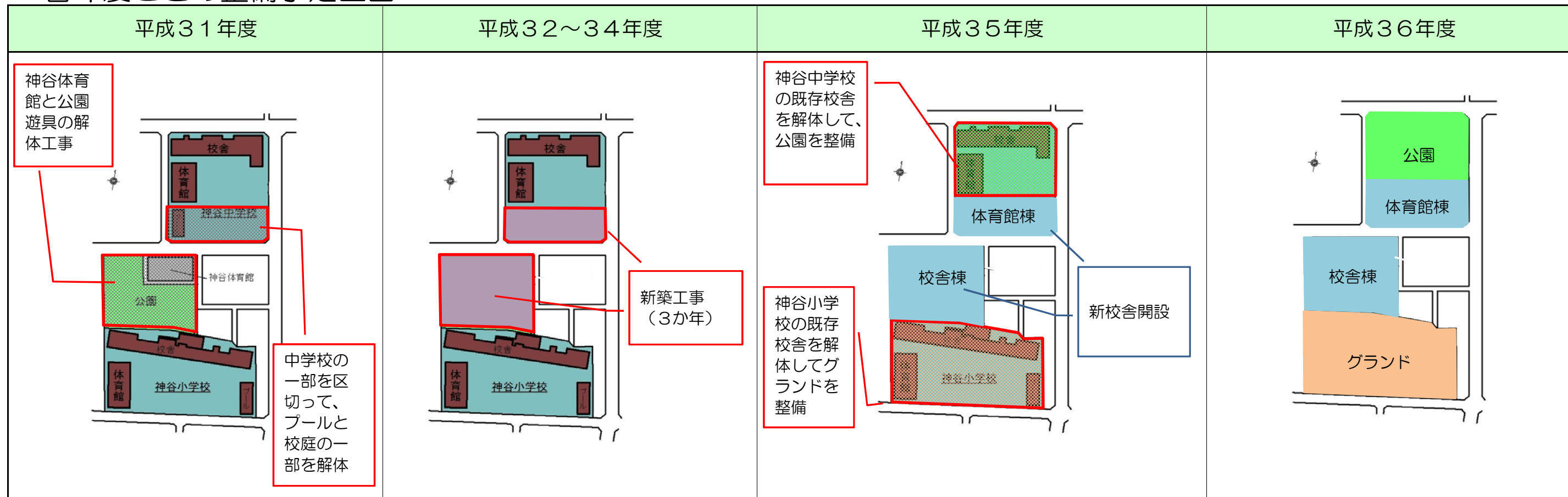


学校施設整備の進め方

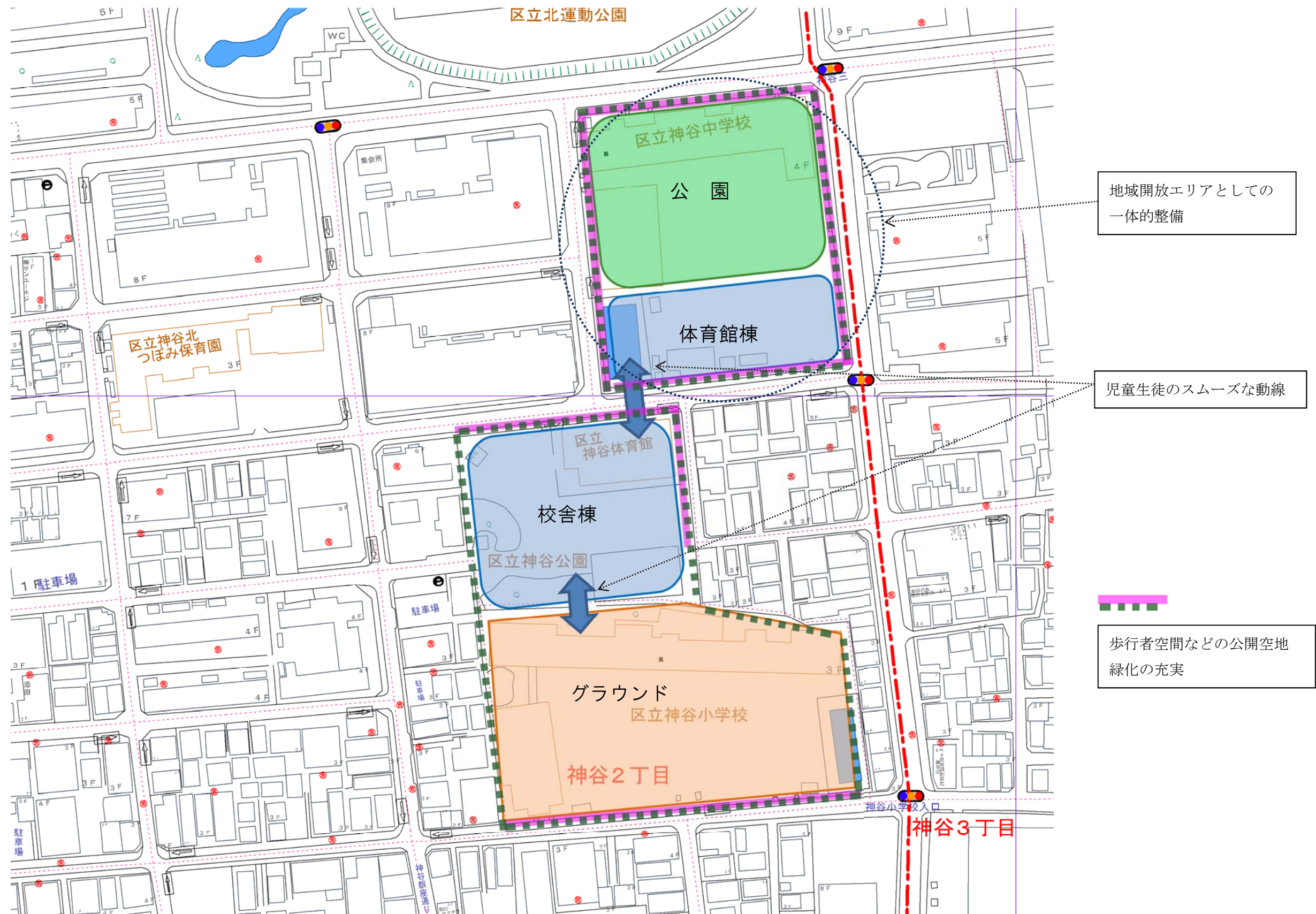
■全体スケジュール（各検討組織における検討スケジュール）

	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年
学校経営検討委員会	校名、校歌、校章、教職員体制、PTA活動等の検討					-	-
カリキュラム検討委員会	教育システム、カリキュラム、部活動、学校行事					-	-
新築基本計画等検討委員会	ワークショップ、基本・実施設計		新築工事（3か年）			【新校舎開設】 校庭整備	【校庭開設】 【公園開設】

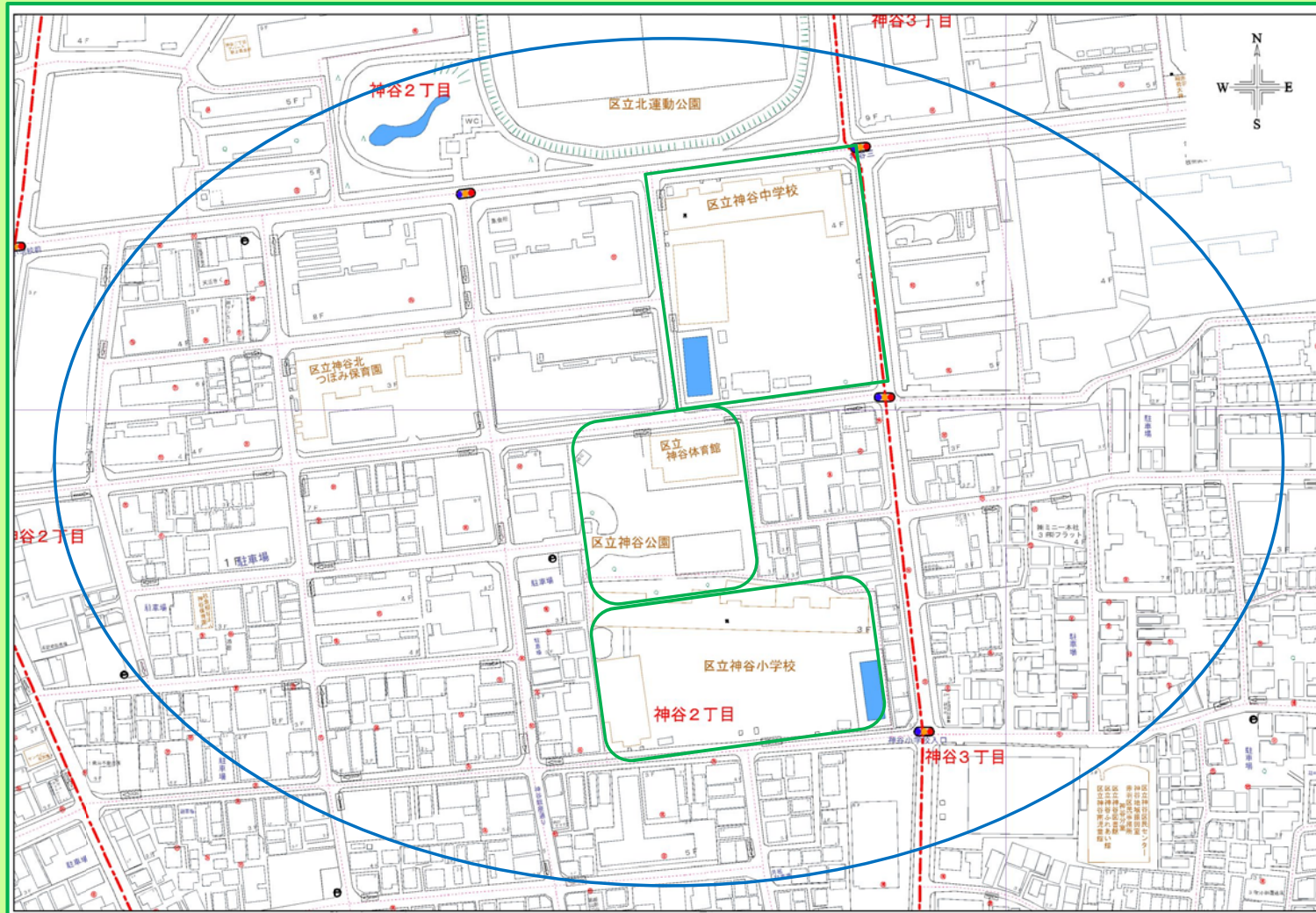
■各年度ごとの整備予定区画



【配置イメージ】



周辺整備について



小中一貫校周辺の公共施設

- ・北運動公園(災害時応急給水槽を含む)
- ・北運動場(災害備蓄倉庫を含む)
- ・旧教育未来館(神谷北つぼみ保育園を含む)
- ・神谷区民センター(地域振興室、ふれあい館、図書館)

地域の街並み

- ・文教エリア
- ・スポーツエリア

学校周囲の街並み

- ・歩行者空間の確保
- ・公開空地の整備
- ・周辺の緑化の充実
- ・地域に溶け込んだ景観

防災機能の充実

- ・グラウンドの避難所としての機能
- ・アリーナと新公園の接続

未定稿

北区
神谷中サブファミリー
施設一体型小中一貫校
全体構想策定について
(報告書)

平成 年 月

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校

開校推進協議会

はじめに

目 次

第 1 章 協議・検討にあたって

- 1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想・・・・・・・・・・ 1
- 2 検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 章 基本的な考え方

- 1 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 施設一体型小中一貫校の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指定校制度及び通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 学校ファミリー構想との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 3 章 教育内容

- 1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 学年段階の区切りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 教科担任制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 部活動について；・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 学校行事の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 特別支援学級について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 4 章 学校経営

- 1 教職員体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2	P T A 活動について	7
---	--------------	---

3	地域との連携について	7
---	------------	---

第5章 施設整備

1	施設配置	8
---	------	---

2 学校施設の概要

(1)	施設構成	8
-----	------	---

(2)	主な施設について	9
-----	----------	---

(3)	安全・防災について	9
-----	-----------	---

(4)	地域拠点としての学校整備について	10
-----	------------------	----

(5)	近隣住環境への配慮	10
-----	-----------	----

3	学校施設の規模	10
---	---------	----

4	学校施設整備の進め方	11
---	------------	----

5	学校の周辺整備について	11
---	-------------	----

第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

1	推進体制	12
---	------	----

2	開校までのスケジュール	13
---	-------------	----

【参考資料】

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱	14
---------------------------------	----

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過	18
----------------------------------	----

第1章 協議・検討にあたって

1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想

- 全体構想を協議・検討するにあたって、次の点を確認したこと。
- 開校推進協議会は、神谷中学校サブファミリーに設置する施設一体型小中一貫校の全体構想を策定するために必要な事項について協議・検討し、その結果を取りまとめ北区教育委員会に報告すること。
- 協議・検討するにあたっては、北区教育委員会が定めた北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針を踏まえ、これに沿って進めること。ただし、基本方針の内容に疑義等がある場合は協議・検討の対象とすることは可能であること。

2 検討の進め方

- 協議・検討にあたっては、本協議会の設置要綱に定められた所掌事務を踏まえ、次の事項について協議・検討することとしたこと
 - ・推進体制及びスケジュールについて
 - ・教育内容について
 - ・学校経営について
 - ・学校施設の概要について
 - ・学校施設の規模について
 - ・学校施設の配置について
 - ・学校施設整備の進め方について
 - ・学校の周辺整備について
 - ・その他必要な事項について

第 2 章 基本的な考え方

1 施設一体型小中一貫校の位置付け

- 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校（以下「施設一体型小中一貫校」という。）は、「北区立施設一体型小中一貫校設置 基本方針」および平成 28 年 4 月 1 日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号。）」の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、同法第一条に定める新しい学校種の義務教育学校として位置付けて設置するものとする。

2 施設一体型小中一貫校の役割

- 施設一体型小中一貫校は、全ての区立学校がサブファミリーを基盤として取り組んでいる小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するものであること。
- 小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、中 1 ギャップの解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指すものであること。
- 北区における施設「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図るものであること。

3 指定校制度及び通学区域

- 施設一体型小中一貫校は、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用することを基本とすること。
- ただし、小中一貫校であることを踏まえて、現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させる必要があること。
- 学区域の変更にあたり、指定校変更については柔軟な対応を取る必要があること。

4 学校ファミリー構想との関係

- 施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けることとする。

第3章 教育内容

1 小中一貫教育の推進

- 施設一体型小中一貫校は、北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム、北区保幼小接続小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性にも配慮し、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進していくものであること。
- 施設一体型であることの長所を最大限に生かし、新たな教育課題等に積極的に取り組むこと。

2 学年段階の区切りについて

- 施設一体型小中一貫校の学年段階の区切りについては、区内外の他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していること等を考慮し、6－3制を基本とすること。
- ただし、先行自治体で実施されている4－3－2制、4－5制、5－4制等の長所を可能な範囲で取り入れること。

6－3制のメリット

- ◎ 6・3制は、転出入に柔軟に対応が可能
- ◎ 他のサブファミリーと連携が取りやすい。
- ◎ 小学校5・6年生は中学校と同様の50分授業とし、特定の教科で小学校（前期課程）6年生時に中学校（後期課程）の一部の内容を指導できる。中学校（後期課程）では小学校（前期課程）の内容を手厚く補充指導できる。
- ◎ 小学校（前期課程）6年生の教室は中学校（後期課程）の教室の近くに配置できる。
- ◎ 副校長を複数配置し、例えば小学校（前期課程）担当、中学校（後期課程）担当、小中連携（前期・後期課程連携）担当など3名で教育活動をしっかり管理できる。

- ◎ 希望する小学校5・6年生には、部活動参加を推奨し、縦割りの良さを充実できる。
- ◎ 運動会等行事は、学校や地域の実情に合わせて、学年の区切りを変えて実施できる。
- ◎ 区切りを踏まえ、適切な教育環境を整えることができる。例えば、習熟度別学習や異学年交流に適した教室、小学校（前期課程）と中学校（後期課程）の体育が同時に実施できる体育館や運動場が挙げられる。

3 教科担任制について

- 施設一体型小中一貫校は、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ることが望ましいこと。

4 部活動について

- 施設一体型小中一貫校は、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ることが望ましいこと。
- ただし、体力的な差異等への配慮など、実施にあたっては十分な検討が必要であること。
- 部活動の顧問については、中学校の教員のみならず、小学校の教員が部活動の顧問になることなどを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ることが望ましいこと。

5 学校行事の実施について

- 学校行事（儀式的行事、文化的行事、体育的行事等）については、施設規模による制限等があるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を図ることが望ましいこと。
- ただし、行事の内容や目的により、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型ならではの創意工夫

による学校行事を期待するものであること。

6 特別支援学級について

- 施設一体型小中一貫校には、配慮が必要な児童生徒をはじめ、全ての児童生徒が学びやすい環境、児童生徒の互いに認め合う価値を重視する学校を実現するため、特別支援学級を設置することが望ましいこと。
- 設置を検討するにあたっては、第3次北区特別支援教育推進計画を踏まえること。

第 4 章 学校経営

1 教職員体制について

- 施設一体型小中一貫校には、国・都の基準に基づき教職員を配置すること。
- 校長・副校長の配置については、全体を統括する校長 1 名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長 1 名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長 1 名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長 1 名の配置といった複数の副校長を配置すること。
- 一人の校長のもと、教職員が一体となり、学習面や生活面の一貫した指導の実現が期待されること。
- 全ての教員が、必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備し、1～9年生の相互乗り入れ授業や5・6年生における教科担任制の導入等を推進していくことが期待されること。

2 P T A 活動について

- P T A のあり方については、任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があること。
- 施設一体型小中一貫校は、一つの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することが望ましいが、会長等役員の負担を減らす体制が必要であること。
- 小・中合同でのP T A活動を支援するための環境を整備することが必要であること。

3 地域との連携について

- 施設一体型小中一貫校は、地域の思いや考えを教育活動に反映させ、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールとして指定することが望ましいこと。

第5章 施設整備

1 施設配置

(協議後に施設配置図を追記)

2 学校施設の概要

(1) 施設構成

①普通教室

1～6年生用、7～9年生用

②特別教室

理科室／図工室／美術室／技術室／音楽室／家庭科室／生活科室／図書館／
和室

③多目的室・オープンスペース

少人数教室／新世代学習空間／多目的室／ランチルーム

④管理諸室

職員室／保健室／調理室／相談室／事務室／会議室／受付／倉庫 等

⑤体育施設

運動場／体育館／武道場／プール

⑥特別支援施設

特別支援学級／特別支援教室

⑦放課後子ども総合プラン施設

学童クラブ／放課後ルーム

⑧その他

生徒会室／P T A室／放送室／トイレ／更衣室／防災倉庫 等

(2) 主な施設について

- 普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線の設定が必要であること。
普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置が望ましいこと。
- 特別教室 ⇒ 各学年の利用頻度を考慮し、アクセスしやすい位置に配置する必要があること。また、相互乗り入れ授業や教科担任制の導入を考慮し、小学校と中学校で共用できる特別教室を整備することが望ましいこと。
- 図書館 ⇒ 全ての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保する必要があること。
- 体育施設 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動等にもフレキシブルに対応ができる十分な広さを確保し、かつ、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置する必要があること。
- 管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は1つに集約して整備することが望ましいこと。また、保健室や相談室、倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するための十分な広さを確保することが望ましいこと。
- P T A室 ⇒ コミュニティ・スクールを導入するため、小中合同の学校運営に必要な会議室等を整備する必要があること。

(3) 安全・防災について

- ① 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行う必要があること。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保する必要があること。
- ② 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常発

電機などを設置することが望ましいこと。

(4) 地域拠点としての学校整備について

- ① 雨水流出抑制施設や校庭貯留施設など災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的かつ広域的な防災拠点としての機能が整備されることを期待すること。
- ② 学校を地域の生涯学習活動の場として捉え、体育館や特別教室は地域への貸出を想定した整備をする必要があること。
- ③ 神谷地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど地域環境と調和した学校施設の整備を期待すること。

(5) 近隣住環境への配慮

周辺の歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮を期待すること。

3 学校施設の規模

施設	内 訳
普通教室	1～6年生 24教室 7～9年生 9教室
特別支援教室	特別支援学級 特別支援教室
多目的室	転用可能教室
放課後子ども総合プラン	学童クラブ 放課後ルーム
特別教室	理科室、美術室、音楽室、家庭科室、図書館、ランチルーム 等
体育館	メインアリーナ・サブアリーナ
管理諸室	職員室、会議室、昇降口、更衣室、機械室、昇降口、防災備蓄室 等
共有部分	廊下、階段、トイレ 等
全体床面積 約16,000㎡	

運動場	約8,500㎡
-----	---------

学校施設の規模については、児童生徒数の推計に基づき、適正な規模にする必要があること。

4 学校施設整備の進め方について

(協議後に追記)

5 学校の周辺整備について

(協議後に追記)

第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

1 推進体制

組織名	主な検討事項	構成
学校経営検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○校名、校歌校章等に関する事 ○教職員体制に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・校長及び副校長の配置 ・教職員の配置 ○P T A 活動に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校が合同で活動できるP T A 活動 ・P T A 活動を支援するための環境整備 ○地域との連携に関する事 ○その他学校経営に関する事 	<p>【委員長】 自治会・町会長</p> <p>【委員】 各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校P T A 代表 小中学校代表 区職員</p>
カリキュラム検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育システムに関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・学年段階の区切り ・教科担任制 ○カリキュラムに関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・5～6年生の部活動参加 ○学校行事に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の実施方法 ○特別支援教室に関する事 ○その他教育内容に関する事 	<p>【委員長】 学識経験者</p> <p>【委員】 小中学校長会等</p>
新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計及び実施設計に関する事	【委員】 区職員
新築基本設計ワークショップ	新築基本設計に関する事	【メンバー】 地域住民、P T A、学校職員等

2 開校までのスケジュール

(協議後に追記)

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱

29北教教政第1308号
平成29年6月23日
教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、神谷中サブファミリーエリア（北区立稲田小学校、北区立神谷小学校及び北区立神谷中学校の学区域をいう。以下「サブファミリーエリア」という。）に施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行うため、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、全体構想を策定するために必要な次に掲げる事項について、基本方針を踏まえ協議するものとする。

- (1) 開校に向けた推進体制に関すること。
- (2) 教育内容及び学校経営の骨子に関すること。
- (3) 学校施設の概要・規模・配置等に関すること。
- (4) 学校施設整備の進め方に関すること。
- (5) 学校周辺の整備に関すること。
- (6) その他、全体構想を策定するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、教育長が委嘱する学識経験者2名以内、サブファミリーエリア内の各町会・自治会からの推薦委員1名、各青少年地区委員会からの推薦委員1名、各小中学校PTAからの推薦委員2名、各小中学校の校長及び副校長並びに区に勤務する職員3名以内の委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議を欠席する委員は、座長の許可を得て代理の者を会議に出席させることが出来る。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、委員以外の者を出席させることができる。

5 協議会の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

付 則 (平成29年6月23日教育長決裁29北教教政第1308号)

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
学識経験者	筑波大学教授	藤井 穂高
	法政大学教授	杉崎 和久
町会・自治会 等推薦委員 【最大 13 名】	神谷一丁目町会	三浦 軍時
	神谷二丁目南町会	下山 豊
	神谷二丁目中町会	山本 鑛一
	神谷二丁目北町会	森 薫弘
	神谷三丁目町会	安田 勝彦
	神谷新生自治会	岡山 嘉夫
	富士自治会	高橋 英太郎
	神谷堀公園ハイツ自治会	中條 壽信
	神谷二丁目 1 2 号棟自治会	庄司 純子
	赤羽南自治会	金子 勝男
	赤羽南一丁目団地自治会	矢本 守
	東十条 5 丁目町会	浜田 美佐子
東十条 6 丁目町会	加藤 正志	
青少年 地区委員会 推薦委員 【3 名】	青少年神谷地区委員会	河村 謙
	青少年赤羽地区委員会	北村 由紀子
	青少年東十条地区委員会	鈴木 將雄
小中学校 P T A 推薦委員 【6 名】	神谷小学校 P T A (2 名)	中根 健二
		横田 雅美
	稲田小学校 P T A (2 名)	溝口 文康
		山岸 真朗
	神谷中学校 P T A (2 名)	内田 靖徳
		森田 薫

小中学校 代表 【6名】	神谷小学校校長	大塚 順司
	神谷小学校副校長	鎌田 康史
	稲田小学校校長	小島 みつる
	稲田小学校副校長	小杉 晃
	神谷中学校校長	島津 睦雄
	神谷中学校副校長	関根 克洋
区職員 【3名】	子ども未来部長	栗原 敏明
	まちづくり部長	横尾 政弘
	土木部長	荒田 博

【事務局】

事務局	教育振興部長	田草川 昭夫
	教育政策課長	野尻 浩行
	学校改築施設管理課長	鈴木 正彦
	学校支援課長	浅香 光男
	生涯学習・学校地域連携課長	古平 聡
	教育指導課長	山崎 隆
	子ども未来課長	銭場 多喜夫
	営繕課長	丸本 秀昭
	都市計画課長	寺田 雅夫
	道路公園課長	佐野 正徳
	教育指導課指導係統括指導主事	水浦 茂樹
	教育政策課教育政策主査	石山 永夫
	教育政策課指導主事	大塚 尚弘
	教育政策課	槇 朋子
	教育政策課	田中 堅一郎
教育政策課	箴島 茂久	

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過

回数	日付	協議内容及び協議結果
1	平成 29 年 6 月 29 日 (木)	<p>1.座長及び副座長の選出 ⇒座 長：筑波大教授 藤井委員 副座長：法政大教授 杉崎委員</p> <p>2.協議会の結果等の周知 ⇒(1) 協議会の開催ごとに協議会だよりを発行し、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせする。サブファミリー内の小中学校の児童・生徒を通じて、全保護者へ配布するとともに、幼稚園、保育園及び児童館へは掲示を依頼する。 (2) 協議会議事要録を作成し、サブファミリー内の地域振興室等で閲覧ができるようにする。 (3) 協議会だより及び協議会議事要録は北区ホームページに掲載する。</p> <p>3.「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」、「全体構想の協議方法」、「今後のスケジュール」等について説明</p>
2	平成 29 年 8 月 8 日 (火)	<p>1.推進体制及びスケジュールについて</p> <p>2.教育内容について ⇒(1) 学年段階の区切りは教育課程の区分や区内外の他の小中学校との調和を図るため、6－3制とする。4－3－2制等の良さも極力取り入れる。 (2) コミュニティ・スクールとしてスタートさせ、地域の思いや考えを教育活動に反映させる。 (3) 特別支援教育の充実のため、特別支援学級を設置する方向で検討する。</p>

		<p>3.学校経営について</p> <p>⇒ 現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域に一致させる。</p> <p>4.学校施設の概要について</p> <p>⇒次回（第3回）に詳細を協議する。</p>
3	平成 29 年 10 月 11 日(水)	<p>1.学校施設の規模について</p> <p>⇒ 施設一体型小中一貫校は、全体床面積について概ね 16,000 m²を基本的な規模とすることを協議した。</p> <p>2.学校施設の配置について</p> <p>⇒ 次回（第4回）において、校舎の配置が具体的にイメージできる建物のボリュームを示す資料を事務局から提示し、配置について詳細を協議する。</p>
4	平成 29 年 12 月 5 日（火）	<p>1.北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について（報告書）説明</p> <p>2.学校施設の配置について</p> <p>3.学校施設整備の進め方について</p> <p>4.学校の周辺整備について</p>
5	平成 30 年 1 月 18 日（木）	

第3回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

【開催日時】平成29年11月11日（土）10:00～12:10 参加者10名

- ＝質問 →＝回答
- 協議会の中で副座長から、ある程度建物の必要面積が出ているので、校舎が何階建てになるかは示せるのではないかという発言があったが、区の検討はどうなっているか。どういうイメージのものが出てくるのか。
→示している諸条件の中でどういうものが書けるか、コンサルティング会社と打合せ中である。建物を立体的に表現したものを示す予定。
 - 住民を含めたワークショップについて検討することのだが、具体的な進捗はどうなっているか。
→現時点でワークショップについて詰めてはいない。また、ワークショップとは別の、近隣との話し合いについても、協議会で配置案について一定の結論が出てからと考えている。早くても3月とか4月以降の日程になると思っている。
 - 協議会の中で、地下利用や屋上利用やわくわくの教室が足りないなどの意見があったが、施設が肥大化していくことに懸念がある。
→今は、協議会の中で自由に意見を出してもらっている段階で、あれもこれもと学校的设计に入れることは考えていない。
 - ワークショップは、より影響を受ける近隣住民が数多く入れるようにしてほしい。協議会の委員が重複して入っても違った意見が出ない。
→近隣のマンションの方だけを数多く入れるということではできないので、ワークショップのメンバー構成については、時間をかけて検討させてもらいたい。
 - 隣接する所有地の取得について意見があったが、アクションはしているのか。
→今見る限りは倉庫としての利用のようなので、都にアプローチはしてみたい。
 - 施設一体型小中一貫校について、教育上の取り組みとか、実際の運用方法等について、既に検討が始まっているのか。
→北区が進めてきた小中一貫教育を踏まえて、施設一体型小中一貫校は小中一貫教育の牽引役として位置付けていくこととしている。来年度から立ち上げる学校のカリキュラム等検討委員会の中で、教育上の取り組み等は十分に検討をしていく。
 - 知らない間にもものごとが決まっていくことは不安なので、どういうタイミングで何が開示され、どういうタイミングで住民が参加できる場があるのかということを示してもらえると、安心して一緒に進めて行けるのかなと思う。
→不安な部分に対して、ああ、そういう説明があったのかと言っただけできるよう努力したい。ただ、学校敷地がここと決まらなないと、具体的な設

計に入れたい。敷地が決まれば次の段階として、近隣住環境にどれくらいの配慮ができるということを示すことができる。

○住民の一部から教育委員会に要望書を出したりしているが、それに対する修正案や代替案は示してもらえないのか。

→協議会では、設置基本方針を踏まえ協議をしていただいて全体構想を策定することになっている。住民からの要望書を受けて配置案を修正し、改めて協議会で協議することは考えていない。

○小中一貫校を建てることについて、地元の町会長から建設を承認しましたという文書はもらっているのか。

→町会・PTA等に対し、小中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を使って小中一貫校を建てることを説明してきており、承諾書をもらうとかいうことではない。

○レイアウトを決めるにあたって、住民との話し合いは個別に設けるのか。

→近隣住民との話し合いは、通常、基本設計ができてからになる。

○稲付中にも小中一貫校建てる話があり、住民が猛反対したら頓挫してやめたと聞いているが、そういうことがあったのか。

→稲付中サブファミリーで小中一貫校をつくる話は、出ていないと思う。

○12月の協議会では、配置の決定案を出すのか、それともある程度変更は可能という案がでてくるのか。

→案3のボリューム感が分かるものを例示する。配置のプランについて、これ以上何かを示すことは考えていない。

○今後の進め方について不安が大きいので、全体のスケジュールが分かるものを毎回配ってほしい。

→2回目の協議会で出している資料を次回配るようにする。

○協議会の委員からも、近隣住民の意見はよく検討してほしいとの意見が出ているので、協議会にマンション住民代表も入れさせてほしい。

→これまでも説明してきたが、マンション住民が協議会に入って協議することは考えていない。住民の皆さんから出た意見については、毎回協議会に報告し、住民報告会の議事録もホームページにアップしている。

○ケース3は基本的に反対と常々言っているが、ケース3を住民に納得する形で変えた案は提示されるのか。

→建物を下げたり一部を地下化するのは、設計段階でないと検討できないので、現時点ではケース3以外のものは出せない。

○面積が小さくなってしまっても、公園を残すことはできるのではないかと。

→公園法上の公園は、そこに日影がかかってはいけないので、校舎棟はどんどん下げなければならない。

○住民からすると、この段階である程度公園が残るという条件を勝ち取っておかないと、どう建ててもいいということに賛同したことに見えてしまう。この段階で、ベースはこうなるという配置図は示してほしい。

→こんなふうにならできると思う程度で話をするわけにはいかない。どんどん地下化すれば、こんなに日が当たるといふことにはなるが、コストの問題も避けて通れないので、どのように合意形成していくかは時間をいただきたい。

○ケース3の渡り廊下のところは電柱があり、4階と5階の高さになっている。それを避けて建てると建物が高くなってしまふのではないか。また、大規模工事の場合、トラックの搬入など対策があるのか。

→渡り廊下はいろんな角度から検討が必要であるが、他の自治体の例では、3階部分をつないでいることが多いと認識している。工事車両は、台数や大きさが設計の中で決まるので、その段階で警察や地域とも協議をする。

○通学区域について柔軟に対応するとのことだが、抜け道を増やしてしまう可能性があるので慎重に考えてほしい。(意見のみ)

○学校指定用品の中の標準服については、保護者の金銭的な負担が大きいため、次の協議会で方向性だけでも決めておいた方がいいと思う。

→標準服や通学路については、来年度から始まる学校経営検討委員会で保護者やPTAにも入ってもらって検討してもらおう。

○大日本印刷の売却について、跡地にマンションができると町の状況が10年後に全く変わる可能性もあるが、それも含めて考えているのか。また、屋上にプールを作った場合の騒音の対策はどう考えているか。

→大日本印刷の件は情報としては捉えている。東京都が出す来年の児童生徒数の推計値などを見極めながら判断していきたい。プールは王子桜中が小中共用で使っているが、屋内プールになっている。現時点で屋上に作るかどうか決めていない。

○屋上を緑化して授業で使う案もあるのか。

→屋上の使い方として、子供が騒いでもうようなスペースは、民家側に声が直接響かないような場所に設けるのが一般的である。

○わくわくと中学の部活は一緒にできないという意見があるのに、一つのグラウンドにするケース3は、本当に一番いいのか。

この敷地は12月で決まって、来年からは設計に入るスケジュールなのか。

→全体スケジュールとして、順調にいけば来年度基本設計、再来年度実施設計というように示している。

校庭は確かに一つのグラウンドにすると、部活動と学童やわくわくの遊び場が重なる心配はあるが、この広さの中での工夫と屋上や体育館や隣接する公園の使用も含め、今後の議論の中で詰めていきたい。

○敷地をどこにするか決まる前にみんなの意見を聞いてほしいので、次回の報告会は終わりの時間を設定しないで、最後まで話し合ったらどうなのかと思う。

※質疑の全文については、北区のホームページに公開しています。

平成30年1月18日
赤羽会館 大ホール

第5回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 次第

- 1 座長挨拶
- 2 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書
(案) について
- 3 その他

(案)

北区神谷中サブファミリー
施設一体型小中一貫校
開校推進協議会報告書

平成 30 年 1 月

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校
開校推進協議会

はじめに

本協議会は、北区で初めてとなる施設一体型小中一貫校を神谷中サブファミリーに設置するために、その「全体構想」に関する協議を行うことを目的として、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」（平成29年2月北区教育委員会策定、以下「基本方針」という。）に基づき設置されました。

平成29年6月の発足以降5回にわたり、①開校に向けた推進体制、②教育内容及び学校経営の骨子、③学校施設の概要・規模・配置等、④学校施設整備の進め方、⑤学校周辺の整備などについて協議を行ってまいりました。

義務教育学校として設置する施設一体型小中一貫校は、基本方針において、これからの北区の小中一貫教育の牽引役という重責を担った学校として位置付けられています。また、北区初の施設一体型小中一貫校でもあり、本協議会では、慎重かつ自由闊達な協議が実現できるよう心がけました。

特に、学校施設については、小中一貫校に求められる機能や配慮すべき事項等についてより充実した議論を行うため、先進区の事例を視察に行くなど、時間をかけて協議を進めてまいりました。

また、この間、周辺住民の方々から、大規模な学校施設が建つことや公園を移設することに対する反対や不安の声が教育委員会に寄せられました。本協議会では、そのような声も踏まえ、周辺住環境に十分配慮することを前提として設置計画を進めるべきことを確認したところです。

全体構想の策定に向けての協議を行う中で、各委員から様々な意見が出されましたが、神谷中サブファミリーの子どもたちの将来を思う気持ちは一致しており、最終的に本報告書をまとめることができました。

ご尽力いただいた委員各位に心から感謝の意を表する次第です。

今後、本報告書を踏まえて全体構想が策定され、学校施設の設計、建築工事等が進められていくとのこととです。

新たに生まれる施設一体型小中一貫校が、まさに北区の小中一貫教育の牽引役となつて、神谷中サブファミリー及び北区全体の学校教育の向上が図られるとともに、安全で暮らしやすいまちづくりの核として、地域に開かれ、愛され、地域とともに発展していくことを切に願っています。

平成30年1月

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会

座長 藤井穂高

目 次

第 1 章 協議・検討にあたって

- 1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想・・・・・・・・・・ 1
- 2 検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 章 基本的な考え方

- 1 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 施設一体型小中一貫校の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指定校制度及び通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 学校ファミリー構想との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 3 章 教育内容

- 1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 学年段階の区切りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 教科担任制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 部活動について：・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 学校行事の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 特別支援学級について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 4 章 学校経営

- 1 教職員体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 P T A 活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 地域との連携について	7
--------------	---

第5章 施設整備

1 施設配置	8
--------	---

2 学校施設の概要

(1) 施設構成及び規模	9
--------------	---

(2) 主な施設について	10
--------------	----

(3) 安全・防災について	11
---------------	----

(4) 地域拠点としての学校整備について	11
----------------------	----

(5) 近隣住環境への配慮	11
---------------	----

3 学校施設整備の進め方	12
--------------	----

4 学校の周辺整備について	13
---------------	----

第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

1 推進体制	14
--------	----

2 開校までのスケジュール	15
---------------	----

【参考資料】

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱	16
---------------------------------	----

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過	20
----------------------------------	----

【別添資料】

第1回～第4回配付資料

第1章 協議・検討にあたって

1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想

全体構想を協議・検討するにあたって、次の2点を確認した。

- ・ 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）の役割は、神谷中学校サブファミリーに設置する施設一体型小中一貫校の全体構想を策定するために必要な事項について協議・検討し、その結果を取りまとめ北区教育委員会に報告することであること。
- ・ 協議・検討するにあたっては、北区教育委員会が定めた北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、これに沿って進める。ただし、基本方針の内容に疑義等がある場合は協議・検討の対象とすることは可能であること。

2 検討の進め方

協議・検討にあたっては、本協議会の設置要綱に定められた所掌事務を踏まえ、次の事項について協議・検討することとした。

- ・ 推進体制及びスケジュールについて
- ・ 教育内容について
- ・ 学校経営について
- ・ 学校施設の概要について
- ・ 学校施設の規模について
- ・ 学校施設の配置について
- ・ 学校施設整備の進め方について
- ・ 学校の周辺整備について
- ・ その他必要な事項について

第 2 章 基本的な考え方

1 施設一体型小中一貫校の位置付け

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校（以下「施設一体型小中一貫校」という。）は、「基本方針」及び平成 28 年 4 月 1 日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、同法第一条に定める新しい学校種の義務教育学校として位置付けて設置するものとする。

2 施設一体型小中一貫校の役割

施設一体型小中一貫校は、すべての区立学校がサブファミリーを基盤として取り組んでいる小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するものである。

小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、中 1 ギャップの解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指す必要がある。

北区における「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果について、他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図ることを期待する。

3 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校は、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用することを基本とするが、小中一貫校であることを踏まえて、現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させる。なお、学区域の変更に係る指定校変更については柔軟な対応を取る必要がある。

4 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けることとする。

第3章 教育内容

1 小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫校は、北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム及び北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性に配慮し、児童・生徒の発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進していくことが大切となる。施設一体型であることの長所を最大限に生かし、新たな教育課題等に積極的に取り組む必要がある。

2 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校の学年段階の区切りについては、区内外の他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していること等を考慮し、6－3制を基本とする。

ただし、先行自治体で実施されている4－3－2制、4－5制、5－4制等の長所を可能な範囲で取り入れることが望ましい。

(第2回協議会資料6より抜粋)

6－3制のメリット

- ◎ 6－3制は、転出入に柔軟に対応が可能
- ◎ 他のサブファミリーと連携が取りやすい。
- ◎ 小学校5・6年生は中学校と同様の50分授業とし、特定の教科で小学校（前期課程）6年生時に中学校（後期課程）の一部の内容を指導できる。中学校（後期課程）では小学校（前期課程）の内容を手厚く補充指導できる。
- ◎ 小学校（前期課程）6年生の教室は中学校（後期課程）の教室の近くに配置できる。
- ◎ 副校長を複数配置し、例えば小学校（前期課程）担当、中学校（後期課程）担当、小中連携（前期・後期課程連携）担当など3名で教育活動をしっかり管理できる。

- ◎ 希望する小学校5・6年生には、部活動参加を推奨し、縦割りの良さを充実できる。
- ◎ 運動会等行事は、学校や地域の実情に合わせて、学年の区切りを変えて実施できる。
- ◎ 区切りを踏まえ、適切な教育環境を整えることができる。例えば、習熟度別学習や異学年交流に適した教室、小学校（前期課程）と中学校（後期課程）の体育が同時に実施できる体育館や運動場が挙げられる。

3 教科担任制について

施設一体型小中一貫校は、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ることとする。

4 部活動について

施設一体型小中一貫校は、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ることが望ましい。ただし、体力的な差異等への配慮など、実施にあたっては十分な検討が必要であることに留意する。

部活動の顧問については、中学校や小学校の教員のみならず、国の動向を踏まえて外部指導員の活用などを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ることが望ましい。

5 学校行事の実施について

学校行事（儀式的行事、文化的行事、体育的行事等）については、施設規模による制限等があるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を図ることが望ましい。ただし、行事の内容や目的により、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型ならではの創意工夫による学校行事とすることが望ましい。

6 特別支援学級について

施設一体型小中一貫校には、配慮が必要な児童生徒をはじめ、すべての児童生徒が学びやすい環境、児童生徒の互いに認め合う価値を重視する学校を実現するため、特別支援学級を設置することが望ましい。特別支援学級の設置を検討するにあたっては、第3次北区特別支援教育推進計画を踏まえることとする。

第 4 章 学校経営

1 教職員体制について

施設一体型小中一貫校には、国・都の基準に基づき教職員を配置する。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長 1 名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長 1 名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長 1 名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長 1 名の配置といった複数の副校長を配置する。これにより、一人の校長のもと、教職員が一体となり、学習面や生活面の一貫した指導の実現を期待する。

また、すべての教員が、必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備し、1～9 年生の相互乗り入れ授業や 5・6 年生における教科担任制の導入等を検討する。

2 P T A 活動について

P T A のあり方については、任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要がある。

施設一体型小中一貫校は、一つの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することが望ましい。そのため、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境を整備し、会長等役員の負担を減らす体制とすることが必要である。

3 地域との連携について

施設一体型小中一貫校は、地域の思いや考えを教育活動に反映させ、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールに指定する。

① 安全性の確保

グラウンドと校舎棟は、児童生徒を見守ることができる隣接した位置とし、救急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保することが安全上重要である。

② 十分な広さのグラウンドの確保

1つの大きなグラウンドとすることで、授業や部活動に十分な広さを確保することができる。また、小・中合同の行事等にも柔軟に対応できる。

③ 授業時間の確保

児童生徒は、5分から10分の短い休み時間に、日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませてグラウンドや体育館に集合する。

したがって、普通教室とグラウンド及び各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置とすることが重要である。

④ 公園機能の向上

公園設置後79年を経過しており、施設の老朽化も見られることから、公園の移転を機にして北運動公園一帯の災害時の安全性の向上を図るとともに、誰もが安全に楽しく利用できる公園となることを期待する。

2 学校施設の概要

(1) 施設構成及び規模

施設	内 訳
普通教室	1～6年生 24教室 7～9年生 9教室
特別支援教室	特別支援学級 特別支援教室
多目的室	転用可能教室
放課後子ども総合プラン	学童クラブ 放課後ルーム
特別教室	理科室、美術室、音楽室、家庭科室、図書館、ランチルーム 等
体育館	メインアリーナ・サブアリーナ

管理諸室	職員室、会議室、昇降口、更衣室、機械室、防災備蓄室 等
共有部分	廊下、階段、トイレ 等
全体床面積 約 16,000㎡	

運動場	約 8,500㎡
-----	----------

学校施設の規模については、児童生徒数の推計に基づき、適正な規模にする必要がある。

(2) 主な施設について

- 普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線の設定が必要であること。普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置が望ましい。
- 特別教室 ⇒ 各学年の利用頻度を考慮し、アクセスしやすい位置に配置する必要がある。また、相互乗り入れ授業や教科担任制の導入を考慮し、小学校と中学校で共用できる十分な特別教室を整備することが望ましい。
- 図書館 ⇒ すべての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保する必要がある。
- 体育施設 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動等にもフレキシブルに対応ができる十分な広さを確保し、かつ、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置する必要がある。
- 管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は1つに集約して整備することが望ましい。また、保健室や相談室、倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するための十分な広さを確保することが望ましい。
- PTA室 ⇒ コミュニティ・スクールを導入するため、小中合同の学校運営に必要な会議室等を整備する必要がある。
- 放課後子ども総合プラン施設 ⇒ 学童クラブ・放課後ルームについては、事業の運営に必要な施設環境を整備する必要がある。

○グラウンド ⇒ 1年生から9年生までの活動に十分な広さを確保する必要がある。また、低学年の遊び場として安全性にも配慮した整備、運用とすべきである。

なお、放課後の部活動とわくわくひろばが安全に活動できるよう整備することが必要である。

○プール ⇒ 夏季において1年生から9年生までが余裕をもって活動できるような施設整備を検討する必要がある。

(3) 安全・防災について

- ① 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行う必要がある。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保する必要がある。
- ② 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常発電機などを設置することとする。
- ③ 雨水流出抑制施設を含め災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的な防災拠点としての機能が整備されることを期待する。

(4) 地域拠点としての学校整備について

- ① 学校を地域の生涯学習活動等の拠点として捉え、会議室や体育館及び特別教室等は地域への貸出を想定した整備を行う。
- ② 地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど地域環境と調和した学校施設の整備が望ましい。

(5) 近隣住環境への配慮

- ① 歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮する。
- ② 現在都市計画公園がある位置に校舎棟の建設を予定していることから、小中一貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境にもできる限り配慮した検討が必要である。

3 学校施設整備の進め方について

校舎棟や体育館棟の建設に際しては、神谷小学校と神谷中学校の児童・生徒の引っ越しの負担を避けるため、校舎棟や体育館棟が竣工するまで仮移転の必要がない建設方法（居ながら改築）を検討する。

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりである。

平成30年度 ① 基本設計

平成31年度 ① 実施設計

② 神谷体育館の解体工事及び神谷公園施設の撤去工事

平成32年度～平成34年度

① 校舎棟及び体育館棟の新築工事

平成35年度 ① 神谷小学校の既存校舎棟の解体⇒グラウンド整備

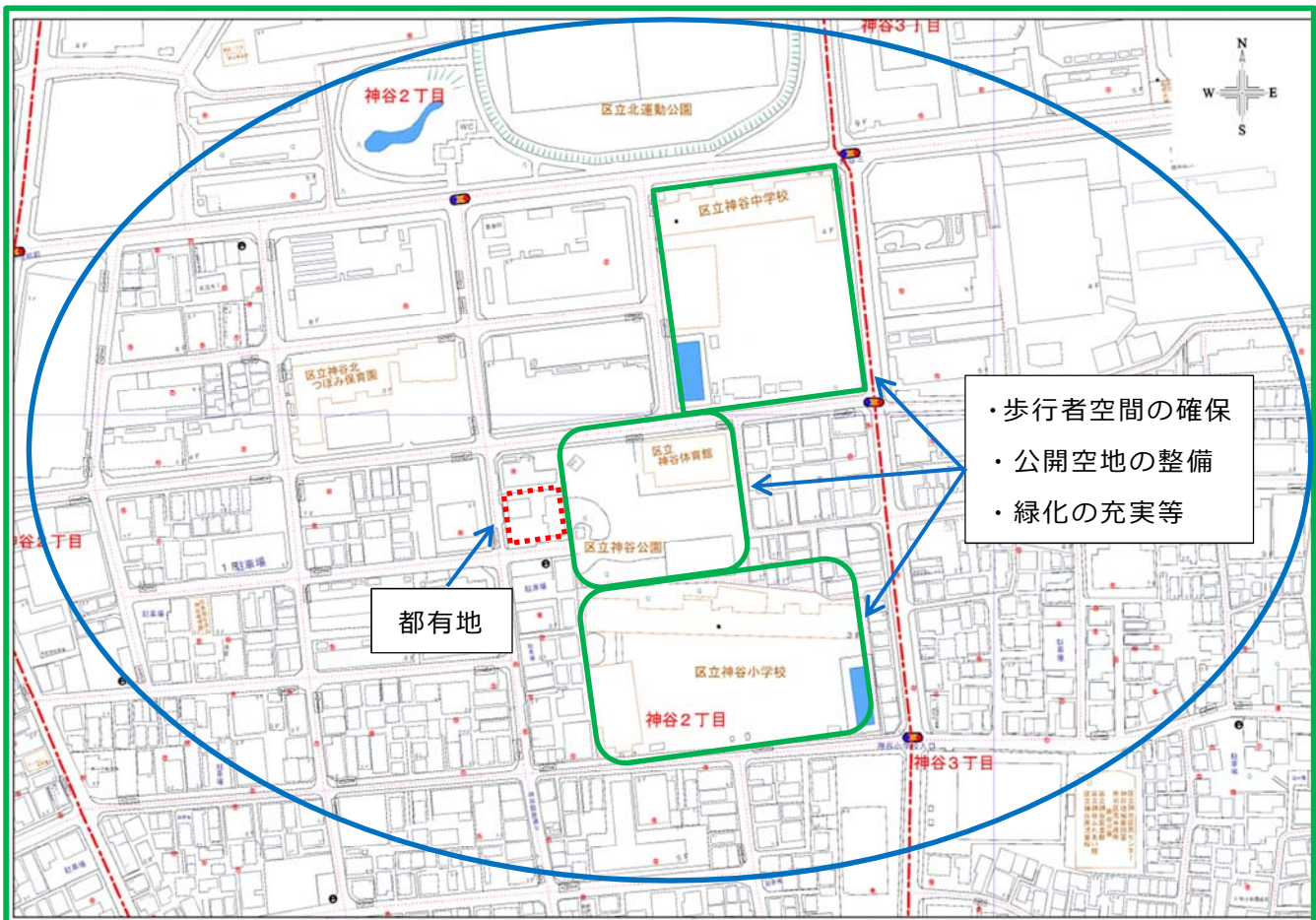
② 神谷中学校の既存校舎棟の解体⇒公園整備

平成36年度 工事完了

4 学校の周辺整備について

施設一体型小中一貫校の設置にあたり、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を取り込み、沿道や地域景観に配慮した工夫を行う。あわせて、地域の防災拠点として位置付け、防災機能及び避難所機能の充実を図る。

また、学校運営の更なる充実を図るため、神谷公園西側に隣接する公有地等の取得について検討する。



第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

1 推進体制

施設一体型小中一貫校の推進体制は、以下のとおりとする。

組織名	主な検討事項	構成
学校経営検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○校名、校歌、校章等に関する事 ○教職員体制に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・校長及び副校長の配置 ・教職員の配置 ○P T A 活動に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校が合同で活動できる P T A 活動 ・P T A 活動を支援するための環境整備 ○地域との連携に関する事 ○通学区域、通学路の安全に関する事 ○その他学校経営に関する事 	<p>【委員長】 自治会・町会長</p> <p>【委員】 各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校 P T A 代表 小中学校代表 区職員</p>
カリキュラム検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育システムに関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・学年段階の区切り ・教科担任制 ○カリキュラムに関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・5～6年生の部活動参加 ○学校行事に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の実施方法 ○特別支援教室に関する事 ○その他教育内容に関する事 	<p>【委員長】 学識経験者</p> <p>【委員】 小中学校長会等</p>
新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計及び実施設計に関する事	【委員】 区職員
新築基本設計ワークショップ	新築基本設計に関する事	【メンバー】 地域住民、P T A、学校職員等

2 開校までのスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりとする。

組織名	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
学校経営検討委員会	校名、校歌、校章、教職員体制、PTA活動				→		
カリキュラム検討委員会	教育システム、カリキュラム、部活動、学校行事				→		
新築基本計画等検討委員会	新築基本設計、基本設計、実施設計			(工事)		→	
新築基本設計ワークショップ	→						
						新校開校	運動場開設

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱

29北教教政第1308号
平成29年6月23日
教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、神谷中サブファミリーエリア（北区立稲田小学校、北区立神谷小学校及び北区立神谷中学校の学区域をいう。以下「サブファミリーエリア」という。）に施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行うため、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、全体構想を策定するために必要な次に掲げる事項について、基本方針を踏まえ協議するものとする。

- (1) 開校に向けた推進体制に関すること。
- (2) 教育内容及び学校経営の骨子に関すること。
- (3) 学校施設の概要・規模・配置等に関すること。
- (4) 学校施設整備の進め方に関すること。
- (5) 学校周辺の整備に関すること。
- (6) その他、全体構想を策定するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、教育長が委嘱する学識経験者2名以内、サブファミリーエリア内の各町会・自治会からの推薦委員1名、各青少年地区委員会からの推薦委員1名、各小中学校PTAからの推薦委員2名、各小中学校の校長及び副校長並びに区に勤務する職員3名以内の委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議を欠席する委員は、座長の許可を得て代理の者を会議に出席させることが出来る。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、委員以外の者を出席させることができる。

5 協議会の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

付 則 (平成29年6月23日教育長決裁29北教教政第1308号)

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
学識経験者	筑波大学教授	藤井 穂高
	法政大学教授	杉崎 和久
町会・自治会 等推薦委員 【最大 13 名】	神谷一丁目町会	三浦 軍時
	神谷二丁目南町会	下山 豊
	神谷二丁目中町会	山本 鑛一
	神谷二丁目北町会	森 薫弘
	神谷三丁目町会	安田 勝彦
	神谷新生自治会	岡山 嘉夫
	富士自治会	高橋 英太郎
	神谷堀公園ハイツ自治会	中條 壽信
	神谷二丁目 1 2 号棟自治会	庄司 純子
	赤羽南自治会	金子 勝男
	赤羽南一丁目団地自治会	矢本 守
	東十条 5 丁目町会	浜田 美佐子
東十条 6 丁目町会	加藤 正志	
青少年 地区委員会 推薦委員 【3 名】	青少年神谷地区委員会	河村 謙
	青少年赤羽地区委員会	北村 由紀子
	青少年東十条地区委員会	鈴木 將雄
小中学校 P T A 推薦委員 【6 名】	神谷小学校 P T A (2 名)	中根 健二
		横田 雅美
	稲田小学校 P T A (2 名)	溝口 文康
		山岸 真朗
	神谷中学校 P T A (2 名)	内田 靖徳
		森田 薫

小中学校 代表 【6名】	神谷小学校校長	大塚 順司
	神谷小学校副校長	鎌田 康史
	稲田小学校校長	小島 みつる
	稲田小学校副校長	小杉 晃
	神谷中学校校長	島津 睦雄
	神谷中学校副校長	関根 克洋
区職員 【3名】	子ども未来部長	栗原 敏明
	まちづくり部長	横尾 政弘
	土木部長	荒田 博

【事務局】

事務局	教育振興部長	田草川 昭夫
	教育政策課長	野尻 浩行
	学校改築施設管理課長	鈴木 正彦
	学校支援課長	浅香 光男
	生涯学習・学校地域連携課長	古平 聡
	教育指導課長	山崎 隆
	子ども未来課長	銭場 多喜夫
	営繕課長	丸本 秀昭
	都市計画課長	寺田 雅夫
	道路公園課長	佐野 正徳
	教育指導課指導係統括指導主事	水浦 茂樹
	教育政策課教育政策主査	石山 永夫
	教育政策課指導主事	大塚 尚弘
	教育政策課	槇 朋子
	教育政策課	田中 堅一郎
教育政策課	箴島 茂久	

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過

回数	日付	協議内容等
1	平成 29 年 6 月 29 日 (木)	<p>1.座長及び副座長の選出 ⇒座 長：筑波大教授 藤井委員 副座長：法政大教授 杉崎委員</p> <p>2.協議会の結果等の周知 ⇒(1) 協議会の開催ごとに協議会だよりを発行し、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせする。サブファミリー内の小中学校の児童・生徒を通じて、全保護者へ配布するとともに、幼稚園、保育園及び児童館へは掲示を依頼する。 (2) 協議会議事要録を作成し、サブファミリー内の地域振興室等で閲覧ができるようにする。 (3) 協議会だより及び協議会議事要録は北区ホームページに掲載する。</p> <p>3.「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」、「全体構想の協議方法」、「今後のスケジュール」等について説明</p>
2	平成 29 年 8 月 8 日 (火)	<p>1.推進体制及びスケジュールについて</p> <p>2.教育内容について ⇒(1) 学年段階の区切りは教育課程の区分や区内外の他の小中学校との調和を図るため、6－3制とする。4－3－2制等の良さも極力取り入れる。 (2) コミュニティ・スクールとしてスタートさせ、地域の思いや考えを教育活動に反映させる。 (3) 特別支援教育の充実のため、特別支援学級を設置する方向で検討する。</p>

		<p>3.学校経営について</p> <p>⇒ 現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域に一致させる。</p> <p>4.学校施設の概要について</p> <p>⇒次回（第3回）に詳細を協議する。</p>
3	平成 29 年 10 月 11 日(水)	<p>1.学校施設の規模について</p> <p>⇒ 施設一体型小中一貫校は、全体床面積について概ね 16,000 m²を基本的な規模とすることを協議した。</p> <p>2.学校施設の配置について</p> <p>⇒ 次回（第4回）において、校舎の配置が具体的にイメージできる建物のボリュームを示す資料を事務局から提示し、配置について詳細を協議する。</p>
4	平成 29 年 12 月 5 日（火）	<p>1.北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について（報告書）（未定稿）説明</p> <p>2.学校施設の配置について</p> <p>3.学校施設整備の進め方について</p> <p>4.学校の周辺整備について</p>
5	平成 30 年 1 月 18 日（木）	北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について（報告書）（案）説明

視 察	平成 29 年 10 月 5 日（木）	施設一体型小中一貫校の品川区立豊葉の杜学園（品川区二葉 1 丁目 3 番 40 号）を視察
-----	---------------------	---

第4回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

【開催日時】平成30年1月6日（土）10:00～12:10 参加者7名

○＝質問 →＝回答

- なぜ案3で決まったのか理解できない。近隣住民への配慮ということであれば案3という答えは出ないと思っていた。この会議自体が間違っているのではないか。なぜ強行的に会議を進めてきたのか。
 - 委員の方からも近隣住民への配慮ということは、意見として出ていた。開校推進協議会では案3で進めていいということで確認いただいた。会議自体は皆さんの意見を聞きながらきちんと進めており、強行的に進めたということはない。
- 近隣住民に具体的にどのような影響が出て、どのような配慮をしていくのか。
 - 開校推進協議会の意見を踏まえて設計に入っていくが、16000 m²のボリュームが必要なので、15000 m²や14000 m²になることはない。南側と北側のボリューム配分は検討する。地下空間の利用や所有地が買えれば、空間を生み出す余地が広がる。どういう諸条件で設計を始めるかを2～3月で検討し、4月に設計事務所を公募する。その後、具体的な話し合いに入っていくことになる。
- どのような影響がマンションに出て、具体的にどのように配慮してもらえるのか。
 - 日影、眺望、騒音、風通し、視線などの要素があると思っている。優先的に考えるのは、日影と眺望と思っている。しかるべき時期に議論はさせてもらおう。具体的にこういうことはできないのかという要望があれば、お聞かせいただきたい。設計事務所に考えさせることも可能である。
- 住民に配慮すると幾ら口で言っても、結局何もされなかったというのが一番怖い。今回出てきたイメージ図も、マンション住民のことは何も考えていないようなものがいきなり出てきた。開校推進協議会の報告書には住民への配慮ということが、どう書かれるのか。
 - 近隣住民に十分配慮するという文言は入れていきたいと思っている。
- 住民の声はもっと強い文言で文章を入れてほしい。教育を最優先にされてしまうと、住民の声は一切届かなくなってしまう。また、報告書には住民説明会の内容が一切書かれていないので、それも添付してほしい。
 - 開校推進協議会の報告書の中で、近隣住民への配慮というのをどの程度の強さで入れるかは、私たちの一存では決められないが、公園を動かすという大きな変化を認識して、今後の設計を進めていきたい。
- 報告書は、都市計画公園を潰して小中一貫校をつくるということを入れた形でまとめて、それを次の協議会に出して議論してほしい。自分たちは協議会で発言ができないし、幾らここでしゃべっても一切届かない。

- 住民報告会の中身については、議事要旨という形で毎回事前に委員の皆さんには配付し、ホームページでは文章を起こしたものを示している。我々としては、丁寧に皆さんの意見を聞きながら、協議会には資料として示し皆さんの声も伝えるという努力はしてきた。公園を動かすということの視点については、どういう文言が盛り込めるか考えてみたい。
- 小中一貫校になったときに学区域が変更になると思うが、変更することに対しては反対である。
- 開校推進協議会の中で、稲田小学校と神谷小学校の学区域は、新しくできる小中一貫校の学区域とあわせることが確認されている。ただ、指定校変更については柔軟に対応するとしており、今後、学校経営検討委員会において改めて検討してもらう。
- 今まで事務局が言っていたことは何も履行されていない。意見、要望を聞いて配慮してきたつもりだというのが、イメージづくりの段階から配慮が全くされていない。
- 近隣の方々にどういう配慮ができるかは、設計に入る時にお聞きし配慮していく。
- 報告書案の2の(5)に近隣住環境への配慮の記載があるが、これでは不十分である。単独で章立てしてもいいのではないか。
- 報告書は、協議会の中で協議していただいたことをまとめている。皆さんの思いは、これまで協議会で伝えた内容や3回の説明会の要旨などを、報告書に添付資料としてつけることを考えている。
- イメージ図にはマンション住民の要望や、住民説明会でお願いしたことが反映されていない。校舎棟の屋上利用は認められない。プールは体育館棟の方に載せられないのか。地下利用は積極的にすべき。公開空地が2mというのは不十分である。
- 意見としては承る。できるできないは今とは言えない。イメージ図を出発点として議論すべきではないと考えている。
- 工事段階やその後の運用段階において、何らかの悪影響が住民にあったときは、区の方で補償を確実にしてもらえるのか。住民が窓を二重サッシ化したり、ベランダに目隠し対策をした場合、金銭的な負担は当然区が補償すべきと思う。
- 建設に際して、プライバシーや騒音対策に十分配慮して進める。
- 補償に関し、書面により取り交わしができないか区の方で協議してほしい。できるできないについて、次回の住民報告会で説明してほしい。
- どういう対応ができるか、持ち帰り調べさせてもらう。
- 報告会での住民意見は教訓として報告書に載せてもいいのではないか。近隣への配慮の記載は不十分なので、加筆してほしい。
- 加筆の件については検討する。
- プールを3つの学校に相当する生徒、児童で使うことに関し、キャパシティ

は足りるのか。一つのプールで全部さばけるのか。

→屋根つきのにすることや、プールの深さについて、今後のカリキュラム検討委員会の検討状況を踏まえて最終的に仕様を決める。

○神谷中の敷地は、周辺の地盤より若干高くなっている。水害対策で高くなっているのかもしれないが、今後どこの高さが基準になるのか詰めてほしい。

→いろんな経過をたどっていることは聞き及んでいる。測量や土壌調査も入るので、その結果も踏まえて土地利用については考えたい。

○学校施設の規模は、なぜ 16000 m²から動かせないのか。近隣住民の影響に対し、十分な配慮ができなかった場合の対応はどう考えているか。

→普通教室の数や児童生徒の数から、文部科学省の基準値等を参考にするとこれくらいの床面積が必要である。近隣住民への配慮が十分不十分というのは、意見が食い違うこともある。それをなるべく埋めていきたい。

○資料2の断面図がひとり歩きするのは避けたいので、イメージ図ですというのをに入れてほしい。方角も入れてほしい。

→載せ方については工夫したい。

※質疑の全文については、北区のホームページに公開しています。